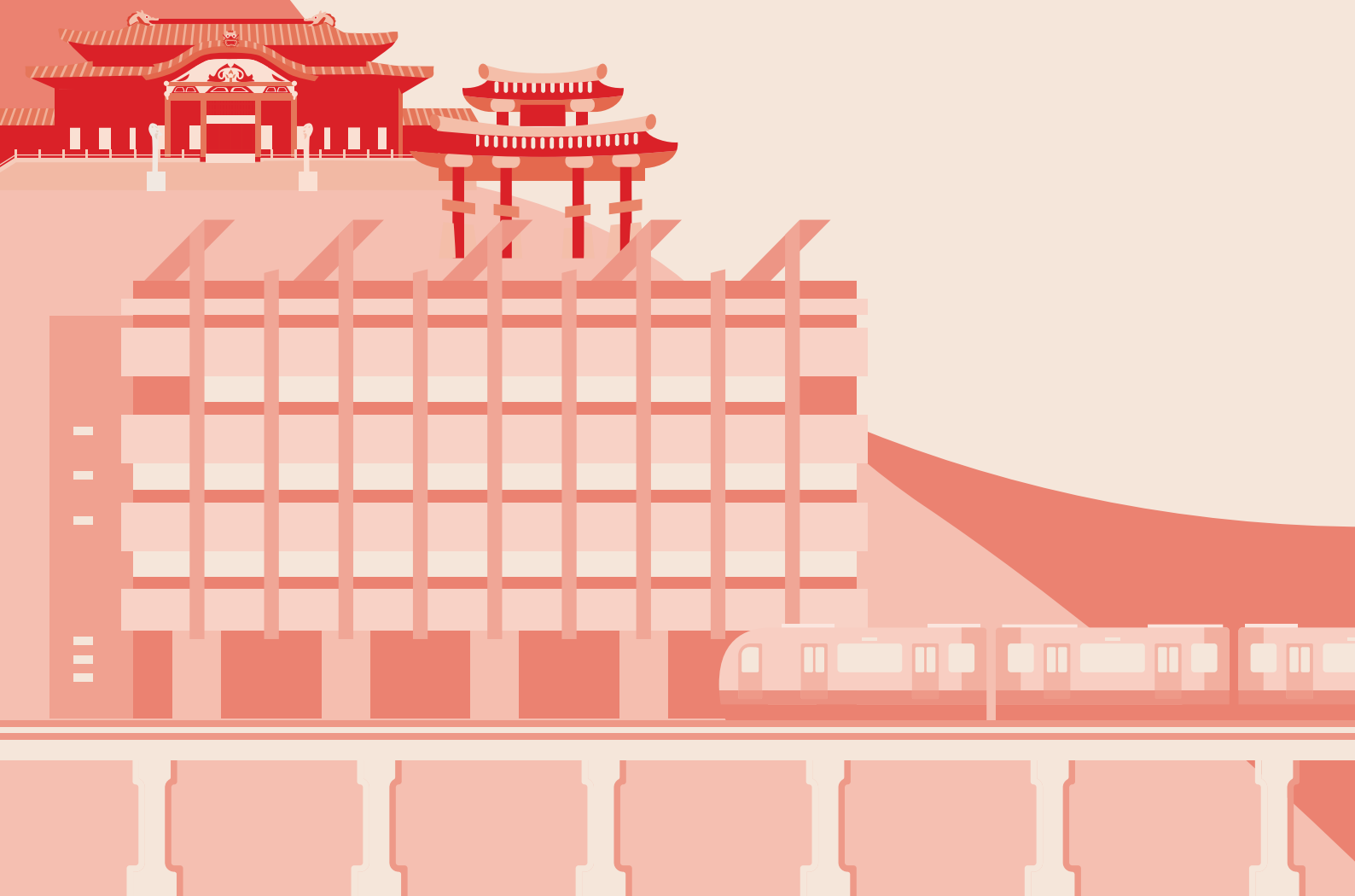


Report 2026



沖縄振興開発金融公庫
THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION



CONTENTS

沖縄公庫の概要

理事長メッセージ	02
プロフィール	04
業務概要	05
行動指針	06
業務運営方針／令和8年度の予算	07
資金調達	08

組織運営の仕組み

ガバナンス態勢	56
リスク管理体制	57
法令遵守体制／顧客保護等管理方針	58
個人情報の保護	59
金融円滑化管理体制	60
政策金融評価	61
ディスクロージャー	62

沖縄公庫の特色と役割

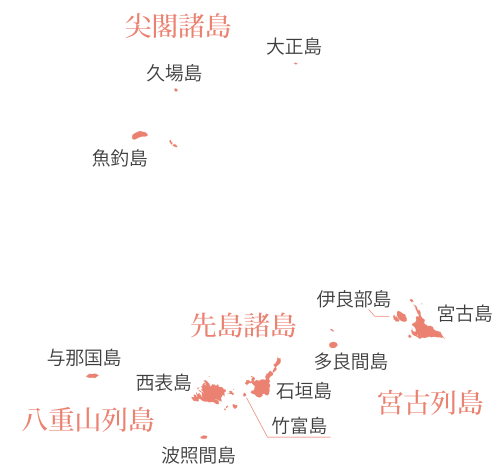
沖縄の振興開発を支える総合政策金融機関	10
セーフティネット機能の発揮	14
自立型経済の発展に向けたリーディング産業を支援	16
地域経済の担い手、頑張る中小企業・小規模事業者を支援	17
創業・新事業展開を支援	18
離島・北部地域の振興・活性化を支援	20
駐留軍用地跡地開発を支援	22
地方創生の取組を支援／ハイライトインタビュー	23
事業再生を支援	25
事業承継を支援	26
海外展開を支援	27
ひとり親家庭・人材育成を支援	28
関係団体、民間金融機関との連携	29
情報サービス	30

資料編

業績	64
財務諸表	70
財務の状況	72
貸付金の状況	76
行政コスト計算財務書類	78
参考情報	84
沖縄振興開発金融公庫法(抜粋)	90
会計等に関する関連法の規定(抜粋)	92
沿革	94
組織機構	95
店舗	96

融資・出資制度の概要

産業開発資金	32
中小企業資金	34
生業資金	36
生活衛生資金	38
医療資金	40
農林漁業資金	42
住宅資金	44
教育・恩給担保資金	46
出資	48
新事業創出促進出資	50
沖縄公庫独自制度	52



北大東島
南大東島

大東諸島

沖大東島



沖縄公庫の概要

理事長メッセージ	02
プロフィール	04
業務概要	05
行動指針	06
業務運営方針／令和8年度の予算	07
資金調達	08

理事長メッセージ



◆沖縄の振興における「車の両輪」

沖縄公庫は、沖縄のみを対象とする唯一の総合政策金融機関として昭和47年5月に設立されて以来、沖縄の経済の振興と社会の開発に資するため、沖縄振興策と一体となった資金供給に取り組んでまいりました。民間投資等を支援する当公庫の政策金融は、国による税・財政面の支援措置と並び、沖縄振興における「車の両輪」として位置づけられます。

◆魅力ある沖縄の地域特性

沖縄は、広大な海域に点在する160の島々から成り立っており、亜熱帯域の自然環境の中で、独特の文化を発展させてきました。成長著しいアジアに近く、また全国一高い出生率などの優位性と潜在力を有しており、日本の経済成長の牽引役となるよう期待されています。

◆自立型経済の発展に向けた政策金融の役割

沖縄の振興開発は、政策の基本方向が当初の「社会資本整備を中心とした本土との格差是正」から、現在の「民間主導の自立型経済の構築、発展」に展開されるなかで、様々な施策が講じられることにより、着実に進展してきました。

沖縄公庫はこれまで、国や県の沖縄振興策と一体となった政策金融機能の発揮に努め、産業基盤整備やリーディング産業、中小・小規模事業者、農林水産業の支援、離島地域の振興、市街地や駐留軍用地跡地の開発、創業・スタートアップの支援、こどもの貧困対策などに積極的に取り組んでまいりました。

これらに加えて、地域経済の環境変化や災害に即応したセーフティネット資金の円滑な供給や事業再生支援に努めるとともに、より豊かな地域社会の実現に向けて、市町村への助言業務にも取り組んでいます。

◆沖縄の振興に引き続き貢献するために

沖縄の経済社会は、本土復帰以来、5次にわたる振興計画によって社会資本の整備が進み、沖縄の優位性を活かしたリーディング産業の成長等により、活気のある地域に発展してきました。しかしながら、全国最下位の一人当たり県民所得やこどもの貧困など、なお解決すべき課題を抱えており、また足もとでは、物価高や人手不足、中東情勢などの影響に対する取組みも必要となっています。

このようななか沖縄公庫は、国の沖縄振興策及び新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の下、独自の貸付・出資制度等の活用や地域に根ざした総合政策金融の機能を最大限発揮することにより、沖縄が抱える課題の解決と、「強い沖縄経済」の実現に向けて取り組んでいます。

これからも、沖縄振興の基本方向である沖縄の優位性を活かした民間主導の自立型経済の発展等に向けて、各種産業の生産性向上、中小企業・小規模事業者の経営基盤強化や事業承継、人材育成、ひとり親支援、基地跡地利用、北部・離島地域の振興、セーフティネット対応など、多様な資金ニーズにきめ細かに対応するとともに、沖縄における社会課題の解決や脱炭素化への取組みなどを支援し、持続可能な地域発展に貢献できるよう、金融サービスの提供に努めてまいります。

また、業務運営においては中長期的な視点に立った総合政策金融機能を発揮するため、国・県・各市町村や関係団体・民間金融機関との連携・協調を一層促進するとともに、デジタル技術等を活用した顧客利便性の向上と業務の改善・効率化、人材育成、リスク管理態勢の高度化等に取り組んでまいります。

今後とも、県民の皆さまから信頼される公庫、親しまれる公庫として沖縄振興に貢献すべく努めてまいりますので、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

理事長 新垣尚之

沖縄振興開発金融公庫の概要

沖縄における政策金融を一元的・総合的に行う政府系金融機関です。

1.設	立	昭和47年5月15日、沖縄の本土復帰に伴い沖縄における政策金融を一元的・総合的に行うため「沖縄振興開発金融公庫法」に基づいて設立されました。
2.目	的	沖縄振興開発金融公庫は、沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もつて沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的としています。 (沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年5月13日 法律第31号)第1条)
3.資	本	1,565億円(令和8年3月末現在) 全額政府出資です。
4.役 職 員 数		役員6人 職員220人 (令和8年度予算定員)
5.店	舗	6店舗
6.代 理 店		9金融機関 249店舗 (令和8年3月末現在)
7.役 員		理 事 長 新 垣 尚 之 副 理 事 長 田 村 公 一 理 事 出 口 恭 子 理 事 外 間 聡 理 事 儀 間 秀 樹 監 事 川 住 昌 光 (令和8年4月1日現在)
8.出融資残高		9,719億円 (令和8年3月末現在)

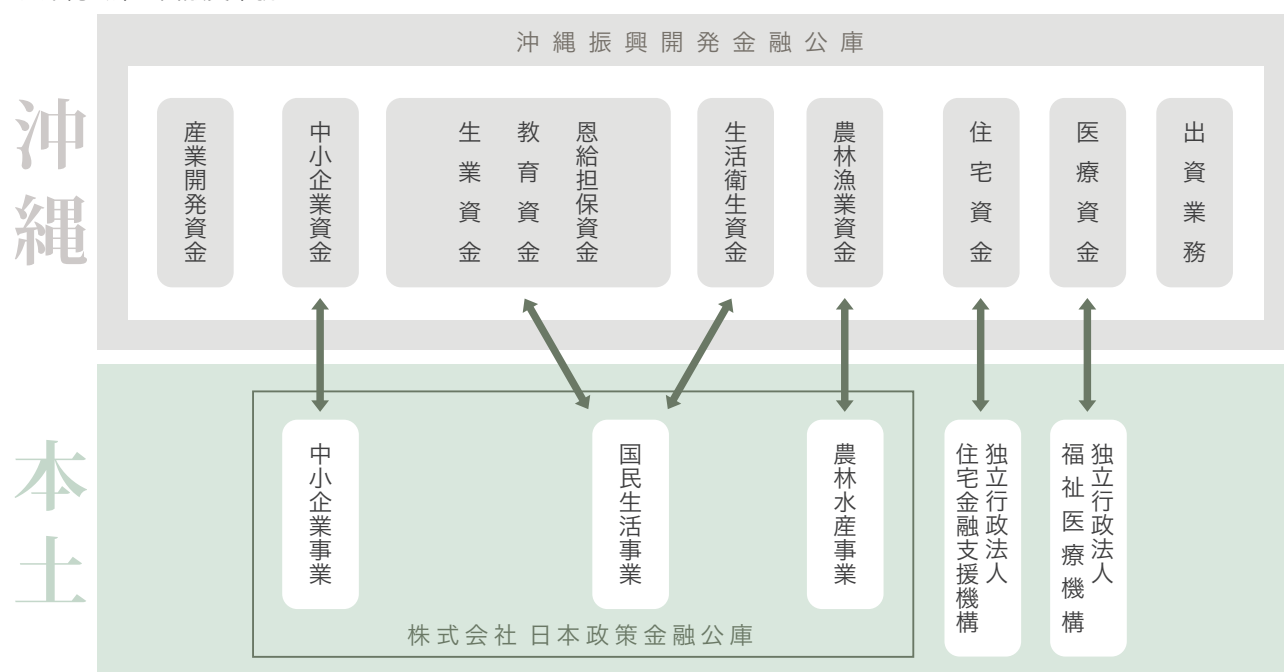
業務概要

● 地域に根ざした総合公庫

沖縄公庫は、地域限定の総合政策金融機関として、本土における株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人福祉医療機構（福祉貸付を除く）の3機関に相当する業務に加え、沖縄の地域的な政策課題に応える独自制度、地域開発や事業再生を支援する出資及び新事業創出促進出資を一元的に取り扱っています。

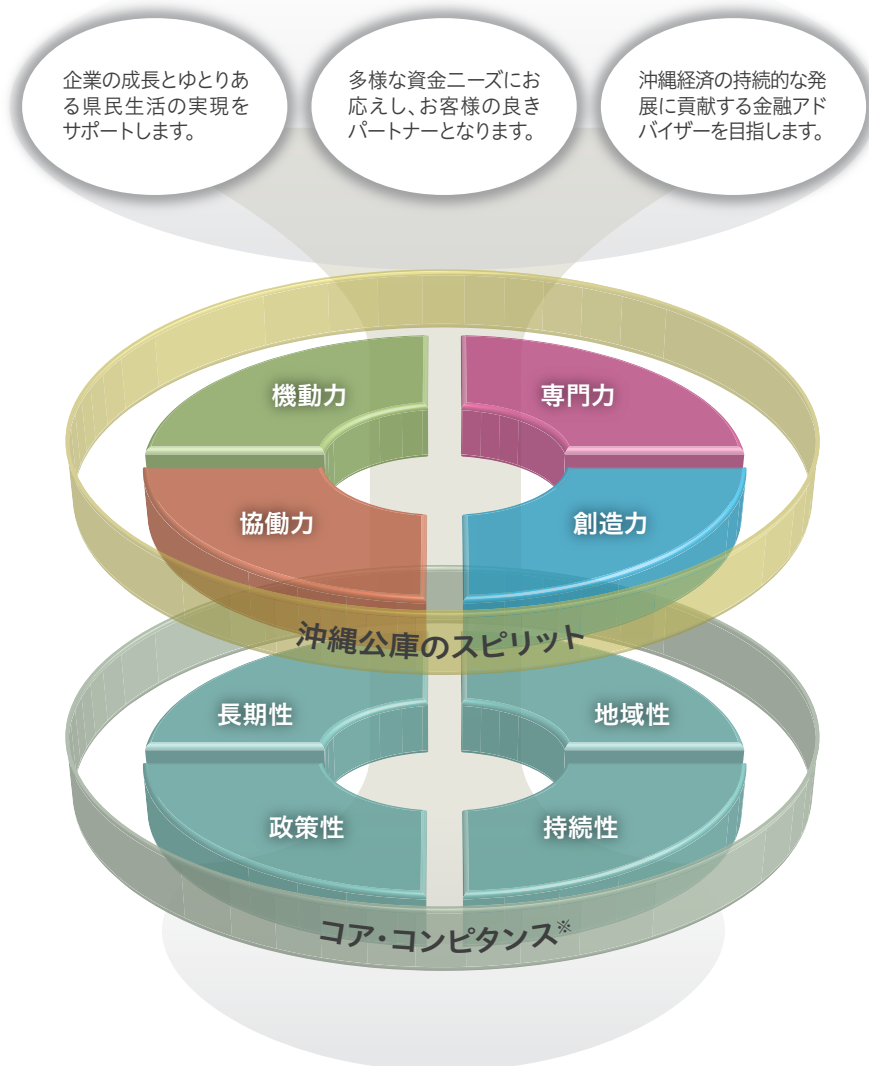
(1) 融資業務	産業開発資金、中小企業資金、生業資金、教育資金、恩給担保資金、住宅資金、農林漁業資金、医療資金及び生活衛生資金の貸付け
(2) 社債の取得業務	沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金又は沖縄において事業を行う中小企業者の事業の振興に必要な長期資金の調達のために発行される社債の取得
(3) 債務の保証業務	沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金に係る債務の保証
(4) 債権の譲受け業務	沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金に係る債権の譲受け
(5) 出資業務	沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金の出資
(6) 新事業創出促進出資業務	沖縄における新たな事業の創出を促進するものであって、沖縄の産業の振興に寄与する事業に必要な資金の出資
(7) 債務の株式化業務	経営不振に陥っているものの、再生の見込みがある企業に対する貸付金等（産業開発資金、中小企業資金、生業資金、農林漁業資金、生活衛生資金に限る）の株式への振替え（DES）
(8) 受託業務	独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援業務、独立行政法人勤労者退職金共済機構の審査回収業務及び独立行政法人福祉医療機構における旧年金資金運用基金の貸付債権の管理回収業務の受託

▼ 沖縄公庫の出融資業務



政策金融の「総合力」を発揮し、 沖縄の未来を創造します。

わたしたちの行動指針



沖縄公庫は、地域限定の総合政策金融機関として培った長期的・持続的視点を基盤として、良質な資金と最適な金融ソリューションの提供などの「総合力」を発揮し、沖縄の未来を創造します。

役職員は、その実現と多様化・高度化するニーズに応えるために、脈々と受け継がれる「沖縄公庫のスピリット」を育み、「わたしたちの行動指針」を堅持していきます。

※コア・コンピタンスとは、他社がまねのできないもの、自社ならではの価値を提供できるもの、自社の強みをいう。

業務運営方針

◎ 業務運営の基本方針(要旨)

沖縄公庫は、沖縄のみを対象とする唯一の総合政策金融機関として、その役割を積極的に果たしていくため、令和8年度の業務運営方針においては、「現下の沖縄経済は、堅調な観光関連需要等により拡大基調にある。その一方で、物価高や人手不足の長期化、人件費の上昇に加え、先行き不透明な国際情勢が県経済及び事業者に与える影響について十分に注意する必要がある。また、コロナ禍で増大した債務負担等により、依然として厳しい状況に置かれている事業者も多くいることにも留意する必要がある。かかる状況を踏まえ、物価高や人手不足等の足元の経営課題に直面している事業者に対する省力化等の生産性向上、経営改善・事業再生等の伴走支援、機動的なセーフティネット機能の発揮をはじめ、事業者の成長力強化や事業再構築、スタートアップ支援等についても積極的に取り組む。

また、経済・社会の発展及び沖縄における地域課題の解決に貢献すべく、経済財政運営の基本方針(骨太方針)や沖縄振興特別措置法の5年見直しの議論の方向性等を踏まえ、国や県、各種支援組織との連携をより一層強化し、国内外及び沖縄における地域経済の動向や、地域特性を十分に反映させた業務を推進する」とこととしています。

また、業務の運営にあたって役職員は、民間金融の補完を旨としつつ、国や沖縄県の沖縄振興策をはじめ、国の経済対策、成長戦略、地方創生等にかかる諸施策を踏まえた政策金融機能を最大限発揮するよう努めるべく、以下の重点事項に取り組むこととしています。

◎ 業務運営の重点事項(要旨)

① 沖縄公庫らしい役割・機能の発揮

- (1) 国や県の沖縄振興策と一体となった政策金融機能を最大限発揮し、人手不足への対応に向けた省力化・デジタル化、協業化等を通じた生産性向上等への支援、子どもの貧困対策やひとり親支援等の沖縄の社会的課題の解決、雇用環境の改善、北部・離島地域の振興、駐留軍用地跡地の開発、観光の質の向上などリーディング産業をはじめとした各種産業の振興、地域人材の育成等の取組を推進します。また、物価高や人手不足等の影響を受けた事業者や、コロナ禍からの回復途上にある事業者に対しては、その実情に応じた効果的な伴走支援に積極的に取り組みます。

- (2) 地域経済を支える事業者等の経営課題や沖縄の地域課題の解決に向けて、民間金融の補完を旨としつつ、行政機関・民間金融機関・各種支援組織との連携をより一層強化し、ワンストップサービス機能を発揮した円滑な資金供給と事業者の経営力向上等に資する非金融支援に取り組みます。また、民間金融機関との協調・連携にあたっては、新たに創設される医療経営資本強化資金を含む資本金劣後ローンの活用や、新たに導入される企業価値担保権の活用についても適切に対応します。
- (3) 「地域金融力強化プラン」等の国の施策を踏まえ、中小・小規模事業者及び農林漁業者等の成長・発展に向けた支援をはじめ、創業・スタートアップ・新事業、ソーシャルビジネス、海外展開、事業承継、事業再生、賃上げ、省力化等の生産性向上、GX・DX、脱炭素化、地方創生への支援等、多様な資金ニーズに適切に対応します。また、金融支援にあたっては、引き続き「経営者保証改革プログラム」等を踏まえた適切な対応に努めてまいります。
- (4) 自然災害、感染症の流行、中東情勢の影響をはじめとする様々な経済環境の変化等によるセーフティネット需要に対しては、総合政策金融機関の機能を最大限発揮し、機動的に対処してまいります。

② 業務の迅速・適切な執行と地域活性化への取組み

- (1) 出融資、債権管理等における事業者への対応においては、形式的な事象のみで判断することなく、経営実態や事業の特性等を十分に考慮するなど、事業者の立場に立った親身な対応を徹底します。
- (2) 事業者の経営課題が多様化する中、事業者に対しては資金供給等の支援に留まらず、経営力向上等に資する情報提供やマッチング支援、課題解決に向けた外部専門家・外部支援組織と連携した非金融支援についても積極的に行います。また、地域経済への波及効果が期待される「GW2050 PROJECTS」等の大規模プロジェクト等に対しては、計画立案段階からの出融資相談等を通して、事業化及び高付加価値化の支援に取り組みます。
- (3) 自治体等との連携を強化し、PPP/PFI事業の支援等により、地域における課題解決に取り組みます。また、大学等教育機関、シンクタンク等と連携した地域経済の分析や情報発信等に努めることに加え、民間金融機関等と連携した若年層へのアントレプレナーシップ教育を積極的に行う等、地域経済の活性化に向けた取組を推進します。

令和8年度の予算

沖縄公庫の令和8年度予算の事業計画などの概要は次のとおりです。

事業計画の概要

(単位:百万円)

貸	付	178,000
産業開発資金		66,000
中小企業等資金		87,000
住宅資金		5,000
農林漁業資金		8,000
医療資金		8,000
生活衛生資金		4,000
出	資	2,200
企業等に対する出資		1,500
新事業創出促進出資		700

資金交付計画及び原資の概要

(単位:百万円)

資	金	交	付	189,876						
原			資	189,876						
財	政	投	融	資	162,000					
	産	業	投	資	出	資	金	5,000		
	財	政	融	資	資	金	借	入	金	157,000
借				入	金	600				
	独立行政法人勤労者退職金共済機構借入金	600								
債				券	11,360					
	沖縄振興開発金融公庫債券	10,000								
	住	宅	宅	地	債	券	1,360			
貸	付	回	収	金	等	15,916				

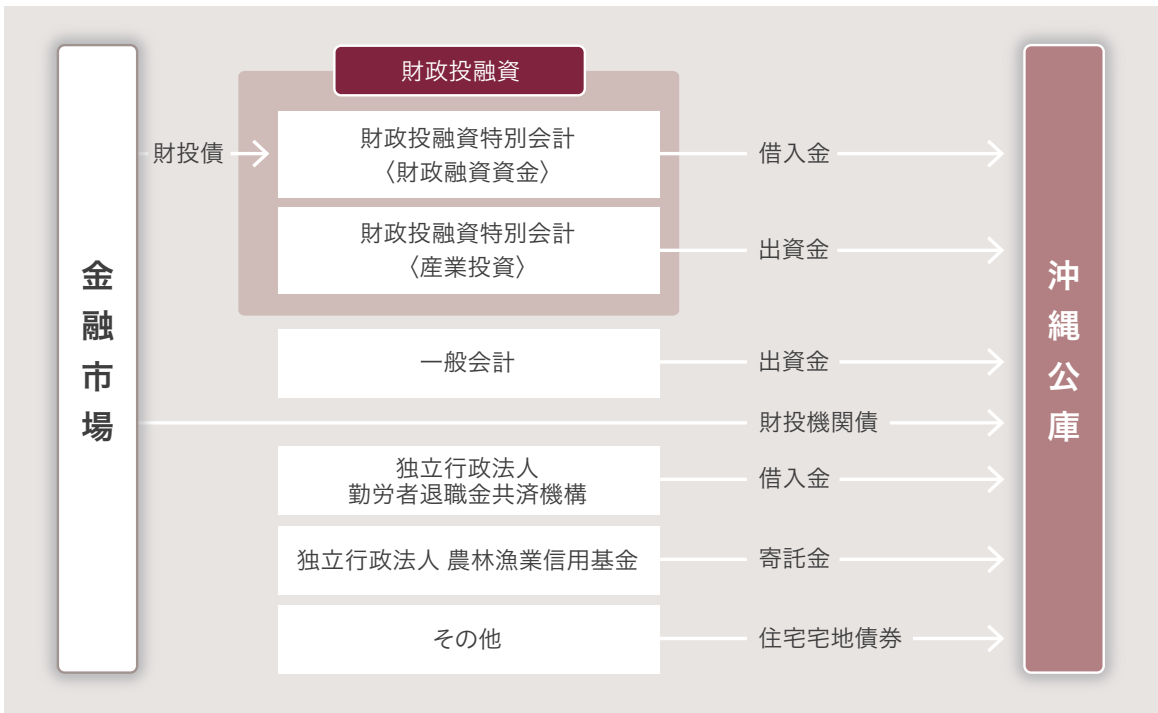
注:四捨五入の関係上、内訳の集計数は、合計数と必ずしも一致しません。

資金調達

● 資金調達の仕組み

沖縄公庫は、政府からの借入金（財政融資資金）及び出資金（産業投資出資金、一般会計出資金）、沖縄振興開発金融公庫債券（財投機関債）の発行などを主な資金調達手段としています。

▼ 資金調達の仕組み



▼ 資金調達（当初予算額）の内訳

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
財政融資資金借入金	194,600	156,500	157,000
産業投資出資金	7,000	5,000	5,000
一般会計出資金	100	100	100
財投機関債	10,000	10,000	10,000
その他	2,411	2,370	1,970
勤労者退職金共済機構借入金	1,600	1,000	600
寄託金	10	10	10
住宅宅地債券	801	1,360	1,360
調達額合計	214,111	173,970	174,070

● 財投機関債

沖縄公庫は、平成14年度より毎年度、財投機関債の発行により貸付原資の自己調達を行っています。

なお、令和7年度末における発行累計額は、3,780億円となっています。

また、令和3年度より、サステナビリティファイナンスに関する第三者評価「DNVセカンドパーティ・オピニオン」を取得し、「サステナビリティボンド」として発行しています。調達された資金はすべて、沖縄が抱える社会・環境的課題の解決に資する事業への融資に活用されます。

▼ 発行実績

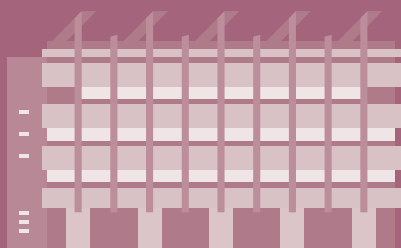
（単位：百万円）

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
10,000（10年）	10,000（10年）	10,000（10年）	10,000（10年）	10,000（10年）

（注）（ ）内は発行年限。

▼ 格付（令和7年11月13日）

（株）格付投資情報センター（R&I）	AA+（安定的）
--------------------	----------



沖縄公庫の 特色と役割

沖縄の振興開発を支える総合政策金融機関……………	10
セーフティネット機能の発揮……………	14
自立型経済の発展に向けたリーディング産業を支援…	16
地域経済の担い手、頑張る中小企業・小規模事業者を支援……………	17
創業・新事業展開を支援……………	18
離島・北部地域の振興・活性化を支援……………	20
駐留軍用地跡地開発を支援……………	22
地方創生の取組を支援／ハイライトインタビュー……………	23
事業再生を支援……………	25
事業承継を支援……………	26
海外展開を支援……………	27
ひとり親家庭・人材育成を支援……………	28
関係団体、民間金融機関との連携……………	29
情報サービス……………	30

沖縄の振興開発を支える総合政策金融機関

7.5兆円
設立以来の出融資実績

沖縄公庫は、「沖縄の優位性を生かした
民間主導の自立型経済の発展」を金融面から支えます。

◎ 沖縄振興策における沖縄公庫の位置づけ

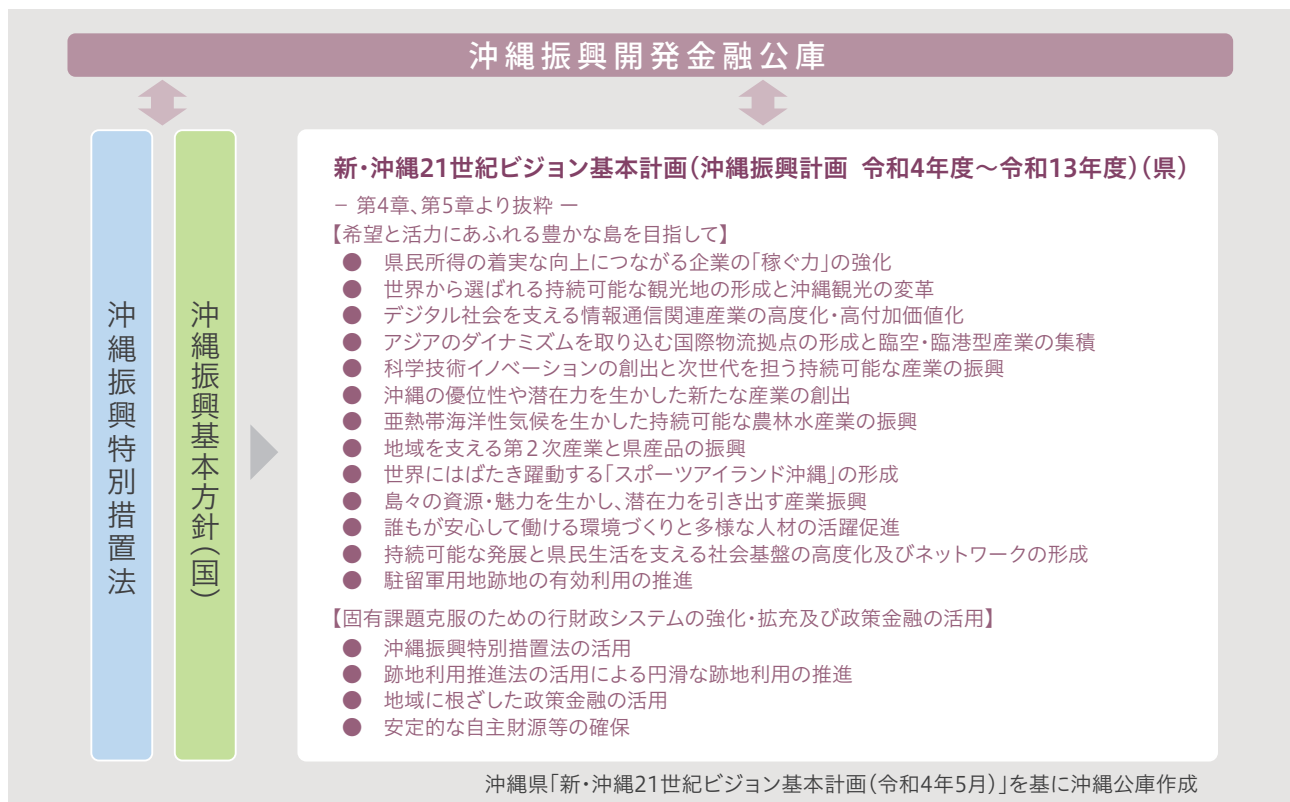
沖縄振興特別措置法において、国は沖縄振興策の目標実現に必要な資金の確保に努めることとされており、沖縄公庫の出融資はその具体的措置の一つとして位置づけられています。

沖縄公庫は、沖縄における政策金融を一元的・総合的に行う政府系金融機関として、引き続き沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展に貢献すべく、国や県の沖縄振興策と一体となった政策金融機能の発揮に努めてまいります。※

※沖縄公庫の在り方について

沖縄公庫は、政策金融改革において当初、平成24年度以降に(株)日本政策金融公庫に統合するものとされていましたが、現在は、「沖縄振興特別措置法」等の一部改正(令和4年4月1日施行)に伴う「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)の一部改正により、令和14年度以降に統合するものとされています。

▼ 沖縄振興策と沖縄公庫



◎ 沖縄公庫とSDGs

SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。

沖縄公庫は、沖縄における唯一の総合政策金融機関として、SDGsに貢献していきます。

▼ 沖縄公庫による政策金融とSDGs (主なもの)



◎ 沖縄の地域的な政策課題に対応した沖縄公庫独自の出融資制度

沖縄公庫は、本土における日本公庫などの機関と同様の融資制度に加え、沖縄の地域的な政策課題に応えるため、国や県の沖縄振興策などに則した独自制度(36制度)を活用し、地域に密着した政策金融を実施しています。

▼ 沖縄公庫の出融資体系と沖縄振興策

沖縄振興開発金融公庫

産業開発資金	中小企業資金	生業資金	生活衛生資金	農林漁業資金	医療資金	住宅資金
産業振興に寄与する事業への長期資金の融資	中小企業者への長期事業資金の融資	小規模事業者への小口の事業資金の融資、教育ローン、恩給担保融資	生活衛生関係事業者への事業資金の融資	農林漁業者、食品産業向けの長期資金の融資	病院・診療所等の整備・運営のための資金の融資	賃貸住宅建設資金等の融資
【沖縄公庫独自制度】						
駐留軍用地跡地の利用促進				農業振興	生活基盤整備	
● 駐留軍用地跡地開発促進				● 沖縄農林漁業経営改善資金	● 離島・過疎地域病院等	
リーディング産業の振興				● 製糖企業等資金		
● 国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興				● おきなわブランド振興資金		
● 沖縄情報通信産業支援				● 沖縄農林畜水産物等起業化支援資金		
● 沖縄観光リゾート産業振興				● 水産加工施設資金		
産業集積の推進				● 沖縄農林漁業台風災害支援資金		
● 沖縄特区等無担保貸付利率特例						
社会資本・産業基盤整備	中小企業の振興、雇用の促進					
● 電気	● 沖縄特産品振興貸付					
● ガス	● 沖縄創業者等支援貸付					
● 海運	● 沖縄離島・北部地域振興貸付					
● 航空	● 沖縄生産性向上促進貸付					
● 沖縄自立型経済発展		● 沖縄雇用・経営基盤強化資金(沖経)				
● 基本資金						
財務基盤強化	沖縄における地域的・社会的課題の解決					
● 産業開発資金資本性劣後ローン特例	● 沖縄社会課題対応企業等支援貸付					
		人材育成				
		● 沖縄人材育成資金				
		● 教育資金所得特例				
		● 教育離島特例				
		● 教育ひとり親特例				
		● 位置境界明確化資金				
カーボンニュートラル推進投資利率特例						
沖縄ひとり親支援貸付利率特例						
沖縄人材活躍推進貸付利率特例						
赤土等流出防止低利(ちゅら海低利)						
沖縄特利(基準金利 -0.3%)						
企業等への出資(産業基盤整備、リーディング産業支援)				ベンチャー企業への出資(新事業創出促進出資)		

▼ 沖縄公庫独自制度の融資構成比(金額)

(令和7年度)



沖縄振興特別措置法

(失効期限:令和14年3月31日)

- 沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、特別の措置を講ずることにより、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。(第1条)
- 内閣総理大臣は、沖縄の振興を図るため、沖縄振興基本方針を定めるものとする。(第3条の2)
- 沖縄県知事は、沖縄振興基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする。(第4条)
- 沖縄振興上重要な分野について、国による資金の確保(沖縄公庫の独自制度の活用)を規定。
→観光産業(第10条)、情報通信産業(第33条)、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業(第38条)、国際物流拠点産業(第52条)、農林水産業(第60条)、電気の安定的かつ適正な供給の確保(第63条)、中小企業の振興(第65条)
- 新事業創出促進出資の業務について、引き続き沖縄公庫の特例業務として規定。(第68条)

沖縄振興基本方針

(令和4年5月10日内閣総理大臣決定)

- 本基本方針は、沖縄振興特別措置法第3条の2に基づき、国が考える沖縄の振興の意義や方向、振興に当たっての基本的な視点を示すとともに、沖縄県が沖縄振興計画を策定する際の指針となるべき基本的事項や計画の推進に関する基本的事項について定めたものである。(1序文抜粋)
- 沖縄振興計画に基づく取組等を推進するため、次の政策ツールが設けられている。沖縄振興開発金融公庫は、コロナ禍で打撃を被った地域経済の下支えを行うとともに、独自の貸付・出資制度等も活用し、沖縄が抱える社会問題の解決に向けて取り組むことが期待されている。(IV沖縄振興の推進に関する事項抜粋)

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画

(沖縄振興計画)(令和4年5月15日決定)

- 「沖縄21世紀ビジョン」の実現のためには、沖縄振興特別措置法に規定する各種特別措置と民間投資を促進する政策金融が車の両輪として、また、本県の可能性を顕在化させるために必要不可欠です。このことから、本県のみを対象とする唯一の政策金融機関である沖縄振興開発金融公庫(以下「沖縄公庫」)の存在は重要です。本県の地域事情に精通し、政策金融を一元的・総合的に行う沖縄公庫については、現行の組織及び機能の維持存続を図った上で、各種金融支援制度の整備やその活用促進など沖縄県や民間金融等と協調・連携した一層の役割発揮が求められます。(第5章克服すべき沖縄の固有課題抜粋)

◎ 沖縄の振興における「車の両輪」

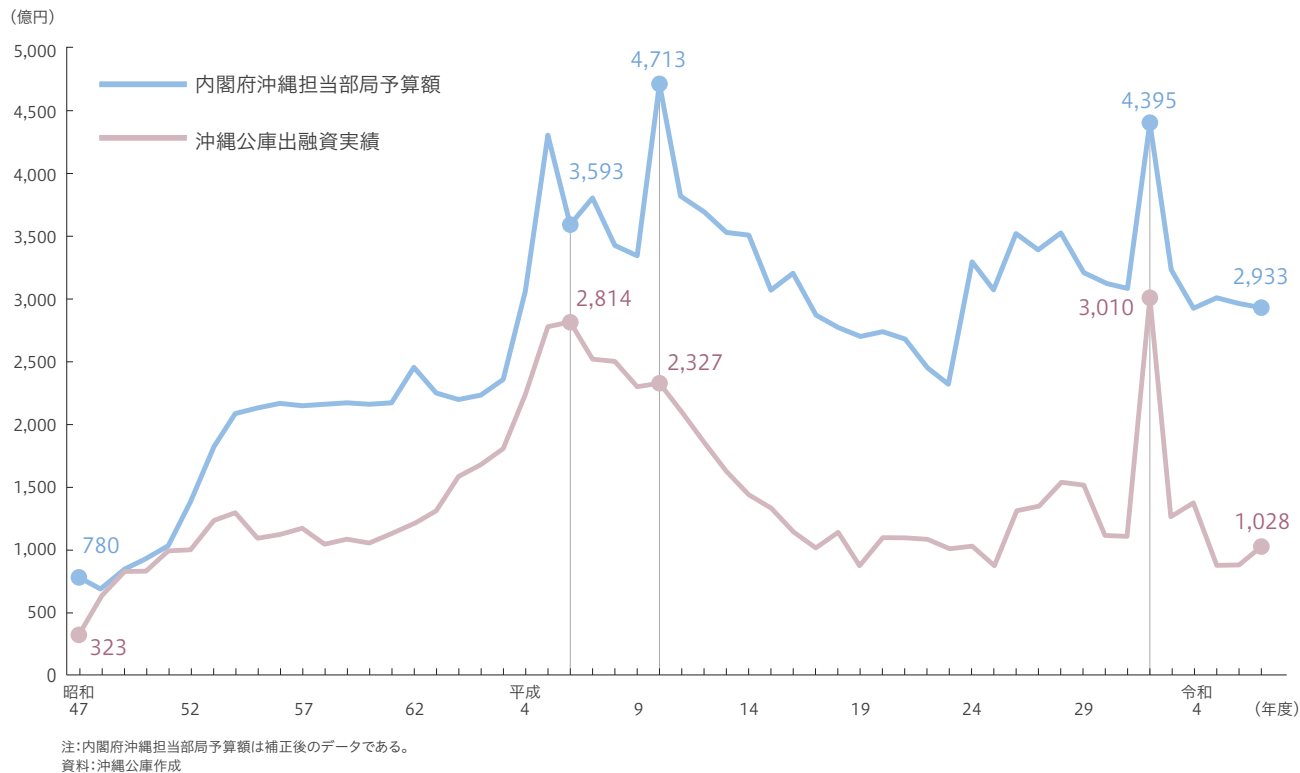
民間投資等を支援する沖縄公庫の政策金融は、国による税・財政面の支援措置と並び、沖縄の振興における「車の両輪」として位置づけられます。

(昭和47年度～令和7年度累計)

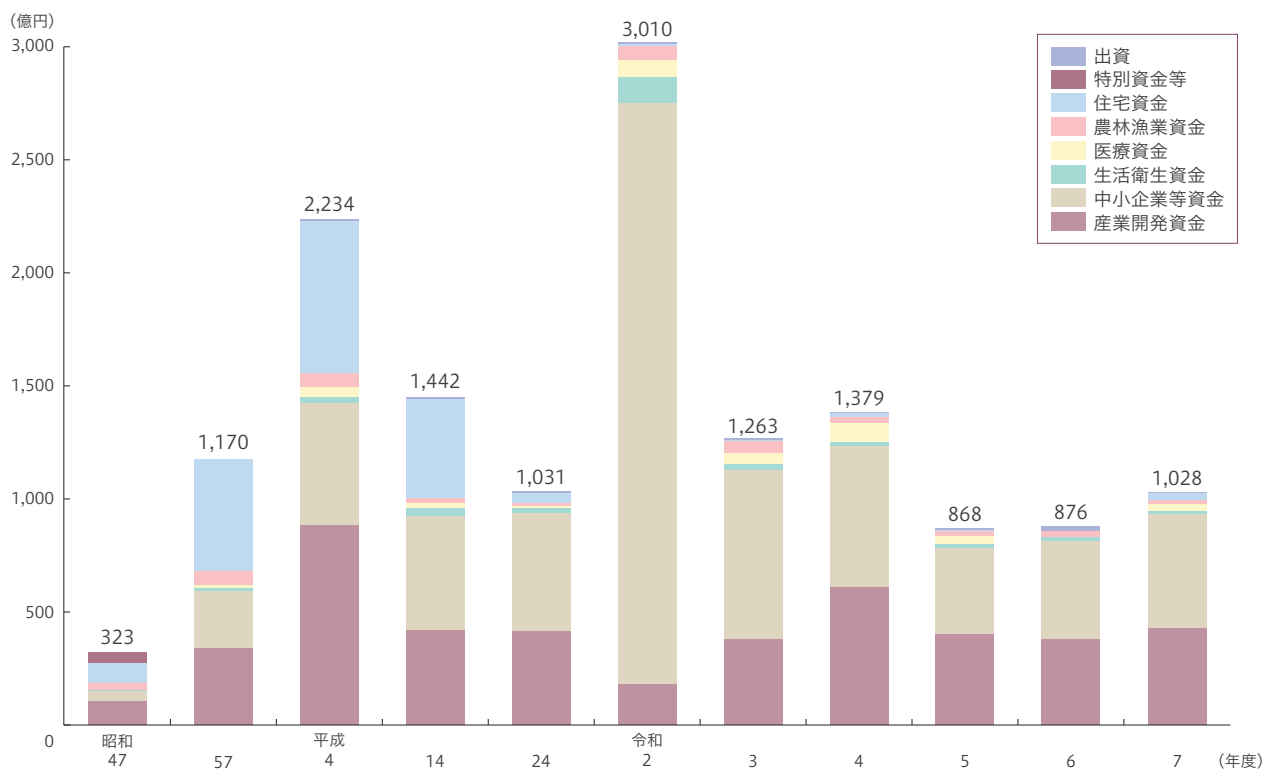
(内閣府沖縄担当部局予算額) 14兆7,361億円

(沖縄公庫出融資実績) 7兆4,930億円

▼ 内閣府沖縄担当部局予算額と沖縄公庫出融資実績の推移



◎ 出・融資実績の推移

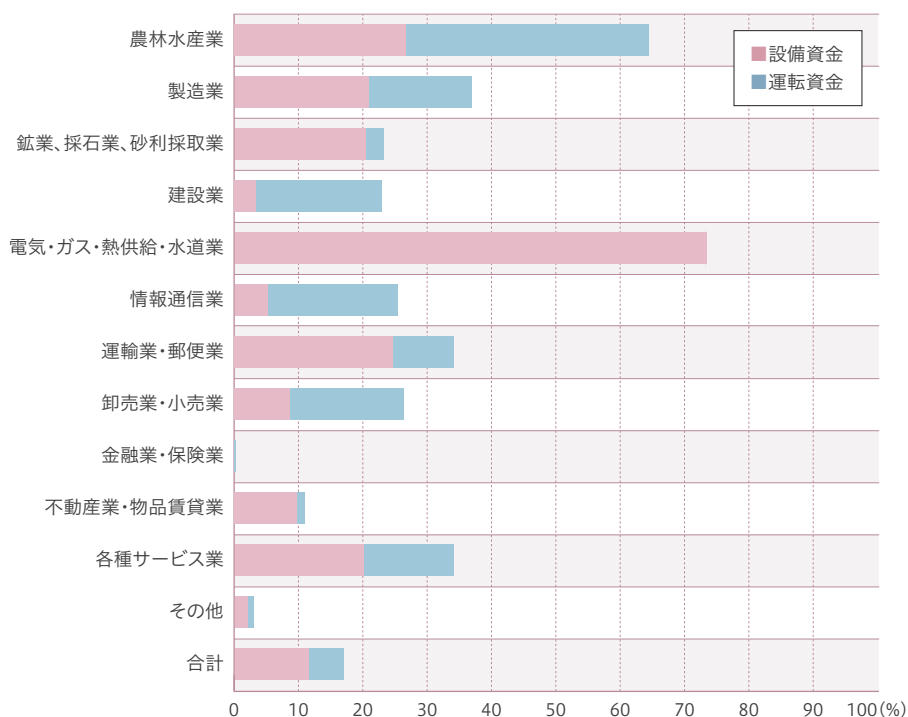


● 民業補完

沖縄公庫は、良質な資金を供給することにより、民間金融を補完しています。

投資回収に長期を要する設備投資分野では公庫の長期・固定金利が活用され、事業活動に必要な運転資金は民間金融機関が主体となって供給しています。

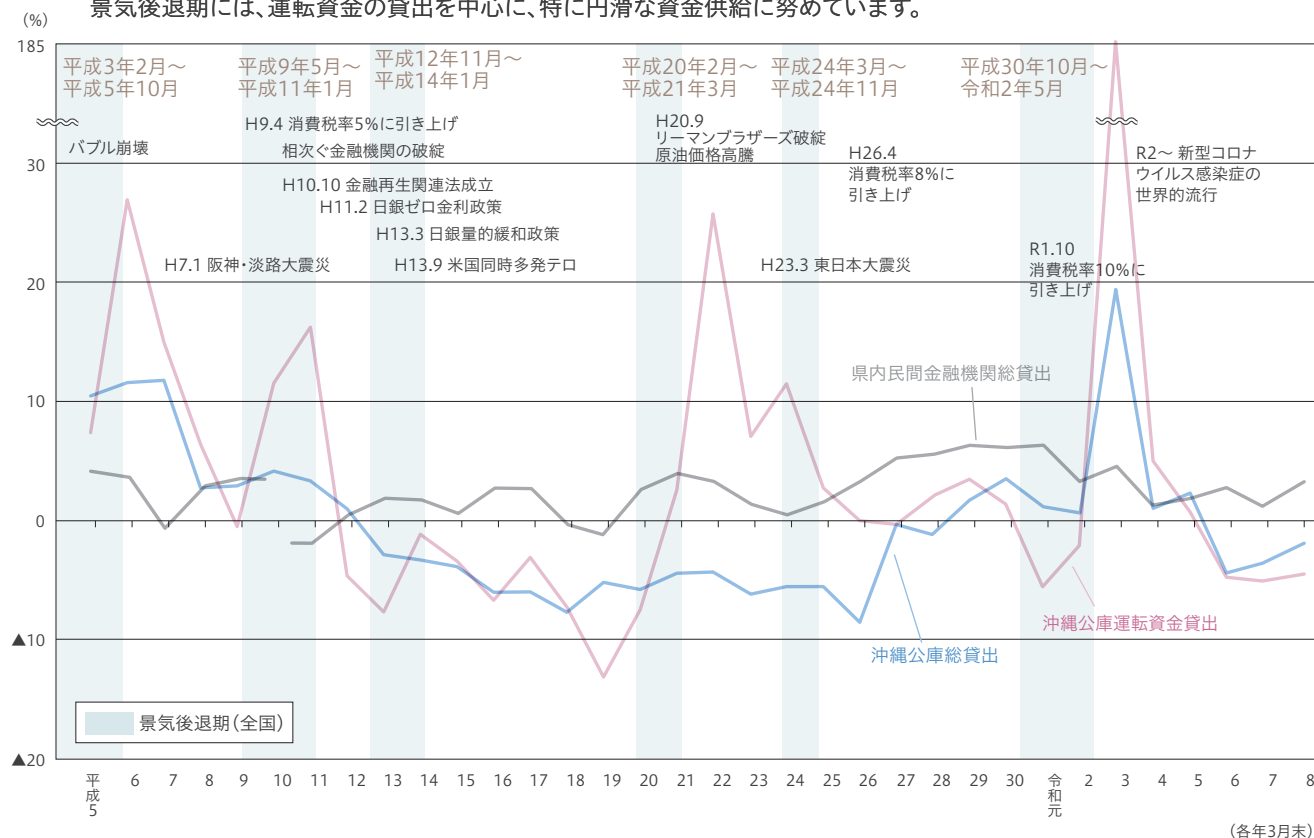
▼ 沖縄公庫の業種・使途別融資残高構成比(令和8年3月末)



注1: 県内3行(地銀、第二地銀)との合計に占める割合。
 注2: 統計の関係上、融資残高には、貸出金、貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金、未払承諾見返が含まれる。
 注3: 各種サービス業は、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されない)が含まれる。
 資料: 各行決算説明資料を基に沖縄公庫作成

▼ 県内民間金融機関と沖縄公庫の対前年比貸出残高伸び率の推移

景気後退期には、運転資金の貸出を中心に、特に円滑な資金供給に努めています。



注1: 年度末の期末残高ベース。ただし県内民間金融機関総貸出のうち、平成9～29年は平均残高ベースに変更されたため、それ以前とは連続しない。
 注2: 県内民間金融機関総貸出は、国内銀行、信用金庫の県内店舗、信託勘定を含まない。
 資料: 日本銀行那覇支店資料を基に沖縄公庫作成

セーフティネット機能の発揮

● 経営環境の変化や金融環境の変化に対応し、セーフティネット機能を発揮

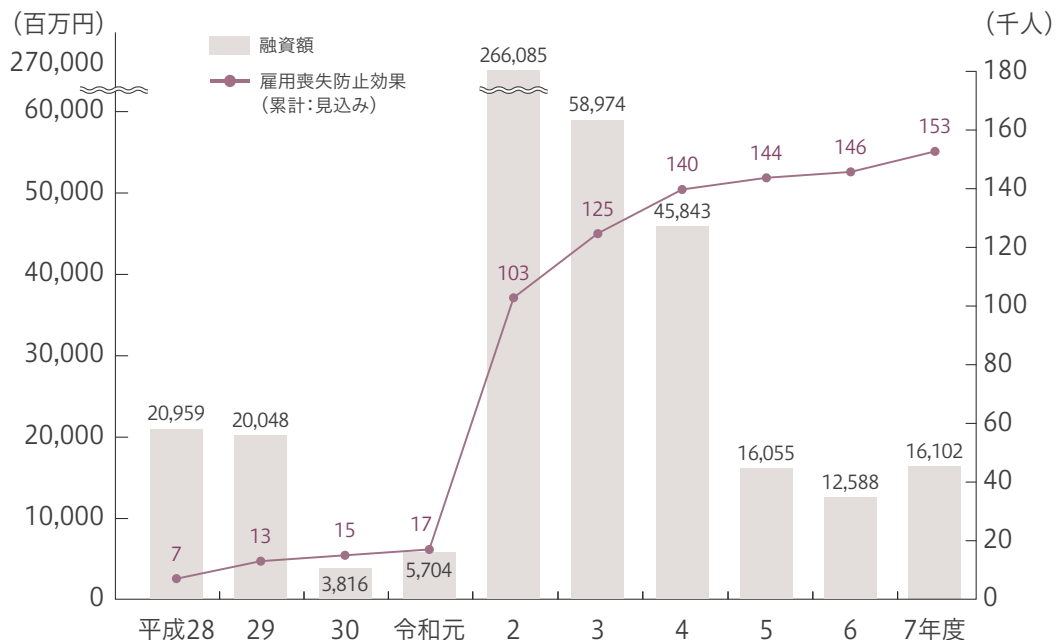
離島県である沖縄は、景気変動や自然災害などによる急激な社会的・経済的環境の変化（P13下段参照）を大きく受けることから、沖縄公庫は企業や県民に対するきめ細かな対応やセーフティネット機能の発揮に努めています。

コロナ禍においては、新型コロナウイルス関連肺炎特別相談窓口を設置し、対応人員の最大化、各種処理プロセスの効率化、審査・契約処理ラインの複線化による集中・迅速処理を図るなど、同感染症の発生により影響を受けた幅広い業種・業態・規模の事業者に対して、総合公庫の特性を最大限に発揮し、迅速な資金繰り支援を行いました。

「セーフティネット関連貸付」の融資実績は、平成28年度から令和7年度の累計で23,343件、4,661億73百万円、資金繰り支援による雇用喪失防止効果（見込み）は152,950人となっています。

台風等の災害、中東・ウクライナ情勢によるサプライチェーンの変化、原油価格高騰や米国関税措置等により影響を受けた事業者への融資や返済に関する相談に対応するため、沖縄公庫は本・支店に特別相談窓口等を設置し、事業者の資金繰り支援に強力に取り組んでいます。

▼「セーフティネット関連貸付」の融資実績と雇用喪失防止効果



開設中の主な特別相談窓口等（令和8年7月現在）

窓 口 名	米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口
設 置 日	令和7年4月3日

窓 口 名	中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に伴う特別相談窓口
設 置 日	令和8年3月23日

窓 口 名	令和8年台風第6号に伴う災害に関する相談窓口
設 置 日	令和8年6月3日

窓 口 名	全東信の破産手続開始に伴う特別相談窓口
設 置 日	令和8年7月10日

窓 口 名	令和8年台風第9号に伴う災害に関する相談窓口
設 置 日	令和8年7月13日

窓 口 名	令和8年熊本地震に伴う災害に関する相談窓口
設 置 日	令和8年7月29日

主な特別相談窓口における融資実績

窓 口 名	観光関連業界緊急経営支援特別相談窓口
開 設 期 間	平成13年10月11日～平成14年10月28日
開 設 理 由	米国で発生した同時多発テロの風評被害により、影響を受けている観光関連事業者等への経営支援を図ることを目的に設置しました。
融 資 実 績	件数:358件 金額:99億円

窓 口 名	東日本大震災に関する特別相談窓口／東日本大震災に関する中堅企業等特別相談窓口
開 設 期 間	平成23年3月12日～開設中
開 設 理 由	東日本大震災により被害を受けた中小・小規模事業者や農林漁業者およびこれらの方々と取引のある中小企業等に加え、一時的に業況の悪化を来している中堅企業等の支援を図ることを目的に設置しました。
融 資 実 績	件数:423件 金額:116億円

窓 口 名	新型コロナウイルス関連肺炎特別相談窓口
開 設 期 間	令和2年1月27日～令和7年3月31日
開 設 理 由	新型コロナウイルス感染症の発生とその世界規模の急激な拡大による世界経済の停滞の影響を受けている中堅企業、中小・小規模事業者等への経営支援を図ることを目的に設置しました。
融 資 実 績	件数:19,665件 金額:4,062億円 うち新型コロナ対策資本金劣後ローン 件数:104件 金額:82億円

◎セーフティネット関連貸付制度のご融資の種類と条件

沖縄公庫は、経済・金融環境の悪化など事業環境の急激な変化に際しては、地域経済や雇用を維持するために、セーフティネット関連貸付制度を活用した資金繰りの支援を行っています。

▼セーフティネット関連貸付制度

ご融資の種類	ご利用いただける方	対象資金	ご融資の限度額	ご返済期間 (運転資金)	うち据置期間
セーフティネット貸付 (経営環境変化対応資金)	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	生業資金	7,200万円	10年以内	3年以内
		中小企業資金	7億2,000万円	10年以内	3年以内
		生活衛生資金	7,200万円	10年以内	3年以内
危機対応後経営安定貸付	過去の大規模な災害、感染症等の影響を受け、一定の要件を満たす方	生業資金	7,200万円	20年以内	2年以内
		中小企業資金	20億円	20年以内	2年以内
		生活衛生資金	7,200万円	20年以内	2年以内
農林漁業 セーフティネット資金	災害や経営環境の変化等により業況・資金繰りに支障をきたしている方など	農林漁業資金	一般 600万円 特認 年間経費等の 6/12以内	15年以内	3年以内
沖縄自立型経済発展貸付	社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障をきたしている方など	産業開発資金	所要資金の7割	10年以内	3年以内

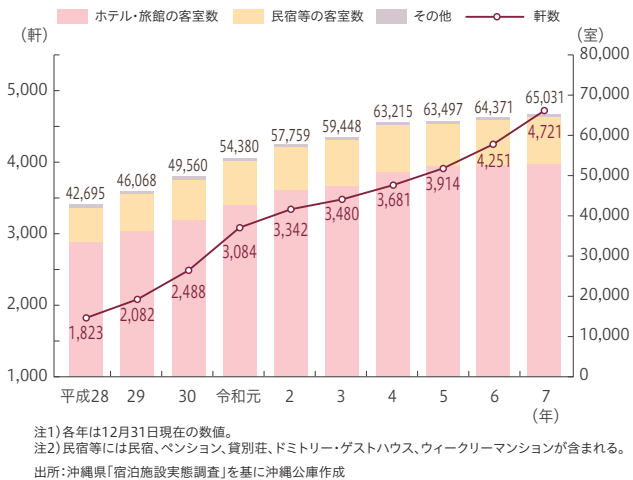
自立型経済の発展に向けたリーディング産業を支援

世界から選ばれる持続可能な観光地の形成

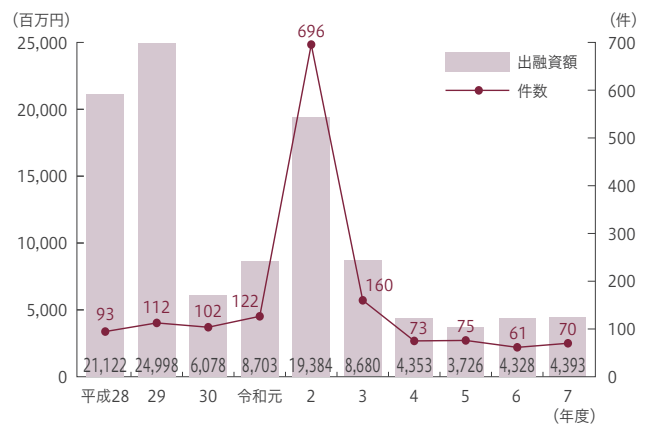
沖縄公庫は、国や県の観光関連施策に基づき、沖縄の歴史・自然・文化等の多様で魅力ある地域資源を活用した、高付加価値型観光の戦略的な展開等を行う観光関連事業者を支援し、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を推進します。

県内の宿泊施設数は、平成28年の1,823軒(42,695室)から令和7年には4,721軒(65,031室)と2,898軒(22,336室)増加しており、沖縄公庫の宿泊業への出融資実績は、平成28年度から令和7年度の累計で1,564件、1,057億64百万円となっています。

▼ 県内宿泊施設数の推移



▼ 宿泊業への出融資実績

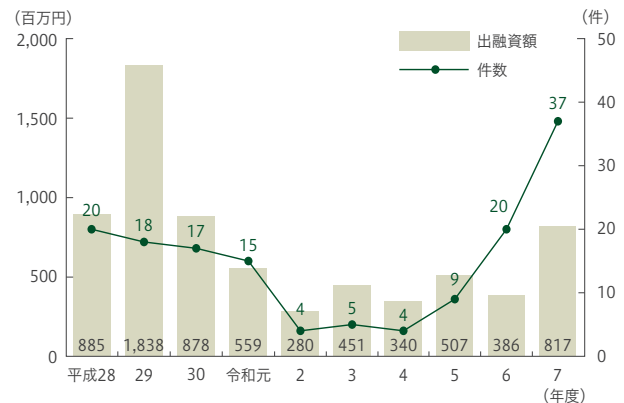


情報通信関連産業の高度化・高付加価値化

沖縄公庫は、情報通信関連産業が、沖縄におけるリーディング産業としてより一層の発展を遂げるため、情報通信関連事業者向けの貸付制度(独自制度)を創設し、沖縄振興施策における戦略的な情報通信関連産業の高度化・高付加価値化を支援しています。

「情報通信関連産業の高度化・高付加価値化」に係る出融資実績は、平成28年度から令和7年度の累計で149件、69億40百万円となっています。

▼ 「情報通信関連産業の高度化・多様化」に係る出融資実績

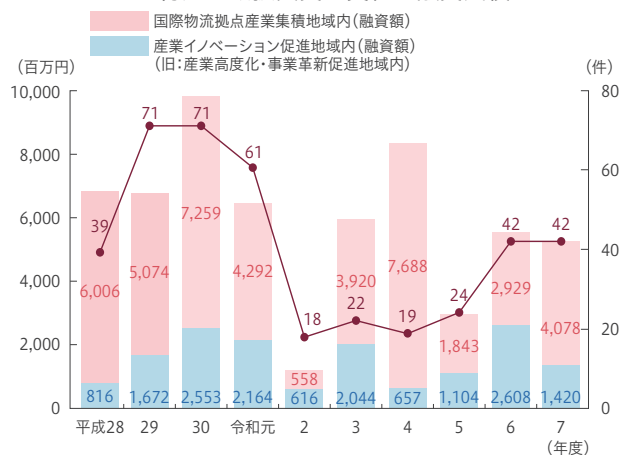


アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成

沖縄公庫は、多様な国際物流ネットワーク強化と物流コストの低減、臨空・臨港型産業の集積促進及び県内事業者の海外展開促進とビジネス交流拠点の形成を支援しています。

「国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付」の融資実績は、平成28年度から令和7年度の累計で409件、593億百万円となっています。

▼ 国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付の融資実績



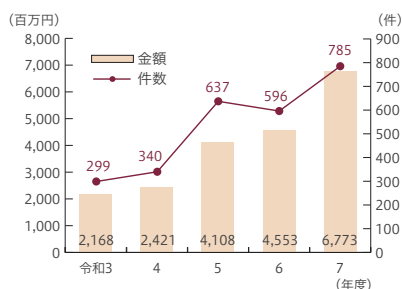
地域経済の担い手、頑張る中小企業・小規模事業者を支援

● 小規模事業者に対する取組

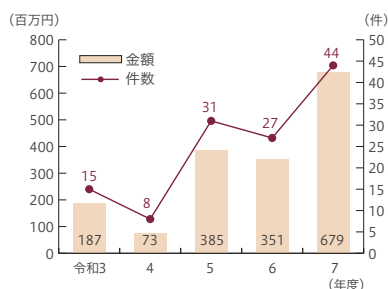
小規模事業者に対しては、商工会議所や商工会、生活衛生同業組合等と密接に連携し、無担保・無保証の貸付制度である「小規模事業者経営改善資金(マル経資金)」や「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経資金)」により、経営改善や衛生水準の向上を支援しています。

また、平成24年度には沖縄県の施策に則して「沖縄雇用・経営基盤強化資金(沖経資金)」を創設しました。この制度は、商工会議所・商工会の実施する経営強化指導を受けている特定規模事業者を対象にした無担保・無保証の融資制度です。

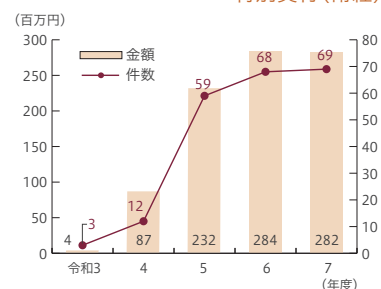
【小規模事業者経営改善資金(マル経)】



【沖縄雇用・経営基盤強化資金(沖経)】



【生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経)】

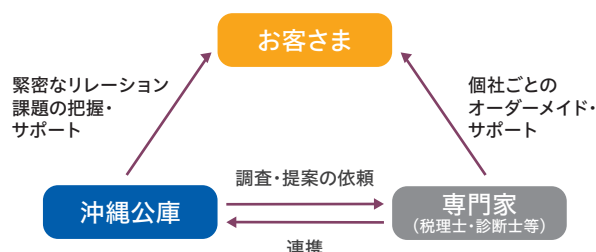


沖縄公庫の特色と役割

● 事業者の課題解決に向けた取組

沖縄公庫は、専門的な知見を有する税理士、中小企業診断士、経営コンサルタント等60名以上の専門家と協働し、事業者の経営課題の解決策を提案する「『稼ぐ力』向上サポートプログラム」を実施しています。

本プログラムの実施により、事業者が主体的に経営課題に取り組むことを後押しし、「稼ぐ力」の向上を支援しています。



● 事業者の経営力向上に向けた情報発信

沖縄公庫は、人手不足や原材料価格高騰等、事業運営を取り巻く多様な課題の解決に向けた支援体制を強化しています。ホームページでは、これまで開催してきた課題解決セミナーや「10分で学ぶ経営力アップセミナー」に加え、多様な支援メニューの周知拡大の一環として、事業者支援事例をマンガでわかりやすく紹介するなど、理解しやすいコンテンツの展開にも力を入れています。

今後も各種支援機関との連携を強化し、経営力向上等に資する情報を積極的に発信するなど、コンサルティング機能の一層の発揮に努めてまいります。



動画ライブラリーページ



創業・新事業展開を支援

4,796件

過去10年間の「沖縄創業者等支援貸付」の融資実績(H28～R7)

沖縄公庫は、創業や経営多角化、新事業の展開に必要な資金の積極的な供給に努めています。

● 創業支援に対する取組

創業や新事業の展開は、沖縄経済の振興や活性化にとって重要な要素です。

一方で、事業実績や担保提供可能な資産が十分でない創業期の事業者にとって、一般的に資金調達は容易ではありません。

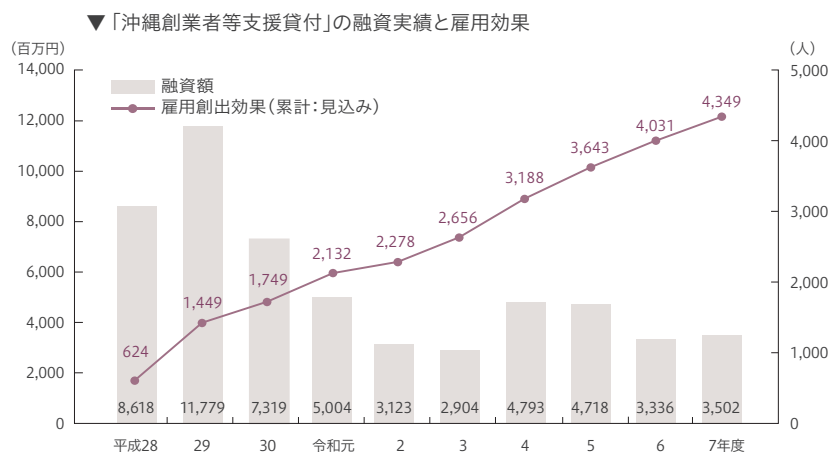
沖縄公庫は、地域に根ざした総合公庫として、目利き力を発揮して新事業の可能性を見極めるとともに、独自制度である「沖縄創業者等支援貸付」や担保、保証に依存しない融資制度の積極的な活用、ベンチャー企業に対する「新事業創出促進出資」などにより、最適な金融サービスを提供しています。

また、令和5年4月に「事業者支援推進室」を新設し、創業・スタートアップ等に関する組織横断的なサポートや関係団体・専門家等との連携窓口を同室が担うことで、創業・スタートアップ分野等の情報やノウハウの一元化を図り、一層の支援強化に取り組んでいます。

● 「沖縄創業者等支援貸付」の実績

「沖縄創業者等支援貸付」は、新規開業や経営多角化が必要となる資金を融資する沖縄公庫独自の制度です。

平成28年度から令和7年度までの融資実績(累計)は、4,796件、550億95百万円で、雇用創出効果(見込み)は4,349人となっています。



● 創業の手引

沖縄公庫は、新たに事業を始める皆さまへ、創業の基礎知識や事業計画の立て方、創業準備のチェックポイント等をまとめた「創業の手引」を窓口にて冊子提供している他、公庫ホームページへの掲載や解説動画を提供しています。



● 革新的な技術に挑戦する企業を支援～資本性ローン～

創業・新事業展開・事業再生などに取り組む方の財務体質強化を図るために、「挑戦支援資本強化特別貸付(資本性ローン)」を適用して支援しています。本制度による融資は、長期の期限一括償還・無担保であるほか、償還順位が民間金融機関からの借入金などに劣後することから、民間金融機関融資の「呼び水」効果が期待されます。

平成20年度から令和7年度までの融資実績(累計)は71件、31億90百万円となっています。

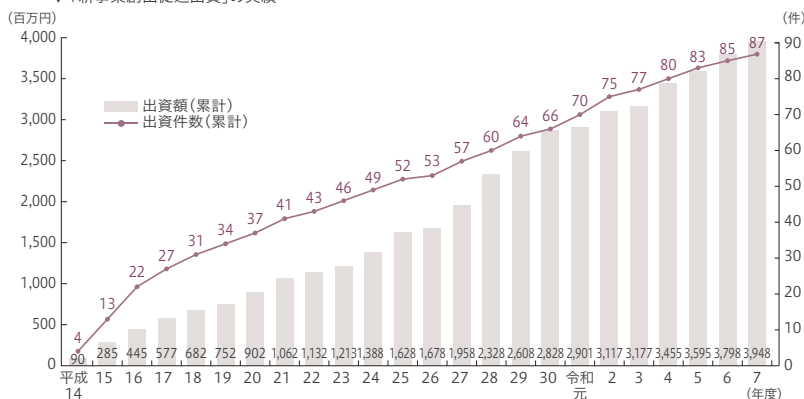
平成29年度からは、ひとり親世帯の親の創業等にも適用が可能となりました。

◎「新事業創出促進出資」の実績

平成14年4月に施行された「沖縄振興特別措置法」は、民間主導の自立型経済の構築に向けた、戦略的な産業振興に主眼を置き、新事業の育成による沖縄の産業振興と雇用創出を重要な政策課題としています。

「新事業創出促進出資制度」は、沖縄における新たな事業の創出を促進することを目的に、沖縄公庫業務の特例として同法に基づき設けられているもので、出資実績は平成14年度から令和7年度までの累計で87件、39億48百万円となっています。

▼「新事業創出促進出資」の実績



融資事例

八重山発グランドハンドリング事業者の創業を支援～観光と地域経済の発展を目指して～ 株式会社ケイトマン・ザ・スカイ

石垣市



● 事業概要

当社は、南ぬ島石垣空港における国際線運航に不可欠なグランドハンドリング（航空機地上支援業務）を担うため、令和6年3月に石垣島で設立されました。航空機の誘導や手荷物・貨物の搭降載、旅客対応など、航空機の安全かつ円滑な運航を地上から支える業務を行うとともに、国際線の維持・拡充に必要な取り組みとして、国際航空路線の誘致活動および海外からの誘客促進に積極的に取り組み、八重山地域の観光需要創出と地域活性化に貢献しています。



● 創業の経緯

南ぬ島石垣空港では、コロナ禍に伴う国際線運休やグランドハンドリング業者の撤退により、コロナ禍明け後も受入態勢が整わず、国際線の運航再開が困難な状況が続いていました。石垣市出身の当社創業者・又吉良氏は、八重山地域における海外からの送客が途絶えることによる経済損失を懸念し、国際線再開による故郷・八重山の地域活性化を目指して、グランドハンドリング業務を担う当社を設立しました。



● 融資の内容と効果

沖縄公庫は、当社のグランドハンドリング事業に必要な機材取得および事業開始後の運転資金として、民間金融機関と協調して融資を実行し、創業を支援しました。この融資により、当社は令和6年10月に事業を開始し、令和7年4月から南ぬ島石垣空港での国際線運航が再開されました。以降、当空港の国際線路線は順調に拡大し、現在は国外から3路線が定期就航しており、令和7年度には約6.8万人の海外観光客が同空港を利用して石垣島を訪れています。国際線直行便を利用して八重山地域を訪れたインバウンド観光客による令和7年度の直接消費額は約76億円となり、これに伴う経済波及効果は約130億円に達しております。さらに、令和8年度においては、国際線の増便や新規路線の就航等により、約200億円の経済波及効果を見込んでいます。

● 地域への貢献

当社が国際線受入体制を整え海外路線が再開したことで、海外から多くの観光客が八重山地域を訪れ、地域経済の活性化に大きく貢献しています。また、当社のグランドハンドリング事業の創業により約80名の直接雇用を創出しました。さらに、海外からの観光客向けに地域の飲食店、土産物店、交通機関、宿泊施設などと連携したサービス提供も行い、観光客の増加が地域経済のさらなる活性化につながるよう、積極的に取り組んでいます。

● 今後の展望

現在、当社は南ぬ島石垣空港に就航する新規路線の開拓や既存路線の増便に向けて、積極的な誘致活動および八重山地域のPRに取り組んでいます。今後もさらなるエアライン誘致を通じて海外からの観光客増加を図り、八重山地域の持続的発展に貢献するとともに、地域の雇用創出と所得向上の好循環形成を目指します。



離島・北部地域の振興・活性化を支援

316億円

過去10年間の「沖縄離島・北部地域振興貸付※」の融資実績(H28～R7)

沖縄公庫は、離島・北部地域の地理的・経済的諸課題に対応するため、独自の貸付制度や制度の特例を設け、離島・北部地域の振興・活性化を支援しています。

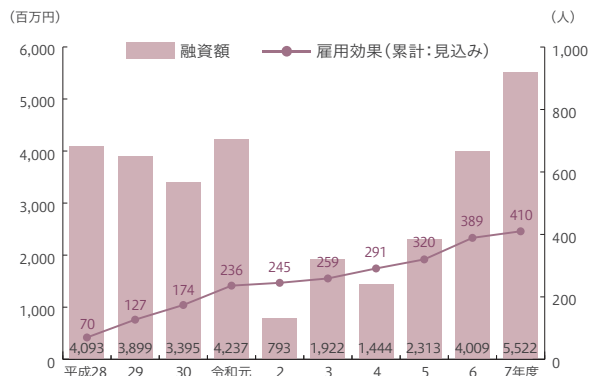
●「沖縄離島・北部地域振興貸付※」の実績

「沖縄離島・北部地域振興貸付」は、県内離島や北部地域において産業の振興や経済活性化に資する事業を行うために必要な資金を融資する沖縄公庫独自の制度です。

融資実績は、平成28年度から令和7年度の累計で833件、316億26百万円となっており、410人の雇用効果（見込み）を生み出しています。このほか、沖縄公庫の有する総合公庫機能を発揮して多様なニーズに応え、離島・北部地域における産業の振興、雇用の安定・確保に寄与しています。

※令和5年度から、貸付対象を北部地域全域に拡大し、制度名称を「沖縄離島・北部過疎地域振興貸付」から「沖縄離島・北部地域振興貸付」に改称

▼「沖縄離島・北部地域振興貸付※」の融資実績と雇用効果



融資事例①

伊良部島での診療所開設を支援 医療法人アカシア会

宮古島市



- 事業概要 当法人は宮古島市で介護老人保健施設を運営しており、リハビリテーションを中心とした医療・看護・介護サービスの提供や要介護者の自立支援および在宅復帰の支援に取り組んでいます。



- 融資内容 伊良部島では、令和6年に島内唯一の診療所が閉院したため、島外への通院を余儀なくされるなど、地域の医療アクセスに課題が生じていました。沖縄公庫は、民間金融機関と協調して、閉院していた診療所の取得・改装資金の融資を実行しました。

- 融資効果 現在、一般外来診療に加え、訪問診療も行っており、子どもから高齢者まで幅広く切れ目のない医療体制が整備されています。また、夜間や台風等に伴う伊良部大橋閉鎖時の救急対応にも寄与するほか、島民にとってより安心して暮らせる環境となることが期待されます。

融資事例②

竹富町の島々を結ぶ海上貨物輸送事業を支援 有限会社船浮海運

竹富町



- 事業概要 当社は昭和60年設立の海上旅客輸送事業者として、西表島西部の白浜港－船浮地区間の定期航路を運航しています。陸路不通により海上交通が唯一の手段となる当該地域において、安定運航を通じて住民移動、生活物資輸送、観光需要への対応を行い、地域の生活機能の維持に寄与しています。



- 融資内容 沖縄公庫は、当社が新たにスタートする、石垣島と竹富町の島々を結ぶ海上貨物輸送事業に必要な運転資金を対象に融資を行いました。

- 融資効果 今般融資によって同事業のスムーズな立ち上がりが後押しされ、竹富町の島々における安定的な貨物輸送に寄与するとともに、島民生活の向上と経済の発展に資することが期待されます。

● 離島地域における医療施設の整備

沖縄は多くの離島があることから、県民が等しく医療サービスの恩恵を受けられるよう離島・過疎地域の医療施設の整備を支援する必要があります。沖縄公庫は、こうした離島・過疎地域における病院などの新築や増改築に必要な資金について、融資限度額の特例を設けています(P53)。

● 離島地域の人材育成

沖縄の離島地域における高等学校は、久米島、宮古島、石垣島の3島にしかなく、それらの島々以外の離島居住者は、中学卒業後から親元を離れ、居住島以外の高校への進学を余儀なくされます。

また、専門学校、大学などへの進学に際しても、その教育費用は大きな負担となっています。

沖縄公庫は、利用者のニーズに即して教育資金の制度拡充を図り、離島地域における人材の育成を支援しています(P46)。

● 各地に支店を置き、離島の振興・活性化を支援

沖縄公庫は、中部、北部、宮古、八重山に支店を置き、総合公庫としての機能を最大限に発揮し、離島の魅力を生かした振興・活性化のためにきめ細かな支援を行っています。

沖縄公庫には、地域経済の担い手である中小企業者の生産性向上を促進すべく、省力化・効率化投資等に取り組むために必要な資金を融資する沖縄公庫独自の制度「沖縄生産性向上促進貸付」があります。本貸付の要件となる「先端設備等導入計画」は事業者の計画書に対し、商工会議所等の認定経営革新等支援機関が確認書を発行し、各市町村が認定を行うスキームとなっており、離島の事業者にとって普段から交流のある支援機関や市町村と沖縄公庫が連携して、事業者の生産性向上を支援します。

ご融資の種類	ご利用いただける方	対象資金	ご融資の限度額	ご返済期間 (設備資金)	うち据置期間
沖縄生産性向上促進貸付	中小企業等経営強化法に基づき、先端設備等導入計画の認定を受けた方	生業資金	7,200万円	20年以内	2年以内
		中小企業資金	7億2,000万円	20年以内	2年以内

● 経済チバリョー(ワイドー)懇談会の開催

各圏域における産業・地域経済の動向や沖縄公庫に対するご意見、ご要望をお聞きし、地域と公庫の相互理解を深め、沖縄公庫が地域経済の活性化に一層貢献できるよう、経済チバリョー(ワイドー)懇談会を開催しています。

<開催実績>

- 令和7年6月 宮古経済ワイドー懇談会
- 令和7年6月 八重山経済チバリョー懇談会
- 令和8年6月 中部経済チバリョー懇談会
- 令和8年6月 北部経済チバリョー懇談会

[ダイジェスト動画]



中部経済チバリョー懇談会(令和8年6月開催)の様子



北部経済チバリョー懇談会(令和8年6月開催)の様子

駐留軍用地跡地開発を支援

175億円

過去10年間の駐留軍用地跡地
地区への融資実績(H28～R7)

沖縄公庫は、大規模な駐留軍用地跡地の開発を支援します。

● 今後見込まれる大規模な駐留軍用地跡地開発

沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告(平成8年12月)では、全11施設・5,002haの返還が合意されました。

また、平成25年4月には、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」にて嘉手納飛行場より南の6施設・区域(約1,048ha)の返還時期が示されました。

返還が合意されている大規模な駐留軍用地の跡地利用には、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」のもと、円滑かつ確実な整備を進め、沖縄全体の持続的な振興につなげていくことが求められています(新・沖縄21世紀ビジョン基本計画等)。

● 駐留軍用地跡地地区における融資実績

駐留軍用地跡地地区(桑江伊平地区、大湾東地区、大木地区、アワセゴルフ場地区、西普天間住宅地区)への事業系設備資金の融資実績は、平成28年度から令和7年度の累計で380件、174億90百万円となっています。

駐留軍用地跡地の利用促進が図られるよう、沖縄公庫が持つ金融ノウハウを最大限に生かし、支援してまいります。

▼ 駐留軍用地跡地地区における融資実績(事業系設備資金)

市町村	地区名	土地区画 整理事業 施行年度	融資実績 (H28～R7累計)	換地処分
			金額(百万円)	
北谷町	桑江伊平地区	H15～R5	12,461	R4.9.30
読谷村	大湾東地区	H21～R6	951	—
	大木地区	H26～R9	459	—
北中城村	アワセゴルフ場地区	H25～H31	1,708	R1.9.6
宜野湾市	西普天間住宅地区	H30～R9	1,912	R9年度予定
	合計		17,490	

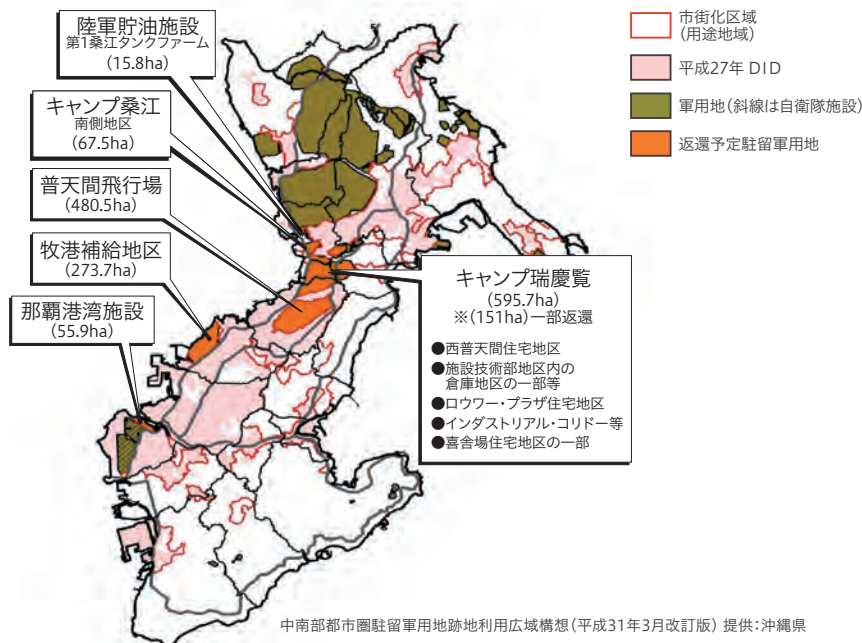
〈参考(土地区画整理事業対象外)〉

浦添市	牧港補給地区	—	12,106	—
恩納村	恩納通信所跡地	—	12,000	—

注) 駐留軍用地跡地地区(土地区画整理事業対象地区)

桑江伊平地区 : 北谷町美浜、桑江、伊平、浜川
アワセゴルフ場地区 : 北中城村島袋、比嘉、ライカム、仲順、屋宜原
大湾東地区 : 読谷村比謝、大湾、比謝江
大木地区 : 読谷村大木、伊良皆、楚辺
西普天間住宅地区 : 宜野湾市新城、安仁屋、普天間、喜友名

▼ 中南部都市圏の市街地と基地の位置図



中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想(平成31年3月改訂版) 提供: 沖縄県

地方創生の取組を支援

◎ 地方創生は「地方創生2.0基本構想を踏まえた新たなステージ」へ -「沖縄版総合戦略」の推進-

地方創生は、令和7年6月に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」において地域のポテンシャルを活かした高付加価値化や、AI・デジタル等の徹底活用、都市と地方の人材の好循環創出などが示され、各地域に適した主体的な取組が一層重要となっています。

また、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」や「地方創生に関する総合戦略」等を踏まえ、沖縄県および県内市町村においても「地方版総合戦略」が策定され、地域プロジェクトの推進や観光・商工・農林等の各分野における施策が継続されています。

沖縄公庫は、組織横断的な専担部署を設置し、公民連携により地域課題を解決するため、「コーディネート機能」、「コンサルティング機能」等のトータルソリューションを提供する業務を行っています。さらに、市町村との「助言業務協定」締結により地域開発プロジェクト（PPP/PFI）の構想・形成段階から積極的に関与し、より豊かで特色あるサステナブル（持続可能）な地域社会を築く市町村の取組を支援しています。

今後も、沖縄を対象とする総合政策金融の知見やノウハウ及び政府関係機関を含めた幅広いネットワークを活かし、国や県等の重点施策と一体となって沖縄振興に貢献します。

地方自治体との取組

沖縄公庫は、県内30市町村と地域開発プロジェクトに係る助言業務協定を締結し、市町村の地域活性化を支援しています。

令和7年8月には、助言業務協定先の首長を一堂に会し、「第9回公庫・市町村パートナーシップ推進会議」を開催しました。同会議では、当公庫の公民連携に関する支援等を紹介したほか、各地域が抱える課題や当公庫に対する要望について意見交換を行いました。

また、助言業務協定先からのご要望を踏まえ、実務担当者を対象としたPPP/PFI等に関する勉強会や情報交換会を随時開催しています。

沖縄公庫は、今後も助言業務協定先の市町村との連携強化に努めてまいります。



豊見城市との協定締結式（令和7年8月）



第9回公庫・市町村パートナーシップ推進会議（令和7年8月）

▼ 助言業務協定締結先一覧（30市町村）

締結年月	協 定 先
平成19年 5月	北 谷 町
平成23年10月	八重山3市町（石垣市・竹富町・与那国町）
平成26年 5月	宮古2市村（宮古島市・多良間村）
平成26年12月	北 中 城 村
平成27年 8月	南 城 市
平成28年 1月	西 原 町
平成28年 8月	浦 添 市
平成29年 2月	恩 納 村
平成29年12月	座 間 味 村
平成30年 2月	国頭村・大宜味村・東村
平成30年 6月	本 部 町
平成31年 3月	八 重 瀬 町
平成31年 4月	久 米 島 町
令和元年 8月	名 護 市
令和元年 9月	金 武 町
令和元年10月	う る ま 市
令和元年12月	那 覇 市
令和2年10月	読 谷 村
令和3年 3月	与 那 原 町
令和3年12月	宜 野 座 村
令和5年 1月	南 風 原 町
令和5年 9月	糸 満 市
令和6年 2月	宜 野 湾 市
令和6年11月	今 帰 仁 村
令和7年 8月	豊 見 城 市

◎ 沖縄振興計画等と連携して、産業の振興と地域の発展を支援

沖縄公庫は、沖縄振興に寄与する地域プロジェクトを推進するため、PPP/PFI等の公民連携プロジェクトや基幹交通、流通基盤施設の整備等の個別プロジェクト等に対し、構想・形成段階から助言や調整を行い、出・融資機能を活用して、産業の振興と地域の発展を支援しています。沖縄県内の市町村においては、PFI事業が事業者選定の段階に移行するなど、具体的な事業化段階となっており、民間の創意工夫等を活用した地域経済の活性化や行政の効率化の実現が期待されます。

公民連携（PPP/PFI）の取組

PPP/PFI分野の専門家による講演や県内の最新動向をタイムリーに提供（沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム）

沖縄公庫は、県内でのPPP/PFI分野の事例研究のほか、関係者間の相互の連携強化を図ることを目的に平成30年7月に「沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム」を設立しました。その後、令和元年5月に沖縄県（「官」分野）及び沖縄電力株式会社（「産」分野）を共同代表に迎え、産官学金の連携や官民対話を含めた情報交換等の取組を支援する「PPP/PFI地域プラットフォーム協定制度」において、内閣府及び国土交通省と協定を締結しました。

令和7年度は、本プラットフォーム主催によるセミナーを計2回開催し、PPP/PFI分野に関する最新情報の提供や、地域プロジェクトの事業化に向けた地方公共団体による官民対話（サウンディング【オープン・クローズ方式】）等を実施した他、個別テーマに関する勉強会（部会）を計3回開催しました。



「沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム」第18回セミナー（令和8年2月）

「ねたてのまち 宜野湾～健やかに、心豊かに育む未来～」を目指して

ねたて：「物事の根元」または「共同体の中心」
(古語「おもしろうし」より)



宜野湾市 佐喜眞 淳 市長

宜野湾市では、将来にわたって持続可能な自治体経営を実現するため、職員の行動指針として「Gi No.1 Way(ギノワンウェイ)」を掲げ、デジタル技術・民間活力の活用による業務の効率化、公共施設の適切な維持管理や市有財産の有効活用による財政の健全化に取り組んでいます。官民連携については、令和7年度より民間事業者へ教育施設等の包括管理業務を委託しているほか、令和8年度には県内自治体で初となる「水の官民連携(ウォーターPPP)」を導入しています。また、今後は西普天間住宅地区における総合公園の整備、宜野湾海浜公園の再整備等にPark-PFI等の民間活力の導入を検討しています。

沖縄公庫は、こうした取組に対してプロジェクトの構想・形成段階から積極的に参画し、取組事例などの情報や金融ノウハウの提供を行うことを目的とした「助言業務協定」を令和6年2月に締結しました。

貴市の将来像の実現に向けた取組をお聞かせください。

宜野湾市では、「第五次宜野湾市総合計画」に基づきまちづくりを進めており、将来都市像として「ねたてのまち 宜野湾～健やかに、心豊かに育む未来～」を掲げています。この将来像は、今後特に力を入れていく分野である「子育て支援・教育」、「健康づくり」、「基地跡地利用の推進」について目指す姿を表現したものです。

子育て支援・教育では、多様な教育・保育ニーズに対応するため、市立幼稚園の認定こども園への移行や、こども医療費助成制度の対象年齢の拡充(高校生年代まで)を実施しています。また、琉球大学の「おきなわこどもまんなかウェルビーイングセンター」の研究に対して積極的に協力・連携しています。

健康づくりに関しては、沖縄健康医療拠点核とした健康増進を推進するため、「沖縄健康医療拠点健康まちづくり基本方針」を策定し、「自然に健康になれる」まちづくりを目指して、琉球大学、沖縄セルラー電話(株)とICTを活用した産学官連携の事業として「ぎのわんスマート健康増進プロジェクト」に取り組んでいます。

基地跡地利用の推進においては、公共用地の先行取得事業のほか、国・県と連携して跡地利用計画の策定に向けた検討を進めており、令和9年度には「全体計画のとりまとめ」を予定しています。

本市の将来像の実現に向けた最大の課題は、普天間飛行場がまちのど真ん中にあることが、航空機等の事故の危険性や騒音被害、交通渋滞など市民の大きな負担となっていることや、公共施設の非効率的な配置、計画的なまちづくりの阻害要因となっていることです。

今年は普天間飛行場の全面返還の合意から30年を迎えます。この節目の年に、今もなお返還期日が示されていない状況を踏まえ、市民及び市内各種団体が連携し宜野湾市が一丸となった「チーム宜野湾」を結成し、同飛行場の一日も早い閉鎖・返還と速やかな運用の停止の実現に取り組めます。

市政運営について、宜野湾市では、将来にわたって持続可能な

自治体経営を実現するため、職員の行動指針として「Gi No.1 Way(ギノワンウェイ)」を掲げ、生産性日本一の自治体を目指しています。これは、宜野湾市が生産性日本一(No.1)になるための道(Way)、それに向けた職員としてのやり方(Way)を示したものです。単なる業務効率化ではなく、令和13年度の新庁舎開庁を見据え、職員が最大限の能力を発揮できる環境を整えることで、結果として市民の皆様へ質の高い行政サービスを提供し続けるためのものです。

具体的には、文書、調達、契約、保管などのプロセスを原則電子化する「デジタルファースト」の徹底のほか、オンライン申請やデータ連携による「行かない窓口」、「書かない窓口」の実現、指定管理者制度やPFI、Park-PFIの活用を含めた最適な公共施設の管理手法の検討等を推進します。

貴市における官民連携の位置づけや具体的に取組まれている施策、今後の展望についてお聞かせください。

本市の水道・下水道事業について、共通する業務の一体化や類似業務の統合による経営コストの削減、両事業の連携強化による市民サービスの向上を図るため、平成30年4月に両事業を統合し「宜野湾市上下水道局」を開局しました。この統合を契機として、令和3年度には県内自治体では初となる水道・下水道事業の維持管理業務等を民間事業者へ包括的に委託し、料金関連業務や水道・下水道工務に関する窓口を一元化するワンストップサービスを実現、その効果として、経費縮減と定員適正化を達成しています。また、令和8年度から県内初の取組として「水の官民連携(ウォーターPPP)」を下水道事業に導入し、民間事業者の技術力やノウハウを最大限に活用しながら、更なる業務の効率化、市民サービスの向上、持続可能な事業運営の実現を目指しています。

西普天間住宅地区においては、公営墓地の整備を進めており、施設の効率的かつ効果的な管理運営の観点から、令和9年度の供用開始にあたって指定管理者制度を活用した維持管理・運営を予定しています。また、同地区内に整備を予定している総合公園においては、Park-PFI等の民間活力の導入により、行政コストを抑えた質の高い公園空間を持続的に提供することを目指しています。

西海岸地域では、中心に位置する宜野湾海浜公園の新たな賑わいの創出のため、民間の資金や創意工夫、経営能力等を活用した収益施設等の整備を検討しています。また、同地域内に位置する宜野湾マリン支援センターは、塩害等による老朽化への対応が必要な状況にあることから、PPP/PFI等の手法を含めて周辺エリアの特性を活かした利活用の方向性を検討しています。

GW2050 PROJECTSに係る地域振興への期待についてお聞かせください。

GW2050 PROJECTSでは、普天間飛行場エリアが価値創造重要拠点の1つとして「グローバル人材の育成と先端医療のイノベーション拠点」に位置づけられています。同PROJECTSは、経済団体主導による大胆な発想とスピード感を持った取組であり、1自治体だけでは描けない広域的な構想となっています。例えば、既存産業の高付加価値化や新興産業の創出等といった様々な検討がなされており、本市の発展にも大きく寄与することを期待しています。

沖縄公庫をはじめ金融機関へのご要望についてお聞かせください。

沖縄公庫に対しては、PPP/PFIに関する専門的な知見の提供や「沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム」を通じたサウンディングへの参画、個別事業に対する助言など、宜野湾市の事業推進に向けた支援に感謝しております。これらの取組はPPP/PFIの導入検討や事業形成を進めるうえで大きな力となっています。

今後の基地跡地利用や周辺まちづくりの推進においても、沖縄公庫が有する豊富なノウハウやネットワークを生かした助言・支援を引き続き期待しています。また、地域事業者や金融機関等との連携ネットワークの形成をはじめ、地域企業の持続的な成長や新たな事業展開に向けた環境づくりについても引き続きご支援、ご協力をお願いします。

事業再生を支援

● 事業再生に取り組む事業者を支援

社会的・経済的環境の急激な変化などにより、抜本的な経営改善や事業の再生に取り組む中小企業等への支援は重要です。沖縄公庫は、物価高や人手不足、人件費上昇といった経営環境の変化やコロナ禍で増大した債務負担等により、依然として厳しい経営状況にある事業者に対し、資金繰り支援に取り組んでいます。

今後も引き続き、再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ等を活用して、顧客の特性や経営課題に応じた経営支援に取り組めます。

▼ 活性化協議会を活用した実抜計画※に基づく貸付条件緩和の実施状況

	令和5年度	6年度	7年度
先数	5先	5先	3先

※ 実抜計画：実現可能性の高い抜本的な経営改善計画の略

▼ 活性化協議会を活用した収益改善支援に基づく貸付条件緩和の実施状況

	令和5年度	6年度	7年度
先数	13先	13先	43先

● 地域密着型金融機能を一層強化

沖縄公庫は、地域密着型金融機能強化の一環として、県内4行庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、民間金融機関と協調・連携した事業再生の取組を推進しています。また、中小企業等の再生支援等を目的に設置されている「沖縄県中小企業活性化協議会」や、沖縄公庫を含む金融機関や専門家、支援機関等が加盟する「おきなわ中小企業経営支援連携会議」において開催される「おきなわ経営サポート会議」に関与する等、関係機関と連携した取組も行っています。

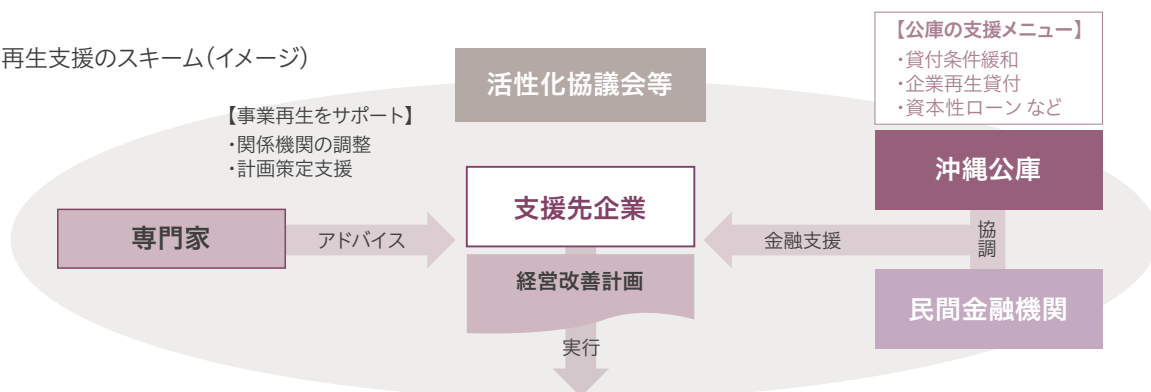
今後も引き続き、事業再生等で連携強化を図り、円滑な中小企業金融と地域経済の活性化のために地域密着型金融機能を一層強化していきます。

▼ 活性化協議会等との連携実績（令和7年度末）

沖縄県中小企業活性化協議会の再生計画策定完了案件数(累計)	沖縄公庫が関与した案件数(累計)
531先	260先

おきなわ経営サポート会議の活用案件数(累計)	沖縄公庫が関与した案件数(累計)
966先	712先

▼ 再生支援のスキーム(イメージ)



財務体質を強化・事業再生を加速!

再生支援事例

関係機関の連携支援により求償債務を整理 菓子製造業 H社

- 事業概要 H社は県内で洋菓子店を営むほか、土産用菓子の製造を行っています。創業期から業況が厳しく民間金融機関借入は信用保証協会等による代位弁済に至っていましたが、営業強化により卸販売を伸ばして経営再建を見通せたことから、よろず支援拠点が中小企業活性化協議会へ誘導し、専門家支援の下、経営改善計画を策定しました。
- 支援内容 沖縄公庫は、経営改善計画に基づき民間金融機関との協調融資により、債務超過の早期解消や資金繰り支援を行うために資本性劣後ローンを融資しました。
- 支援効果 関係支援機関と連携して金融支援を行ったことにより、信用保証協会の求償権を消滅させて通常融資に戻すことができました。協調融資により工場の設備投資も実現できたことから、生産効率も向上しており、着実な経営再建が期待されます。

事業承継を支援

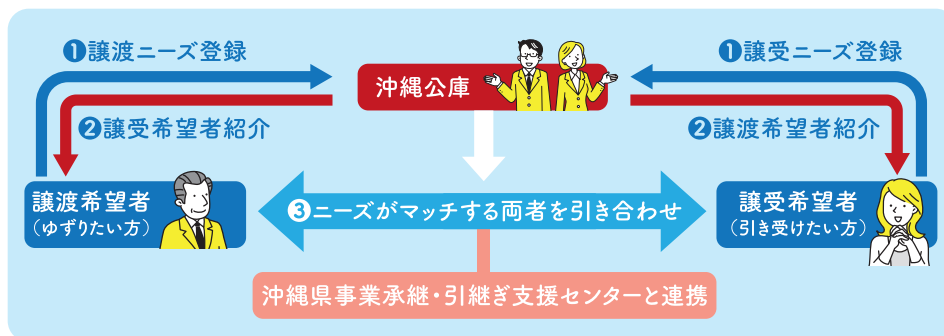
● 事業承継マッチングサービス(事業承継コネクト)を開始

沖縄公庫は、令和6年2月に県内事業者の円滑な事業承継を促進するため、「事業承継マッチングサービス(通称:事業承継コネクト)」を開始しました。

「事業承継コネクト」は、後継者不在の課題を抱える事業者にも、事業を引き受けたい方を紹介し、マッチングを支援する無料のサービスです。具体的には、沖縄公庫のホームページで「事業を譲りたい方」と「事業を引き受けたい方」を募集し、ニーズが合致する両者をマッチングさせる取組みを行っています。

沖縄公庫は、地域に密着したサービスや商品を提供する事業を未来につなぐため、事業承継・引継ぎ支援センターや商工会議所、商工会などの支援機関と連携しながら、事業承継に取り組む方をマッチングサービスと金融サービスの両面から支援しています。

▼ 事業承継コネクトのイメージ図



事業承継コネクトページ



● 事業承継に向けた支援機関との連携

沖縄公庫は、令和5年3月に沖縄県商工会議所連合会、沖縄県商工会連合会、沖縄県事業承継・引継ぎ支援センターと「事業承継における連携に関する覚書」を締結しました。

本覚書に基づき、連携して事業承継相談に対応しているほか、合同勉強会の開催、定期的な連絡会議による承継相談の進捗共有など、円滑な事業承継支援に取り組んでいます。

● 事業承継に係る支援態勢の強化

沖縄公庫は、事業承継分野等の取組を一層強化するため、業務統括部に「事業者支援推進室」を設置しています。専担部署である同室が組織横断的なサポートを行うことに加え、沖縄県事業承継ネットワークに参画し、関係団体や専門家との関係深化を図ることで、事業承継分野の支援を強化しています。また、本・支店に「事業承継担当者」を配置し、事業者の皆様が相談しやすい環境を整えています。



融資事例

関係団体と連携し、第三者承継による事業存続を支援 合名会社金武タクシー

金武町

- 事業概要 当社は金武町で唯一のタクシー会社で長年にわたり地域の足としてタクシー業を営んできましたが、経営者・乗務員の高齢化や車両の老朽化および人手不足等が課題となり、第三者承継先を探していました。

- 融資内容 沖縄公庫は、金武町商工会、沖縄県事業承継・引継ぎ支援センター支援のもと、地元建設事業者による事業承継にかかる車両等更新や乗務員確保に必要な資金調達を支援しました。

- 融資効果 車両更新等により地域交通を維持することが可能となり、今後の配車状況の改善が見込まれております。また、将来的には地域の高齢者の交通需要だけでなく観光面への進出も期待されます。



海外展開を支援

● 中小機構、日本貿易保険、県内金融機関4者と「海外ビジネス支援パッケージ(沖縄)」を構築

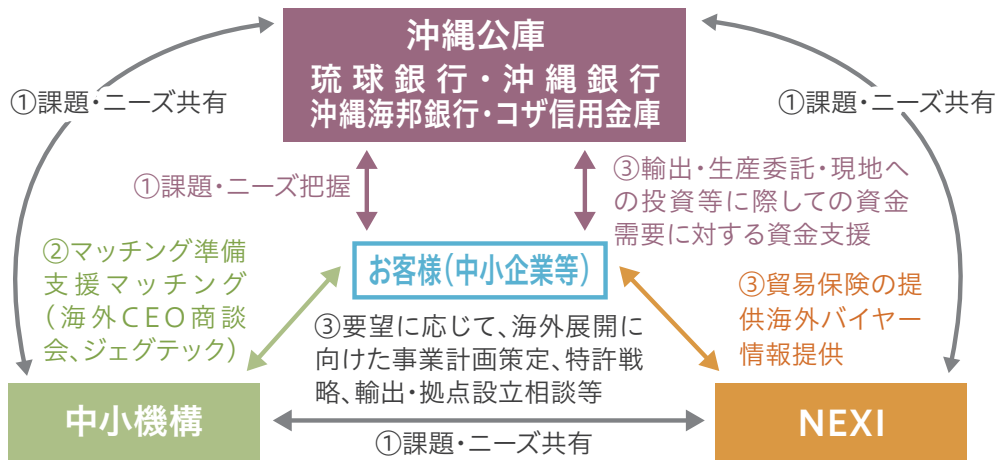
沖縄公庫は、令和6年11月に海外展開に取り組む沖縄県内の中小企業・小規模事業者への支援を一層強化するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」)、株式会社日本貿易保険(以下「NEXI」)と覚書を締結し、「海外ビジネス支援パッケージ(沖縄)」を構築しました。

また、令和7年11月に、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行及びコザ信用金庫が本パッケージに参画しました。

中小機構が海外ビジネスマッチングのコンシェルジュ機能や輸出助言サービスを提供し、沖縄公庫及び県内金融機関4者が円滑な資金供給を行うとともに、NEXIが貿易保険や海外バイヤー情報を提供します。

本パッケージの活用により、海外への販路開拓・拡大を目指す中小企業等に対して、課題やニーズの把握から海外ビジネスマッチング、金融支援までを一体となって実施しています。

▼海外ビジネス支援パッケージ(沖縄)のスキーム図



「海外ビジネス支援パッケージ(沖縄)」の活用事例

沖縄フレッシュ株式会社 ～県産もずくの海外展開を連携して支援～

- 事業概要 当社は、自社工場(那覇市曙)において、味付けもずくパック等のもずく加工品を製造し、県内の量販店等へ販売しています。県産もずくを原料として仕入れ、パブリック洗浄や電解水殺菌等の独自の製造技術により、安心・安全な製品づくりに努めています。そして、当社オリジナルの味付けに仕上げたもずく商品「オキフレもずく」等を製造・販売しています。
沖縄県はもずくの生産量で世界一を誇りますが、その多くは県外で製品化され、主に国内市場で消費されています。当社は生産者と連携して共に発展することを目指し海外展開に取り組む一方で、生産能力の拡充と販路開拓という課題に取り組んでいました。



- 支援内容 当社の海外展開における課題解決に向けて、当公庫、沖縄海邦銀行(安謝支店)、中小機構及びNEXIは「海外ビジネス支援パッケージ(沖縄)」を活用し、連携して支援しました。
当公庫は、当社の課題であった生産能力を拡充するための新工場の建設資金として、沖縄海邦銀行と協調し、農林水産物・食品輸出基盤強化資金による融資を実行しました。
中小機構は、「海外展開ハンズオン支援事業」に当社を採択し、現地(輸出予定先のタイ)及び沖縄在住の専門家が連携し事業計画策定・海外販路戦略におけるアドバイスを実施しました。また、現地同行調査を実施し、現地関連企業との商談をサポートしました。
NEXIは、海外取引に対するカントリーリスクやクレジットリスクをカバーする貿易保険を案内し、当社の輸出拡大を後押ししました。
- 支援効果 各機関によるパッケージ支援により、当社の生産性向上と販路開拓、リスク対応が図られ、これらの取り組みによる海外展開によって、当社のさらなる業容拡大が期待されます。当社がもずく加工事業者として益々発展し、県産もずくの消費拡大と生産者の所得向上に寄与することを期待しています。



ひとり親家庭・人材育成を支援

沖縄公庫は、沖縄における子どもの貧困対策・ひとり親家庭の親の支援や人材育成を総合的に推進するため、金利負担を軽減する特例制度等を設けています。また、ひとり親の皆さまの相談窓口として、本・支店に「ひとり親相談担当」を配置し、県内関係機関・団体との連携強化に努めています。

1. 沖縄ひとり親支援貸付利率特例

ひとり親家庭の就労支援に積極的に取り組む事業者を支援するため、貸付利率を低減する制度(住宅資金等を除く)です。

ご利用いただける方	ひとり親等の雇用促進等に積極的に取り組む方であって、次のいずれかに該当する方 ①国によるひとり親の雇用にかかる助成(特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース))を受ける方(受けている方を含む) ②沖縄県の「女性の就職総合支援事業(変更前の「ひとり親世帯・中高年齢者就職総合支援事業」を含む)」を活用して、ひとり親を雇用する方(雇用している方を含む) ③事業所内保育施設等を設置又は増改築する方
-----------	--

融資事例

企業主導型保育施設の開業を支援 株式会社ホテル共和

宮古島市

- 事業概要 当社は昭和60年に設立されたホテル業者で、業歴は長く宮古島において高い知名度を有しています。令和3年には平良字松原に建設した新ホテルに移転しています。
- 融資内容 当社は、従業員の就労環境改善や経営多角化を目的として、新ホテル近くに企業主導型保育施設を開業しました。沖縄公庫は、当施設の開業に必要な資金の融資を行いました。
- 融資効果 保育施設の開業により、当社従業員の就労環境改善が図られます。また、近隣企業と共同利用契約の締結により、当社外からも園児を受け入れることで、宮古島市内の待機児童数減少にも寄与するものと期待されます。



2. 沖縄社会課題対応企業等支援貸付

子どもの貧困問題、非正規雇用労働者等の雇用の質の改善といった沖縄の社会的・地域的課題の解決を目的とする事業又はひとり親世帯の親が行う事業にご利用いただけます。

ご利用いただける方	中小企業資金又は生業資金の貸付けを受けることができる方であって、次のいずれかに該当する方 1. 社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方(新たに第二創業を図る者を含む。)又は営んでいる方 2. 母子家庭の母又は父子家庭の父
-----------	--

3. 教育ひとり親特例(教育一般資金)

ひとり親家庭の親の学び直し(就労に向けたスキルアップ等)を支援するため、貸付利率を低減する制度です。

ご利用いただける方	ひとり親家庭の親で、自ら入学又は在学するための資金を必要とする方
-----------	----------------------------------

4. 沖縄人材活躍推進貸付利率特例

人材育成・人手不足対応等に積極的に取り組む事業者を支援するため、貸付利率を低減する制度(住宅資金等を除く)です。

ご利用いただける方	1. 人材育成又は人手不足対応等に係る国又は沖縄県の助成金等を受けた方 2. 人手不足対応を図る方であって、人材活躍推進に係る事業計画(注)を策定し、当該計画の実現に向けた取組を図るもの (注)次のいずれの取組みも実施する計画に限る イ 既存業務の改善、省力化又は外部化を図る取組み ロ 人材確保、人材育成又は従業員の処遇改善等を図る取組み
-----------	--

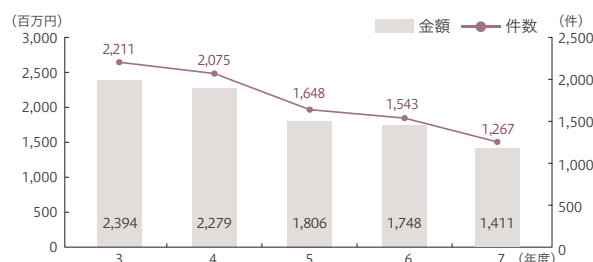
● 学ぶ機会の確保と経済的負担の軽減(国の教育ローン)

○学ぶ機会の確保と離島地域における人材の育成等の政策的な観点から貸付利率を優遇する特例制度を設けています(P46、47)。

○経済的理由により高等教育機関への進学を断念することなどを極力防ぐことを目的に、沖縄人材育成資金を創設し、教育機会の向上に努めています(P46)。

○「教育ひとり親特例」制度を創設(上記)し、ひとり親家庭の親の「学び直しの機会の確保」に努めています。

▼「教育資金(教育一般資金・沖縄人材育成資金)」の融資実績



沖縄公庫は、ひとり親のみなさまに対しワンストップで相談しやすい環境をご提供するほか、県内の関係機関・団体との連携強化を図るため、本・支店に「ひとり親相談担当」を配置しています。

・本店 融資第二部 生衛・創業融資班(098-941-1830) ・中部支店 業務第二課(098-989-6702)

・北部支店 業務課(0980-52-2338) ・宮古支店 業務課(0980-72-2446) ・八重山支店 業務課(0980-82-2701)

関係団体、民間金融機関との連携

◎ 沖縄県よろず支援拠点と連携し「経営・金融相談会」を開催

沖縄公庫は、令和7年8月から10月にかけて沖縄公庫本店及び各支店において計7回、沖縄県よろず支援拠点と連携し、「経営・金融相談会」を開催しました。沖縄県よろず支援拠点は、国が設置している無料の経営相談所で、売上拡大や経営改善など、経営上のあらゆるお悩みに対応しています。

相談会では、よろず支援拠点のコーディネーターの相談に沖縄公庫職員も同席し、売上拡大や人材確保、広報宣伝の方法から資金調達まで、経営上の様々な課題について総合的な相談体制を整え、事業者の実情に応じた解決策を提案しました。



▲相談会の様子

◎ 沖縄県産業振興公社と連携し、副業プロ人材活用セミナーを開催

沖縄公庫は、令和7年10月に沖縄県プロフェッショナル人材戦略拠点事業（愛称：人材チャンプルー、以下「人材チャンプルー」）を運営する（公財）沖縄県産業振興公社との共催により、「採用に頼らない即戦力の確保術～副業プロ人材で解決する、経営課題と業務改善の実例～」を開催しました。

人材チャンプルーは、企業の経営課題解決に必要な人材ニーズに対し、プロ人材等とのマッチング支援を行い、生産性の向上等を実現するものです。

セミナーでは、専門家によるプロ人材（外部高度人材／兼業・副業）活用方法の紹介や、実際にプロ人材を活用して業績を伸ばしている経営者のトークセッションのほか、人材チャンプルーの支援事業概要と補助金について説明を行いました。



◎ 民間金融機関との連携

沖縄公庫は、事業者のあらゆるライフステージ（創業期～成長・成熟期～低迷・再生期）において最適な金融サービスを提供するため、民間金融機関との連携に取り組んでいます。

▼意見交換会の開催

沖縄公庫と民間金融機関の円滑な意見交換を図るため、内閣府沖縄振興局と内閣府沖縄総合事務局財務部の共催により「沖縄振興開発金融公庫と民間金融機関との意見交換会」が開催されます。参加機関は、県内の地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合及び沖縄公庫で、各機関の部長級が参加します。

開催実績：（第1回）平成29年11月、（第2回）平成30年5月、（第3回）平成30年11月、（第4回）令和元年5月、
（第5回）令和2年10月、（第6回）令和4年11月、（第7回）令和5年10月、（第8回）令和6年10月、
（第9回）令和7年10月 ※令和3年度はコロナ禍のため未開催

▼連絡窓口の設置

沖縄公庫と各民間金融機関が相対で各種調整や意見交換等を行うため、平成29年10月に連絡窓口を設置しました。連絡窓口の設置により、個別の協調融資案件に関する調整などの円滑化が一層図られました。

▼協調融資

沖縄公庫は、民業補完の観点から協調融資を推進しています。令和7年度の協調融資実績（当公庫融資額）は、119件122億97百万円（令和6年度133件138億13百万円）となりました。

単位：件、百万円、（ ）は前年度

	小規模事業者	中小企業	農林漁業	大規模プロジェクト	その他	合 計
件 数	72 (78)	31 (42)	8 (8)	7 (5)	1 (0)	119 (133)
金 額	1,723 (1,548)	4,091 (6,943)	565 (623)	5,633 (4,700)	285 (0)	12,297 (13,813)

（注）協調融資：同一目的の資金計画に対し、民間金融機関と沖縄公庫が協議等を経た上で、両者が融資を決定したもの（融資決定時期が異なる場合も含む）。
上記金額は、当公庫の融資額。

事業資金：産業開発資金、中小企業資金、生業資金（一部を除く）、生活衛生資金（同）、医療資金、農林漁業資金、住宅資金（同）

また、民間金融機関との協調融資を一層促進するため、協調好事例の公表（個別協調融資案件の概要紹介）も行っています。加えて、民間金融機関との協調融資商品創設にも取り組んでいます。

● 情報提供・サービス向上への取組み

沖縄公庫は、沖縄の社会開発・産業構造・企業経営などの主要テーマについて最新情報の収集分析を行い、調査結果を各種のレポート等によって提供しています。

また、お客さまにとってより利便性の高い金融機関を目指し、サービス向上への取組みとして、「沖縄公庫コネクト」や「来店予約サービス」を提供しています。

各種産業経済調査

地域社会や産業の動向について各種の調査分析を行い、地域産業経済の成長発展のための提言を行っています。

以下は最近の調査事例です。

- 2024年度県内主要ホテルの稼働状況
- 沖縄本島の地域に適した地域交通のり・デザイン
- 人口減少時代における沖縄観光のあり方
- 日本人・訪日客の沖縄旅行に関する調査
- 沖縄公庫取引先からみた新規開業の現状2025

設備投資動向調査

沖縄における主要企業の設備投資計画の動向について年2回(6月、11月)約230社を対象にアンケートを行って分析し、「公庫レポート」として発行しており、産業界や行政機関の施策立案等の参考に活用されています。

経済講演会の開催・講師派遣

沖縄公庫は、地域経済の活性化のため、セミナーの開催や各種講演会への講師派遣を行っています。

県内企業景況調査

沖縄における企業の景況判断等について年4回、約360社の県内企業を対象にアンケートを行って分析し、「景況トレンド」として発行しており、景況感や経営上の課題に関する情報を提供しています。

沖縄経済ハンドブック

沖縄県の産業経済に関する主要な統計等を掲載した「沖縄経済ハンドブック」を発行し、取引先や一般事業者等、ご希望の方に提供しています。

公庫コネクト

沖縄公庫では、教育資金のインターネット申込(※1)や、取引状況の確認、残高証明書などのオンライン発行(※2)、さらに事業承継マッチングサービス「事業承継コネクト」をご利用いただけるWebサービス「沖縄公庫コネクト」を開設しています。

※1「教育資金インターネット申込サービス」は24時間365日ご利用いただけます。
※2 各種証明書のオンライン発行サービスの提供時間は、平日9時～18時までとなります。



来店予約サービス

沖縄公庫のホームページでは、創業(申告1期のみを含む)、事業資金、教育資金の融資相談をご希望される方を対象に、来店時間を予約できる「来店予約サービス」を提供しています。本サービスを利用することで、お客さまの待ち時間を短縮し、よりスムーズにご相談を行うことができます。



広報紙「櫓舵(ルカジ)」

沖縄公庫は、広報紙「櫓舵(ルカジ)」を平成28年4月に創刊しました。沖縄が自立型経済モデルを発展させるための道しるべを探るため、斯界のビジネスパーソンを招いてのセッション等を紹介しています。

上記のレポート・広報紙等については、沖縄公庫のホームページ(<https://www.okinawakouko.go.jp/>)からダウンロードできます。

沖縄公庫フォーラム2025の開催

沖縄公庫では、令和7年10月に「沖縄公庫フォーラム2025 人手不足時代に求められる人財戦略～観光関連産業を中心に～」を開催しました。

本フォーラムの第一部では、株式会社インディードリクルートパートナーズ リサーチセンター 上席主任研究員・宇佐川邦子様による基調講演「人が辞めない・集まる職場とは?」を行い、若者の特性や業界特有の離職理由など、今求められる人財確保戦略についてお話いただきました。

第二部では、沖縄県内で活躍されている三名の経営者をお迎えし、「人手不足への対応策」をテーマに、人財の確保・定着のための各社の取組みについてパネルディスカッションを行いました。



第1部 基調講演



第2部 パネルディスカッション



融資・出資制度の概要

産業開発資金	32
中小企業資金	34
生業資金	36
生活衛生資金	38
医療資金	40
農林漁業資金	42
住宅資金	44
教育・恩給担保資金	46
出資	48
新事業創出促進出資	50
沖縄公庫独自制度	52

※出融資事例の二次元コードは承諾を得た先のみ掲載しております。

産業開発資金

● 産業開発資金の役割

産業開発資金は、沖縄の地域的な政策課題に対応する沖縄公庫独自の資金です。

リスクが高い、あるいは多額の初期投資を必要とし投資回収に長期を要するものの、地域の新たな発展のために重要な都市基盤整備、交通基盤整備、情報通信網整備、流通施設整備などのプロジェクトを調整・誘導し実現させていく地域開発金融としての役割があります。

また、設備の新・増設や維持補修に多額の資金を必要とするエネルギー、観光、交通運輸、製造業などの主要産業に対し、その事業に必要な資金を安定的に供給する産業金融としての役割もあります。

● 産業開発資金への期待

民間主導の自立型経済の発展に向け、各般の沖縄振興策が進行・具体化するなか、産業開発資金は、民間企業や第三セクター事業への融資を通じて、各種プロジェクトの実現を支援します。とりわけ、観光リゾート産業等のリーディング産業の振興、駐留軍用地の跡地開発は、沖縄の振興開発における重要な課題の一つであり、その役割の発揮が求められています。

また、沖縄の地域特性のさらなる発揮に向けた、低炭素・循環型社会や成長するアジアマーケットを対象としたプロジェクトへの取組、知的・産業クラスターの形成といった推進戦略分野において、産業開発資金の機能発揮が期待されています。

融資事例①

「21世紀の森公園周辺エリア活用推進事業」(Park-PFI事業)に係る 公園施設整備を支援 株式会社ゆがふホールディングス

名護市



- 事業概要 当社は、ゆがふグループの経営戦略策定や業務最適化に向けた経営資源の配分等の取り組みに加え、建設、観光、住宅、不動産、ビル管理など、多岐にわたるグループの事業領域において培われたノウハウやネットワークを活かし、オフィスビルやホテルの開発、公民連携事業等を手がけています。
- 融資内容 沖縄公庫は、名護市が実施する「21世紀の森公園周辺エリア活用推進事業」(Park-PFI事業)に係る公園施設整備に必要な資金について、事業を担う共同事業体「YAMBARU GATEWAY PARK」を代表する当社に対し、民間金融機関と協調して融資を実行しました。
- 融資効果 本事業は、21世紀の森公園内における飲食・物販等の複合施設「あけみおてらす(令和8年4月開業)」の整備と既存公園施設の改修を行うものです。公園周辺エリアの魅力度向上を通じて地元住民の日常的な利用促進と観光客の誘致を図り、「誰もが“健康”になれる海と陸のスポーツ&レクリエーション拠点」として地域活性化への寄与が期待されます。



融資事例②

老朽化した製鋼及び圧延設備の更新投資を支援 拓南製鉄株式会社

沖縄市



- 事業概要 当社は県内唯一の製鋼・製鋼圧延業者であり、沖縄の鉄スクラップを電気炉で溶融し、沖縄の構造物を支える鉄筋等の建設鋼材を製造しています。当社は昭和31年に設立、新中城工場は平成7年に操業を開始しており、沖縄の製造業界を代表する会社に位置付けられています。
- 融資内容 沖縄公庫は、稼働から26年が経過し老朽化した製鋼及び圧延設備の更新に必要な資金について、民間金融機関と協調して融資を実行しました。
- 融資効果 製鋼及び圧延設備の更新により、老朽化によるトラブル発生の低減、生産効率及びメンテナンス性の向上による安定操業が可能となり、建設鋼材の県内マーケットへの安定供給が期待されます。



● ご利用いただける方

- 沖縄において産業の振興開発に寄与する事業を営む方又は沖縄において営まれる産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金の供給を行う方（銀行その他の金融機関を除く）。なお、本社は沖縄県外にあってもかまいません。
- 株式会社、組合、財団法人等、いずれの組織形態でも対象となります。

● ご融資の種類と条件

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金であって、設備の取得、改良、補修又は土地の取得、造成等に必要な資金を対象としています。また、当該資金に係る債務の保証、社債の取得、貸付債権の譲受けも対象としています。

▼ 主な融資制度

（令和8年4月現在）

ご融資の種類	資金の使いみち	ご融資の限度額	ご返済期間
基本資金	沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に係る設備の取得等に必要な資金	所要資金の7割	原則1年以上 10年以内※
電気	発電設備、送電設備、変電設備、配電設備又は通信設備の取得・改良に必要な資金	所要資金の8割	15年以内
航空	定期航空に寄与する設備の購入に必要な資金	所要資金の7割	15年以内
	航空機等の購入に必要な資金	所要資金の8割	
沖縄観光リゾート産業振興貸付	国又は県の観光関連施策に基づく整備地域において、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行うために必要な資金	所要資金の7割	25年以内
国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興	国際物流拠点産業集積地域、産業イノベーション促進地域内で事業又は当該事業の用に供する施設、設備の設置又は整備を行うために必要な資金	所要資金の7割	25年以内
沖縄情報通信産業支援	国又は県の情報通信産業振興関連施策に基づく指定地域内において情報通信関連事業を行うために必要な資金	所要資金の7割	20年以内
沖縄自立型経済発展	・沖縄の民間主導の自立型経済の発展に向けた産業の振興開発に寄与する特定の事業（情報通信関連産業の集積、交通体系の整備事業、県内事業者による海外展開事業）に必要な資金	所要資金の7割 （一定の要件を満たす場合はこの限りではない）	25年以内
	・地方公共団体等の事業・資産を譲り受け又は地方公共団体等の資産の貸付け等を受け、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に実施される事業に必要な資金		30年以内
	・高等教育を実施するために必要な施設等の整備に必要な資金		25年以内
	・廃棄物を適正に処理する事業に必要な施設の整備に必要な資金		15年以内
	・再生可能エネルギーを導入する施設を取得するために必要な資金		10年以内
	・非設備事業資金		
駐留軍用地跡地開発促進	・駐留軍用地跡地関係市町村における商業施設等（延床面積3,000㎡以上）の整備事業（3,000㎡以上の建築物の一部を取得する事業を含む）に必要な資金 ・沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の施行日以後返還され、又は引き渡された駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画が示す計画区域内において行われる建築物の整備事業（建築物の一部を取得する事業を含む）又は土地の造成事業に必要な資金	所要資金の7割	25年以内

※特に必要と認められるときは30年以内

このほかにもプロジェクト分野別の融資制度があります。

▼ 産業開発資金資本性劣後ローン特例制度

制度の内容	ご融資の限度額	担保・保証人	ご返済期間	ご返済方法
沖縄における産業の振興開発に寄与する事業を行う方の財務体質を強化する資本性劣後ローンを供給することをもって、生産性向上及び地域経済の活性化を図る制度です。本制度による借入金は、劣後特約により法的倒産手続き時には民間金融機関等の債務に劣後し、金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができるため、民間金融機関からの円滑な資金調達が期待されます。	所要資金の5割	無担保・無保証人	5年1ヵ月以上 15年以内	期限一括返済 （利息は毎月払）

● カーボンニュートラル推進投資利率特例制度

再生可能エネルギーの導入等、脱炭素に資する設備投資を行う方には、金利の優遇を行っています。

● 沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度

人材育成や人手不足対応に積極的に取り組む事業者の方には、金利の優遇を行っています。

● 沖縄特区等無担保貸付利率特例

国又は県の施策に基づく特区・地域制度において対象事業種等を営む方のうち、新たな事業所の設置や耐震対策を行う方には、金利の優遇を行っています。

中小企業資金

● 中小企業の成長・発展を支援

中小企業は地域経済の基盤です。経済環境が大きく変化している今日、中小企業がその機動性や創造性を発揮して、新たな商品開発やサービス提供に取り組んでいくことが、地域経済の活性化にとっても重要です。

中小企業資金は、中小企業の成長発展と経営基盤の強化を図るため、国や県の中小企業施策に則り、事業承継や働き方改革、生産性の向上、情報化の推進など、環境変化に前向きに取り組む中小企業を支援します。

また、経済・金融環境の悪化など事業環境の急激な変化に際しては、資金繰りの支援など、セーフティネット機能の発揮に努めています。

● 安定的な長期資金の供給

中小企業が安定的に事業を維持し、成長発展していくためには、的確でタイムリーな設備投資の実施と継続的な財務体質の強化が必要です。中小企業資金は、新たな設備投資や更新投資に必要な資金、長期運転資金など中小企業の多様な資金ニーズにお応えします。沖縄公庫は、中小企業が必要とする長期資金の安定的な供給に努めています。このほか中小企業が長期資金を調達するために、新たに発行する社債の取得なども対象としています。

融資事例①

独創的な手づくり石鹸の研究を目的とした工房建設を支援 株式会社首里石鹸

那覇市



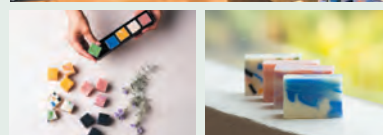
● 事業概要

当社は平成23年にコールセンター業として設立した後、女性が働きやすい環境を作りたいと、平成28年より「首里石鹸」ブランドで石鹸販売を開始しています。現在は、コールセンター業から撤退し、主に観光客向けに沖縄の自然を詰め込んだ手作り石鹸などを展開する沖縄発のスキンケアブランドとして成長を遂げています。



● 融資内容

沖縄公庫は、観光産業等生産性向上資金を適用し、新商品開発・社員教育に必要な石鹸工房（首里石鹸研究所 SuiSavon Lab.）の建設資金を融資しました。



● 融資効果

工房は新しい石鹸のテクスチャや、香りの開発を行う研究所として活用しているほか、2階には模擬店舗を作り、実践的な教育と育成ができる環境を整え、新たな人材開発拠点も創出しました。小ロットでの商品開発や人材育成により、観光産業等の生産性向上及び観光消費の底上げが期待されます。

融資事例②

学校給食を支える事業者の生産性向上を支援 株式会社オーディフ

浦添市



● 事業概要

当社は、沖縄県内の学校、こども園、病院、福祉施設等向けに、給食の製造・配達、調理業務受託を行っており、全事業で1日約90,000食を提供しています。創業以来40年以上にわたり、こどもたちの健康を支えるとともに、こどもたちが食に興味を持てるよう、体験学習を通じた食育活動にも取り組んでいます。

● 融資内容

沖縄公庫は、当社の新たな中核拠点となる新給食センターの新築に必要な設備資金を支援しました。

● 融資効果

新給食センターでは、最新鋭の厨房機器導入による生産性の向上のほか、ISO22000水準の食品安全管理体制を備え、アレルギー対応専用調理室を設置するなど、給食供給体制の高度化が図られています。本施設の完成により、沖縄のこどもたちの健康維持・増進に一層貢献することが期待されます。



● ご利用いただける方

対象業種

建設業、製造業、運輸業等

※ゴム製品製造業の一部は、資本金3億円以下 又は 従業員900人以下

卸売業

小売業、飲食店

サービス業

※旅館業は、資本金5千万円以下 又は 従業員200人以下 ※サービス業のうちソフトウェア業、情報処理サービス業は、資本金3億円以下 又は 従業員300人以下

対象企業規模

資本金3億円以下 又は 従業員300人以下

資本金1億円以下 又は 従業員100人以下

資本金5千万円以下 又は 従業員 50人以下

資本金5千万円以下 又は 従業員100人以下

▼ 主な融資制度

(令和8年4月現在)

ご融資の種類	ご利用いただける方	資金の使いみち	ご融資の限度額	ご返済期間
沖縄創業者等支援貸付	次のいずれかに該当する方で、一定の要件を満たす方 ○新規市場の創出が見込まれる事業を新たに行う方 ○雇用の創出を伴う事業を新たに行う方 ○経営多角化を図る方	設備資金	7億2,000万円	20年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	10年以内
国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付	国際物流拠点産業集積地域、産業イノベーション促進地域内において事業を営む方又は当該事業の用に供する施設、設備の設置又は整備を行う方	設備資金	7億2,000万円	20年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	10年以内
沖縄観光リゾート産業振興貸付	国又は県の観光関連施策に基づく整備地域において、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行う方	設備資金	7億2,000万円	20年以内
		長期運転資金 (増加運転資金に限る)	2億5,000万円	10年以内
沖縄生産性向上促進貸付	中小企業等経営強化法に基づき、先端設備等導入計画の認定を受けた方	設備資金	7億2,000万円	20年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	10年以内

このほかにも、事業の種類、資金の使いみちにより、さまざまな融資制度があります。

融資事例③

新都心公園PFI事業に係る融資を実行 株式会社オーエスディー

北谷町



● 事業概要

当社は、平成12年3月設立の店舗企画・建築工事業者です。県内全域において、遊休地を活用した店舗開発(コンビニ、飲食店、各種小売店向け貸店舗)を企画・提案し施工するほか、自社で貸店舗を保有するなど、一定の事業基盤を有しております。

● 融資内容

那覇市が推進する新都心公園Park-PFI事業において、当社と「Kona's Coffee」を展開する(株)トリドールホールディングスによる共同企業体が選定され、公園内南側(県立博物館側)に貸店舗(Kona's Coffee)建設に必要な資金を融資しました。

● 融資効果

PFIの活用により新都心公園の施設整備が一層充実するとともに、「Kona's Coffee」の新設により、公園利用者の利便性向上が期待されます。当社においては事業規模の拡大に加え、PFIに関するノウハウの蓄積が進み、今後の事業展開における選択肢の拡大につながりました。



生 業 資 金

● 小規模事業者の経営の安定と成長を支援

生業資金は、経営の安定を図るために必要な小口の設備資金や運転資金を対象とし、主に小規模事業者に活用されています。

また、事業実績が乏しいなどの理由で一般の金融機関から融資を受けることが困難な新規開業者や創業間もない事業者にも活用されています。

● より利用しやすい資金として

生業資金では、無担保貸付にも弾力的に対応しているほか、「小規模事業者経営改善資金(マル経資金)」、「沖縄雇用・経営基盤強化資金(沖経資金)」、「経営者保証免除特例制度」などの融資制度をご用意し、担保や保証人に依存しない融資を推進しています。

● 商工会議所・商工会等と連携

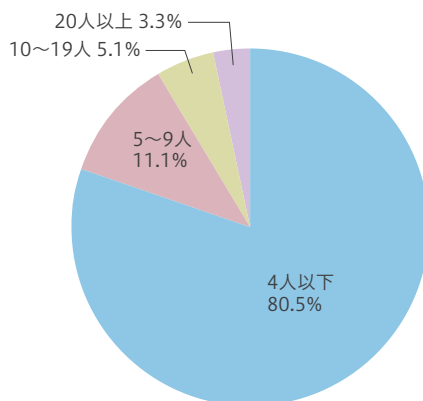
沖縄公庫は、商工会議所や商工会等と連携し、事務連絡会議や出張融資相談会を開催するなど、離島を含む県内各地の小規模事業者等への支援に努めています。



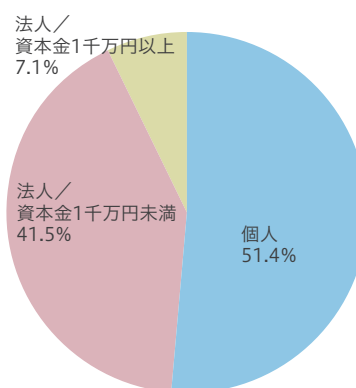
マル経・沖経連絡会議の様子

● 生業資金のご利用状況

▼ 従業者規模別融資構成比(件数)(令和7年度)



▼ 個人・法人別、資本金別融資構成比(件数)(令和7年度)



融資事例①

やんばるの大自然に囲まれた1日1組限定のプライベートヴィラの開業を支援 Ars et Vita株式会社

今帰仁村



- 事業概要**

当社は令和8年5月に今帰仁村において1日1組限定のプライベートヴィラを開業しました。やんばるの大自然に佇む隠れ家的な滞在施設で、曲線的で独創的なデザインでありながら、新緑や新芽を意味する施設名「miduri」のとおり周囲の森と調和し、非日常感を演出しています。
- 融資内容**

沖縄公庫は、当社のコンセプトを評価し、ヴィラの建設にかかる設備資金を民間金融機関と協調して融資。宿泊棟、ラウンジ、書斎、プール、キッチン、ガーデン等を備えた滞在施設の整備を支援しました。
- 融資効果**

やんばるの自然や今帰仁の歴史文化を背景に、自然・建築・時間が一体となる高付加価値な滞在体験を提供するヴィラの開業は、滞在単価と北部観光の質の向上、地域の魅力発信に寄与することが期待されます。



● ご利用いただける方

沖縄に住所を有し、独立して事業(※)を営む方(個人又は法人等)。

※投機的事業、一部の遊興娯楽業等は対象となりません。

▼ 主な融資制度

(令和8年4月現在)

ご融資の種類	ご利用いただける方	資金の使いみち	ご融資の限度額	ご返済期間
基本資金	事業を営む方 (ほとんどの業種の方にご利用いただけます)	設備資金	4,800万円	原則10年以内
		運転資金		原則5年以内
沖縄創業者等支援貸付	次のいずれかに該当する方で、一定の要件を満たす方 ○新規市場の創出が見込まれる事業を新たに行う方 ○雇用の創出を伴う事業を新たに行う方 ○経営多角化を図る方	設備資金	7,200万円	20年以内
		運転資金	4,800万円	10年以内
沖縄離島・北部地域振興貸付	沖縄県内の離島及び北部地域(名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町)において産業の振興及び経済の活性化に資する事業を行う方	設備資金	7,200万円	20年以内 貸家・貸間業は30年以内
		運転資金	4,800万円	10年以内
沖縄生産性向上促進貸付	中小企業等経営強化法に基づき、先端設備等導入計画の認定を受けた方	設備資金	7,200万円	20年以内
		運転資金	4,800万円	10年以内
小規模事業者経営改善資金(マル経資金)	商工会議所、商工会の経営指導を受けている小規模事業者で、商工会議所会頭、商工会会長の推薦を受けた方	設備資金	2,000万円	10年以内
		運転資金		
沖縄雇用・経営基盤強化資金(沖縄経資金)	商工会議所、商工会の経営強化指導を受けている特定規模事業者で、商工会議所会頭、商工会会長の推薦を受けた方	設備資金	2,000万円	10年以内
		運転資金		

このほかにも、事業の種類、資金の使いみちにより、さまざまな融資制度があります。

融資事例②

生成AIを利用した文書作成支援アプリの機能拡充等を沖縄銀行と協調融資により支援
株式会社スタジオユリグラフ

市護名



● 事業概要

登録ユーザ数5,000先、大手グループ等累計300法人の利用があるWebアプリ「Xaris(カリス)※」を展開しています。SEO記事及びインタビュー記事の制作を中心に累計56,700本の原稿が「Xaris」を通じて執筆されています。

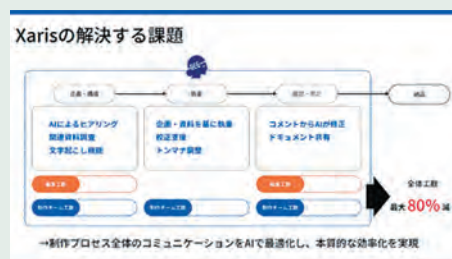
※音声入力のみで記事を制作する等、あらゆる「書き手」をサポートする生成AIを活用したWebアプリ

● 融資内容

沖縄公庫は、「Xaris」の更なる機能拡充等を目的にVCからの出資と併せて、沖縄銀行と協調し資金調達を支援しました。

● 融資效果

今回の資金支援による「Xaris」の開発により、多くのリソースを注ぎ込むことができるようになり、更なる機能の拡充が期待されます。



生活衛生資金

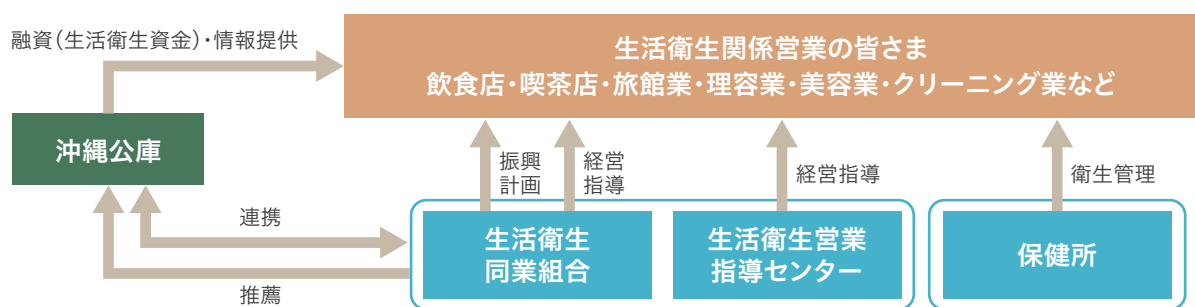
● 衛生水準の向上と近代化を支援

生活衛生資金は、飲食店、喫茶店、旅館業、理容業、美容業、クリーニング業等の生活衛生関係営業を営む方が、店舗の新築や増改築あるいは設備の取得などに要する資金のほか、運転資金もご融資の対象としています。また、無担保・無保証の「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経資金)」の制度も設けています。

● 生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターなどとの連携

沖縄公庫は、日常的に県民生活と密接に関わる生活衛生関係の営業について、生活衛生同業組合の自主的活動や保健所を通じた衛生面での指導、沖縄県生活衛生営業支援センターによる経営面での指導などと連携しながら、生活衛生関係営業者の衛生水準の向上と近代化、合理化を支援しています。

▼ 生活衛生関係営業の皆さまを支援する仕組み



融資事例①

カラオケ店の店舗リニューアルを支援 有限会社渡嘉敷商会

那覇市



● 事業概要

当社は沖縄県内に複数のカラオケ店を展開しています。徹底した顧客サービスや店内調理による充実した飲食メニューで、特に中高年層やファミリー層を中心に高い支持を得ています。

● 融資内容

沖縄公庫は、年数を重ねた一号店の、厨房スペース拡張、バリアフリー化、客室拡充を含むリニューアル工事について融資を行いました。

● 融資効果

手狭になっていた厨房スペースの改装で、従業員の作業効率化や労働環境改善が図られることに加え、店内へのスロープや多目的トイレの新設、団体向け客室の拡充により、顧客の利便性が向上し、安定した事業運営につながることが期待されます。



● ご利用いただける方

飲食店、喫茶店、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、一般公衆浴場業、クリーニング業などを営む方。

なお、業種ごとの生活衛生同業組合等の経営指導に基づいて経営の改善を図る小規模事業者の方は、無担保・無保証の融資制度「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経資金）」もご利用いただけます。

▼ 主な融資制度

（令和8年4月現在）

ご融資の種類	資金の使いみち	業 種	ご融資の限度額	ご返済期間
一般設備貸付	営業に必要となる機械・器具等の購入、店舗等の新築、増改築、改装、買取、入居保証金等の設備資金	一般公衆浴場業	3億円	30年以内
		興行場営業業 サウナ営業業	2億円	13年以内
		旅館業	4億円	
		クリーニング業 （取次業に業態転換された方）	1億2,000万円 （振興事業貸付（設備資金）と合わせて） 4,800万円	
		飲食店、喫茶店、美容業 理容業、食肉販売業 食鳥肉販売業、氷雪販売業	7,200万円	
振興事業貸付	振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員が必要とする設備資金及び運転資金	設備資金 興行場営業業 旅館業	7億2,000万円	20年以内 （一定の要件を満たす場合 な30年以内）
		クリーニング業 （取次業に業態転換された方）	3億円 （一般設備貸付と合わせて4,800万円）	
		一般公衆浴場業	1億5,000万円 （一般設備貸付とは別枠）	
		飲食店、喫茶店、美容業 理容業、食肉販売業 食鳥肉販売業、氷雪販売業	1億5,000万円	
	運転資金	上記全業種 （クリーニング業で取次業に業態転換された方）	5,700万円 （4,800万円）	10年以内
生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経資金）	生活衛生同業組合等の実施する経営指導に基づいて経営改善を行うために必要な資金	上記全業種	2,000万円	10年以内

融資事例②

オーストラリア発祥の麻辣湯専門店の日本出店を支援 株式会社D.H

那覇市



● 事業概要

当社は、沖縄発のステーキ店として国内外へ展開する「やっぱりステーキ」グループの飲食事業者です。令和8年に、オーストラリア発祥で世界的に支持される麻辣湯専門店「ドラゴンホットポット」の日本初上陸となる店舗を沖縄に出店しました。同店舗を皮切りに日本国内での店舗展開に取り組んでいくこととしています。



● 融資内容

沖縄公庫は、麻辣湯事業の開始及び那覇国際通り店の出店にかかる融資を行いました。

● 融資効果

同店の麻辣湯は、100種類以上の新鮮な具材と8種類の多彩なスープから自分だけの一杯を創り出すスタイルで、沖縄の地元食材もふんだんに活用されています。県産食材の地産地消促進のほか、開店による雇用創出、沖縄発の国内事業展開等により、地域経済活性化への寄与が期待されます。



医療資金

● 医療施設の整備促進に大きな役割

医療資金は、沖縄の地域医療体制の整備と施設の充実、医療水準の向上を図るため、病院、介護老人保健施設、診療所、医療従事者養成施設などの医療関係施設を融資の対象としています。

● 医療技術の高度化、質の向上に対応

療養環境の改善や高度な医療技術の提供など、医療関係施設は医療の質的向上、高度化を進めています。医療資金は、国の施策や沖縄県の施設整備計画を踏まえながら、新築資金や増改築資金、医療機器の購入資金等、幅広い資金需要に対応しています。

● 医療関係施設の経営安定化を支援

地域医療体制の維持においては、医療関係施設の経営の安定が不可欠です。沖縄公庫は、医療関係施設が必要とする長期運転資金の安定的な供給に努めています。また、物価高騰の影響を受けた医療関係施設に対しては、長期運転資金の限度額に特例を設け、融資を実施しています。



診療所



医療機器

融資事例

クリニック移転及び在宅ケアセンター統合にかかる建物新築を支援 医療法人HSR

浦添市



● 事業概要

当社は、呼吸器疾患・睡眠障害全般・在宅診療に強みを持ち、内科全般の診療が可能な総合外来クリニック「名嘉村クリニック」(浦添市伊祖)のほか、「認知症対応型グループホーム末吉」(那覇市首里)等を運営し、沖縄県南部地域において医療・福祉事業を展開しています。

● 融資内容

沖縄公庫は、老朽化した名嘉村クリニックの移転と、別棟であった在宅ケアセンターの事務所統合に必要な建物新築資金に対して、融資を実行しました。

● 融資効果

移転新築により、沖縄県の南部医療圏で提供される医療サービスの維持・充実が期待されます。



● ご融資の対象となる施設等

病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所、助産所、指定訪問看護事業、医療従事者養成施設

▼ 主な融資制度

(令和8年4月現在)

資金の使いみち	施設の種類の	ご融資の限度額(※2)	ご返済期間
施設等の新設(※1)	病院	7億2,000万円 (ただし、所要額(※3)の70%以内)	耐火 30年以内(※8) その他 20年以内
	介護老人保健施設		
	介護医療院	12億円 (ただし、所要額(※3)の90%以内)	耐火 20年以内 その他 15年以内
	診療所	5億円 (ただし、所要額(※3)の70%以内)	
現に開設している施設の増改築	病院(※4)	7億2,000万円 (ただし、所要額(※3)の70%以内)	耐火 30年以内(※8) その他 15年以内
	介護老人保健施設		
	介護医療院	12億円 (ただし、所要額(※3)の90%以内)	耐火 20年以内 その他 15年以内
	診療所	5億円 (ただし、所要額(※3)の70%以内)	
新設に伴い必要な機械器具等の購入(※5)	介護老人保健施設	5,000万円 (ただし、購入価格の70%以内)	5年以内
	介護医療院	5,000万円 (ただし、購入価格の90%以内)	
	診療所	2,500万円 (ただし、購入価格の80%以内)	
新設に伴い必要な運転資金	介護老人保健施設	1,000万円 (ただし、所要資金の70%以内)	3年以内
	介護医療院	1,000万円 (ただし、所要資金の90%以内)	
	診療所	300万円 (ただし、所要資金の80%以内)	
経営の安定化を図るための運転資金(※6)	病院(※7)	1億円(※9)	5年以内 (ただし、特に必要と認められるときは7年以内)
	介護老人保健施設	1億円	
	介護医療院	1億円	
	診療所(※7)	4,000万円	

(※1) 施設等の新設に伴う資金は、新築資金として取扱い、原則として開設地が病床の不足している地域(病院又は有床診療所の場合)、又は計画病院が特殊な診療計画を予定している場合などに限られます。

(※2) 未耐震の病院が行う耐震化整備に係る資金については、所要額の95%が限度額となるほか、離島・過疎地域における施設の新築・増改築資金などについても、上記の限度額を超える特例があります。

(※3) 所要額は、建築工事費と設計監理費等となります。造成工事費等は含めません。

(※4) 病床充足地域におけるご融資の限度額については、所要額の60%以内となります。

(※5) 高額な先進医療機器(1品の価格が5,000万円以上)については、7億2,000万円(ただし、購入価格の80%以内)を限度に、病院に対してもご融資できる場合があります。

(※6) 原則として公庫による経営診断を受けていただきます。また、持分なし医療法人へ移行する際に必要となる経営の安定化を図るための運転資金については、病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所いずれも限度額2億5,000万円、ご返済期間10年以内となります。

(※7) 地域医療構想の達成に向けた取組みを実施する医療機関として、都道府県が位置付けた病院等に該当する場合は、限度額について病院は5億円、診療所は3億円となり、ご返済期間については病院、診療所ともに10年以内となります。

(※8) 特定の要件を満たす病院の耐火構造に係る資金については、ご返済期間が39年以内となります。

(※9) 物価高騰の影響を受けている場合におけるご融資の限度額については、10億円となります。

● 離島・過疎地域の特例

沖縄は多くの離島を抱えることから、県民が等しく医療サービスの恩恵を受けられるよう離島・過疎地域での医療施設の整備を進める必要があります。こうした離島・過疎地域での病院などの新築や増改築に要する資金に融資限度額の特例を設けております(P53)。

農林漁業資金

●生産の安定化と地域特性を生かした「おきなわブランド」の確立のため、幅広い分野の資金需要に対応

農林漁業資金は、農林水産業の生産基盤の整備と生産力の維持・向上を図るため、農地の取得をはじめとする農林漁業の生産等に必要な施設の取得や設備の改良などの設備資金や、果樹の植栽、家畜取得、肥料・飼料購入などに必要な長期運転資金を対象としています。

沖縄公庫は、農林水産業を取り巻く環境が厳しいなか、経営意欲と能力のある農林漁業の担い手の経営改善、安定した生産供給体制の確立及び地域特性などを生かした「おきなわブランド」の確立、農林漁業者が災害などで被害を受けた際の経営再建に必要な資金など、幅広い分野の資金需要に対応し、農林漁業者を支援します。

また、農業経営アドバイザーを養成し、農業経営に関する様々なご相談に対応できるよう取り組んでいます。

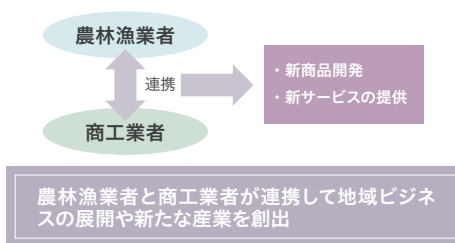
●6次産業化や農商工連携を支援

沖縄公庫は、農林水産物の生産だけではなく、加工・販売に取り組む農林漁業者や、農商工連携に取り組む方、農林漁業者などとの連携により県内農林水産物の加工・販売に取り組む食品製造・販売業者を支援します。

▼6次産業化のイメージ



▼農商工連携のイメージ



融資事例①

琉球銀行と協調して資本性ローンを実行 株式会社宮平農牧

南城市



●事業概要

当社は、沖縄県内において乳飲料の製造・販売を行う株式会社宮平乳業のグループ会社として令和4年に設立し、県内の酪農事業者からの事業承継により酪農事業へ参入しました。南城市と糸満市に牧場を構え、約200頭の乳牛を飼養しており、今後も増頭による生産規模の拡大を目指しています。

●融資内容

当社に対して生産基盤強化のための牛舎改築資金および経営の維持・安定のための運転資金について資本性ローンにより融資を実行しました。

●融資効果

資本性ローンは、新事業展開や事業再生等に取り組む農林漁業者等に対して資本性資金を供給し、資金繰り円滑化や財務体質の強化を図るための制度です。当社の資金繰りの円滑化や財務体質の強化に資し、さらなる規模拡大につながるるとともに、今後の県内産生乳の生産量の維持・拡大が見込まれます。



融資事例②

農業用倉庫・集荷施設の整備を支援 8farm miyakojima

宮古島市



●事業概要

増田さんは、海外や宮古島で農業の経験を積んだ後、認定新規就農者として宮古島にて独立開業し、かぼちゃやゴーヤー等を栽培しています。最近ではメロンの栽培にも力を入れており、「宮古島でいだメロン」のブランド名でふるさと納税の返礼品として出品しているほか、宮古島内外の飲食店でも使用されています。

●融資内容

沖縄公庫は、青年等就農計画に基づき農業用倉庫・集荷施設の建設工事に対して融資を実行しました。

●融資効果

農業用倉庫・集荷施設の整備により、生産物や梱包資材等を適切に保管・管理できる環境が整い、安定した品質確保が可能となりました。また、温度管理された施設内で集荷作業を行うことで作業効率の改善が図られ、収益性の向上が期待されます。



◎ご利用いただける方

○農業(畜産業を含む)、林業及び漁業を営む方 ○農林畜水産物の加工・流通・販売の事業を営む方

▼主な融資制度

(令和8年4月現在)

ご融資の種類	資金の使いみち	ご融資の限度額	ご返済期間
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	○農地や採草放牧地の取得に必要な資金 ○農地等の改良や造成等に必要な資金 ○農業経営のための施設や機械等の取得に必要な資金 ○農産物の加工処理・流通・販売のための施設等の取得に必要な資金 ○家畜の購入・育成、果樹等の新改植・育成などに必要な資金	個人 3 億 円 (特認 6 億円) 法人 10 億 円 (特認 30 億円)	25年以内
経営体育成強化資金	○上記スーパーL資金と同じ ○制度資金等の償還負担軽減のために必要な資金	負担額の 80 % ただし 個人・農業参入法人 1 億 5,000 万円、 法人・団体 5 億円	25年以内
農業改良資金	農業改良措置を行う方等が ○新たな農業部門を開始するために必要な資金 ○農産物又は加工品の新たな生産方式を導入するために必要な資金	個人 5,000 万円 法人・団体 1 億 5,000 万円	12年以内
青年等就農資金	○新たに農業経営を開始する方が施設や機械等の取得、家畜の購入等に必要な資金	3,700 万円 (特認 1 億円)	17年以内
農林漁業 セーフティネット資金	○災害等により被害を受けた経営の再建に必要な資金又は社会的、経済的な環境の変化等により資金繰りに支障を来している場合等の経営の維持安定に必要な資金	一般 600 万円 特認 年間経営費等の 6 / 12 以内	15年以内
水産加工施設資金	○水産動植物を原料又は材料として使用する製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金	所要額の 8 割	25年以内
特定農産加工資金	○特定の農畜産物の加工施設の改良、造成又は取得に必要な資金		25年以内
おきなわブランド振興資金	○県の認定と主務大臣の指定を受けた拠点産地で生産される農林水産物(戦略品目)について、その競争力を強化する事業に必要な資金	農林漁業者： 設備 7,200 万円 運転 4,800 万円 加工、製造、流通、販売業者： 所要額の 8 割	15年以内
沖縄農林畜水産物等 起業化支援資金	○農林畜水産物等を用いた製品の開発又は農林畜水産物の品種改良を行うために必要な資金	4,800 万円	8年以内
農林漁業経営資本強化資金 (資本性劣後ローン)(注)	○農業、林業若しくは漁業を営む方であって、新たな事業展開や事業再生等に取り組もうとする方	1 億 円	5年1カ月以上 20年以内

(注)本貸付による借入金は、劣後特約により法的倒産手続時には民間金融機関等の債務に劣後し、金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができるため、民間金融機関からの円滑な資金調達が期待されます。
このほかにも、資金の使いみちにより、さまざまな融資制度があります。

関係機関との取組

沖縄公庫では、令和7年8月4日に、公庫農林漁業資金のより一層の活用推進を図るべく、県内の農林漁業に携わる行政機関や代理店である金融機関と「公庫農林漁業資金活用推進会議」を開催しました。

本会議では、農林漁業資金の貸付実績について説明したほか、各地域が抱える課題や公庫への要望などについて意見交換を行いました。

沖縄公庫は、今後も関係機関との連携強化を図りつつ、県内農林漁業者の抱える経営課題解決に向け、ワンストップサービス機能を発揮し、円滑な資金供給とコンサルティング支援に努めてまいります。

▼会議の様子



住 宅 資 金

●「住まい」に関するバックアップ

住宅資金は、災害復興住宅の建設等、省エネルギー対応・サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設、個人住宅・マンション共用部分等のリフォーム、個人向け住宅建設等に対応しています。

●居住水準の一層の向上を目指して

住宅の質に対するニーズが多様化、高度化する一方で、省エネルギー・省資源という地球環境への配慮が求められています。また、高齢者の居住の確保に配慮した居住環境の整備などの推進も同様に求められています。沖縄公庫は、融資制度の活用を通じて、ゆとりと豊かさを実感できる住生活の実現を支援します。

●都市開発事業等のまちづくりを支援

都市開発事業等のまちづくりに関するニーズに対し、積極的な支援を行います。

マンションの長寿化への取組

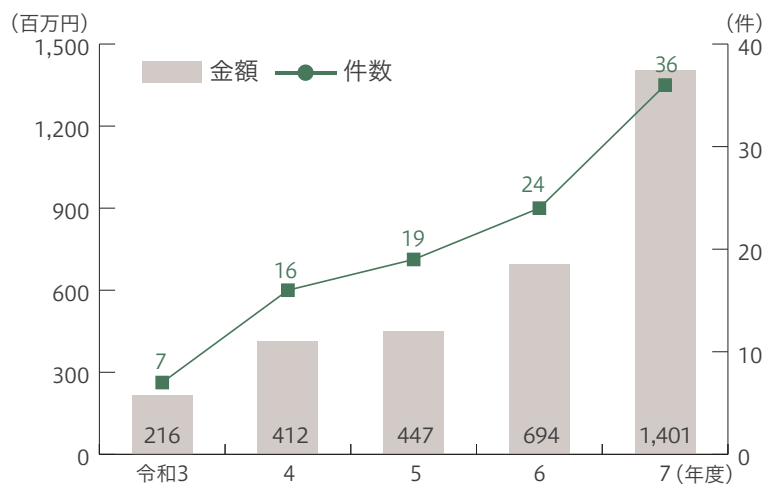
マンションの適正な管理・修繕を金融面から支援し、マンションの長寿命化を図るための取組をサポート

沖縄公庫では、マンション管理組合を対象とした「マンション共用部分リフォーム融資」を行っており、令和4年度より融資実績が伸びております。

県内マンションの経年劣化が進行し、管理組合内での修繕意識が高まる中、修繕積立金の不足や工事費の高騰により融資を利用するマンション管理組合が増加傾向にあります。

また、沖縄公庫では管理組合を対象とした債券「美ら家債(ちゅらやーさい)」を発行しており、将来の修繕に備えた修繕積立金の計画的な積立て・適切な管理をサポートしています。また、借入申込日時点で「美ら家債」を保有している管理組合及び地方自治体が実施するマンションの管理計画認定を取得しているマンションについては、「マンション共用部分リフォーム融資」の金利の優遇を行っております。

「マンション共用部分リフォーム融資」の融資実績(直近5年間)



対象となる工事の例

外部の工事

- ・高架水槽、受水槽の補修、取替工事、給水システムの変更工事
- ・屋上防水工事、屋上緑化工事
- ・TV、衛星放送受信アンテナの設置工事
- ・外壁塗装、タイル張替工事
- ・バルコニーの補修・塗装工事
- ・給排水管の補修、取替工事
- ・屋根、ひさしの塗装、補修工事
- ・エントランスのスロープの新設工事
- ・門の取り付け、補修工事
- ・へいの取り付け、補修工事
- ・自転車置場の設置、建替、補修工事
- ・ゴミ置場の設置工事
- ・駐車場施設の新設、増設、建替、補修工事、安全対策工事
- ・浄水槽の補修工事

内部の工事

- ・手すりの設置、塗装工事
- ・内装の塗装工事
- ・管理事務室、集会室の設置、補修工事
- ・階段、廊下の補修、塗装工事
- ・エレベーターの設置・取替工事、安全対策工事
- ・玄関・エレベーターホールの改装工事
- ・自動ドア・オートロックの設置工事

● 主な融資制度

(令和8年4月現在)

ご融資の種類	ご利用いただける方	ご返済期間
災害復興住宅融資	自ら居住する住宅等に被害を受けた旨の「り災証明書」を交付されている方で、沖縄県内で住宅を建設・購入又は補修される方	35年以内
賃貸住宅融資 (公庫本店で取り扱います)	公庫が定める基準を満たす省エネ賃貸住宅、サービス付き高齢者向け賃貸住宅を建設する方	省エネ賃貸住宅 40年以内 サービス付き高齢者向け賃貸住宅 35年以内
リフォーム融資	自ら居住する住宅、賃貸住宅等の耐震改修工事等を行う方	20年以内
	分譲マンションの共用部分(外壁、階段、廊下、エレベーター、給・排水管など)を修繕する管理組合	10年以内 (耐震改修工事等35年以内)
	自ら居住する住宅等に省エネリフォーム工事を行う方	10年以内
財形住宅融資	自ら所有及び居住するための住宅を建設・購入又はリフォームする方 ①一般財形貯蓄・財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄のいずれかを1年以上継続して行っている方 ②申込日における財形貯蓄残高が50万円以上ある方 ③申込日前2年以内に財形貯蓄の預入れを行っている方 ④事業主(勤務先)から負担軽減措置を受けられる方 (リフォームを除く)	新築住宅建設・購入 35年以内 中古住宅購入 (マンション・一戸建て等) 25年以内 優良中古住宅購入 (マンション・一戸建て等) 35年以内 リフォーム 20年以内
マイホーム新築融資 建売住宅購入融資	自ら所有及び居住するため、床面積80㎡以上175㎡以下の住宅を建設又は購入する方	35年以内

(注) マイホーム新築融資・建売住宅購入融資の貸付対象者は、年収800万円以下(事業所得者にあては、所得金額が600万円以下)の方に限定しております。

都市居住再生資金	分譲マンションの建替え、再開発事業等に対する融資制度です。
----------	-------------------------------

融資事例

那覇市の新たな交流拠点となる農連市場地区の再開発事業を支援 那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合

那覇市

- 事業概要 当組合は平成26年5月30日付、県知事認可を受け設立された組合であり、農連市場地区防災街区整備事業の施行者です。那覇市樋川の農連市場を核とした地域の事業として、施行面積3.1ha内に店舗棟、駐車場棟、住宅棟などの施設建築物の建設、及び幹線道路(那覇市道)の整備等がなされます。平成27年11月10日に権利変換計画の認可を受け同年度に着工、令和2年春に完成しました。

- 融資内容 沖縄公庫は都市居住再生資金を適用し、本事業の調査・設計段階から建設工事・保留床売却に至るまで、安定的な資金供給を通して、円滑な事業遂行を支援しました。

- 融資効果 本事業は、「人とものが行き交い、マチグワー文化を継承するにぎわい豊かな街」をコンセプトに、「衣食住遊」が融合した商業活動拠点として再生を図るとともに、防災機能を確保した災害に強い安全・快適な「まちづくり」をビジョンとして掲げています。農連市場地区の経済活性化、防災機能の確保、住宅の整備による「まちなか居住」を推進することから、中心市街地の活性化に大きく寄与するものと期待されます。



教育・恩給担保資金

教育資金は、向上心ある皆さまの夢をかなえる安心のサポートです。

沖縄公庫は、学ぶ機会の確保とご家庭の経済的負担の軽減を図るため、教育資金を取り扱っています。
高校・専門学校・大学等の入学時、在学時に必要な資金として、多くの方々にご利用いただいております。

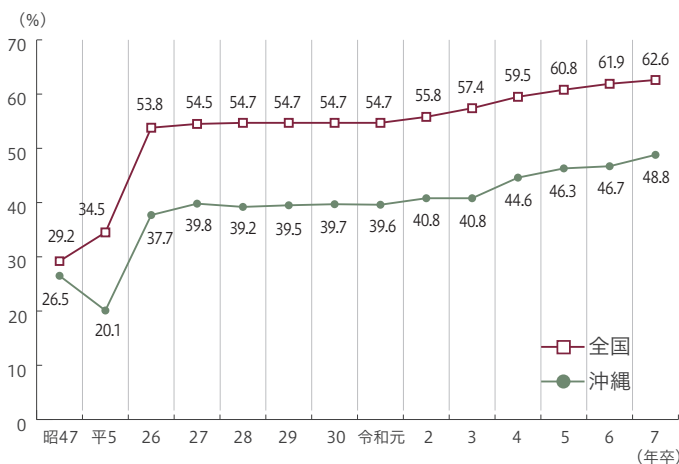
● 沖縄県の大学等進学率

沖縄県における大学・短期大学(以下、「大学等」という)進学率は、全国と比較して低い水準にあります。

令和7年3月の沖縄県の大学等進学率は48.8%と着実に向上していますが、全国平均の62.6%を下回っています。全国平均との差は近年15%ポイント前後で推移しており、大きく差を縮めるには至っていません。その一方で、専修学校への進学率は、令和7年3月で全国2位となっています。

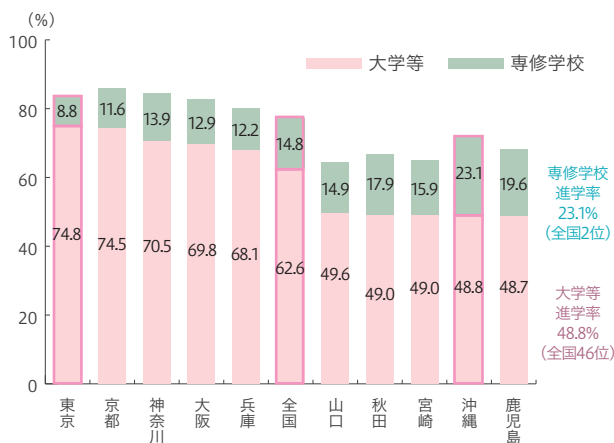
沖縄公庫は、低い県民所得や多くの有人離島が存在するという沖縄の環境を踏まえ、利用者のニーズに即した累次の制度拡充を図り、学ぶ機会の確保とご家庭の経済的負担の軽減に努めています。

▼ 大学等進学率の推移(沖縄と全国)



資料:文部科学省総合教育政策局「学校基本調査」

▼ 大学等・専修学校進学率(令和7年3月末)

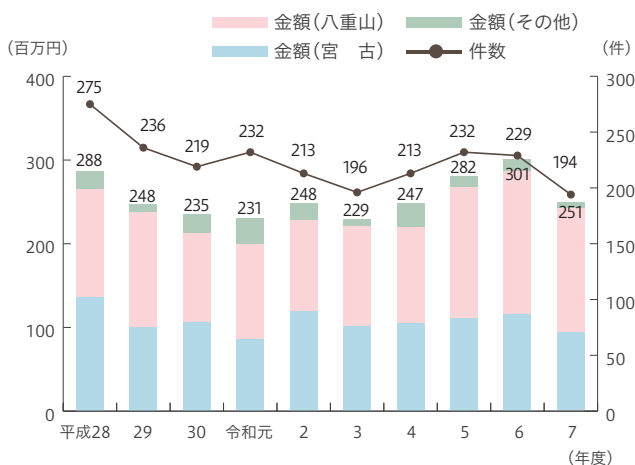


● 「教育離島特例制度」の実績

平成22年度に、沖縄県内離島の人材育成を金融面から支援するため、離島に住所を有する方に対する教育一般資金貸付の金利優遇制度を創設しました。

教育離島特例制度の利用実績は、平成22年度から令和7年度までの累計で3,320件、35億13百万円となっています。

▼ 「教育離島特例制度」の実績(直接貸付)



● 「沖縄人材育成資金」の実績

平成24年度に、経済的理由により高等教育機関への進学を断念することなどを極力防ぐことを目的に、沖縄人材育成資金(教育一般資金を限度額まで利用されている方が別枠で融資を受けることができる制度)を創設しました。

▼ 「沖縄人材育成資金」の実績

(単位:件、百万円)

	令和2	3	4	5	6	7年度
件数	95	115	100	105	93	93
金額	89	108	101	101	92	86

●ご利用いただける方

高校・専門学校・大学等に入学・在学される方の保護者又はご本人が対象となります。

▼教育資金の概要

(令和8年4月現在)

ご融資の種類	ご融資の限度額	ご返済期間	うち据置期間
一般貸付	学生・生徒お一人につき350万円 (自宅外通学、大学(修業年限5年以上(昼間部))、大学院、海外留学(修業年限3ヵ月以上)する資金として利用する場合は、450万円以内)	20年以内	在学期間以内
沖縄人材育成資金	学生・生徒お一人につき200万円 (原則、一般貸付の限度額までご融資を受けられている方が対象)		

●特例制度

沖縄公庫は、学ぶ機会の確保とご家族の経済的負担の軽減、離島地域における人材の育成、ひとり親家庭の親の学び直しといった政策的な観点から、金利を優遇する特例制度を設けています。

[制度の名称] 教育離島特例、母子家庭・父子家庭特例、所得特例、年収200万円以下世帯特例、
教育ひとり親特例、多子500万円以下世帯特例、交通遺児家庭特例

●制度説明会の開催

沖縄公庫は、高等学校等のご要望に応じて教育資金の制度説明会を開催しています。また、各学校等で行われる制度説明会に積極的に参加し、教育資金制度の周知に努めています。



制度説明会の様子

恩給などを担保としてご融資しています。

恩給担保資金は、恩給などを担保としてご融資する制度で、事業資金や消費資金など幅広くご利用いただけます。

▼恩給担保資金の概要

(令和8年4月現在)

ご利用いただける方	資金の使いみち	ご融資の限度額	ご返済期間	ご返済方法
恩給などを受けている方	事業資金又は消費資金	250万円	4年以内	恩給などの給与金等を公庫が受け取り、元利金などに充当します。

高校生を対象とした起業家教育を実施

沖縄公庫は、日本公庫が主催する「想像力、無限大∞高校生ビジネスプラン・グランプリ」を後援しています。令和7年度はご要望のあった県内5校の高校生の皆さまに対し、ビジネスプランの作成を支援する出張授業を実施しました。

第13回(令和7年度)の同グランプリでは、沖縄工業高等専門学校のチーム「ゆがふあーむ」のプラン名「バイオスティミュラントが切り拓く持続可能な土壌DX」が、過去最多となる応募総数5,640プランの中から、ファイナリスト10組に選出されました。

沖縄公庫は、高校生がビジネスプランを作成する過程において、多様なものの見方や自ら未来を切り拓いていける力を養えるよう、若者の起業マインドの育成を推進します。

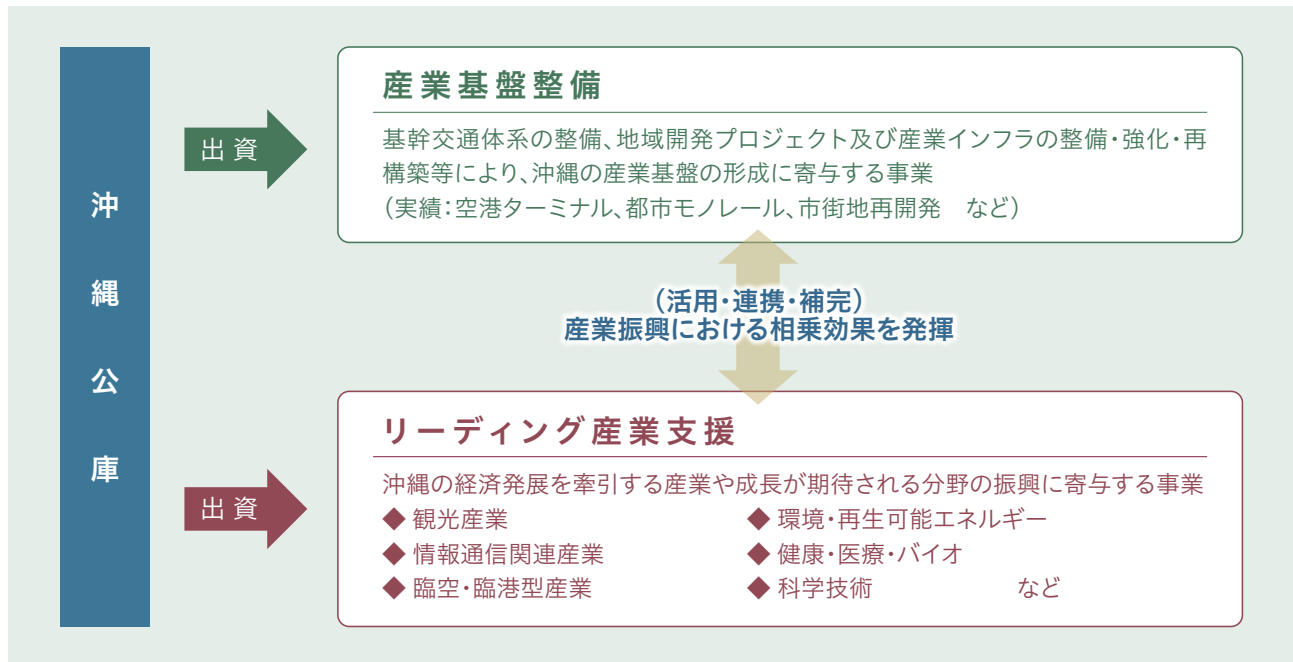


出 資（産業基盤整備、リーディング産業支援）

● 地域開発、地域企業の成長に必要な長期安定資金の供給

沖縄公庫の出資は、沖縄における産業の振興開発を図るうえで特に政策意義の大きな事業に対して、長期安定資金を供給することにより、民間金融を補完し、当該事業の経営基盤強化を図ることを目的としています。

これまで、出資機能を活用して、基幹交通体系の整備や市街地の再開発など大規模な地域開発プロジェクトの実現に取り組むほか、沖縄のリーディング産業に関連する企業の事業拡大など競争力強化に必要な資金を供給することにより、沖縄振興を積極的・戦略的に推進しています。



● ご利用いただける方

沖縄において産業の振興開発に寄与する事業を営む企業等（設立中の企業等を含みます）又は沖縄において営まれる産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金の供給を行う企業等（銀行その他の金融機関を除きます）にご利用いただけます。また、事業再生等の一定の要件を満たす場合、商法上の匿名組合等への出資も可能です。

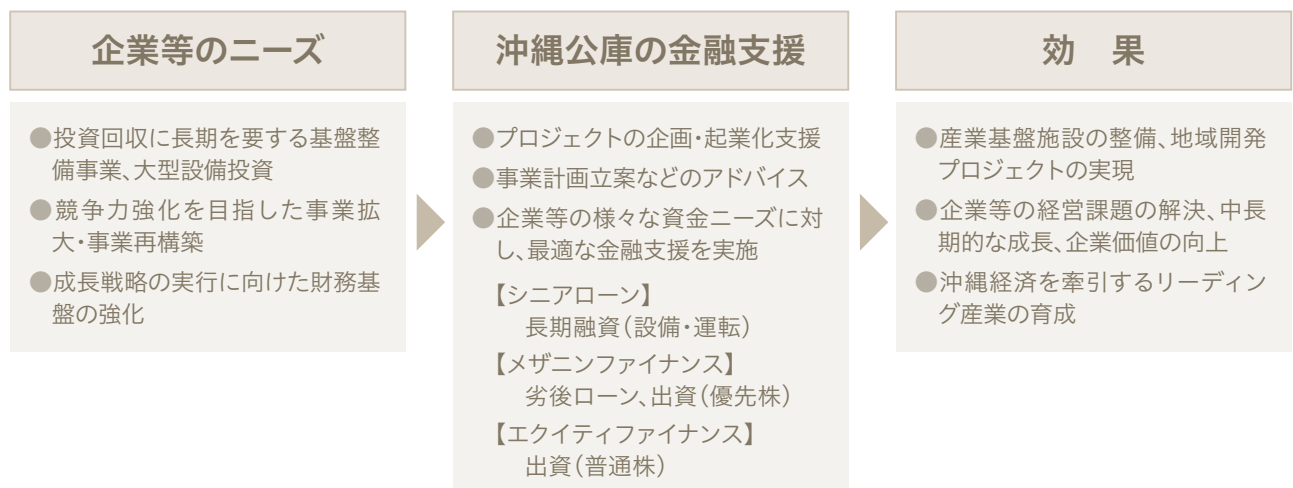
● 出資の限度額

事業に必要な資本の額の50%以内です。

なお、融資等と併せてご利用いただけます。その場合、出融資等の合計額の限度は、所要資金の70%以内です。

● 出資の手続き

出資の実行に際しては、主務大臣の認可が必要です。



出融資事例(産業基盤整備)

モノレールの輸送力増強、顧客利便性向上を支援 沖縄都市モノレール株式会社

那覇市



- 事業概要 当社は、那覇都市圏の慢性的な交通渋滞の発生に起因する都市機能の低下、排気ガスや騒音の発生による生活環境の悪化等を解決するため導入された都市モノレールの運営を目的として、昭和57年9月に設立された第三セクターです。
- 出融資内容 沖縄公庫は3両編成化に向けた当社財務基盤の強化を支援するため、出資を行い、また、車両購入や新車両基地建設等の設備投資について融資を行いました。
- 出資効果 沖縄都市モノレールは、県民生活を支える基幹交通として、また、本県のリーディング産業である観光産業を支える二次交通として重要な役割が求められています。3両編成化による輸送力増強、顧客利便性の向上は、より効率的で利便性の高い公共交通システムの維持強化に大きく寄与するものと期待されます。



新たな産業クラスターの中核となる国内初のMRO事業を支援 MROJapan株式会社



- 事業概要 当社は、平成27年6月にANAホールディングス㈱の100%出資により設立された航空機整備会社(MRO: Maintenance, Repair, Overhaul)です。ANA及びパートナーエアラインの中・小型機の機体ドック整備及び大型機の塗装を手掛けており、沖縄移転に伴う同事業の拡大を企図しています。
- 出資内容 沖縄公庫は、当社事業の円滑な立ち上がりと民間資本の誘導を図るため、出資を行いました。
- 出資効果 同事業は、「沖縄21世紀ビジョン基本計画(平成24年度～令和3年度)」を基に沖縄県が描いた「沖縄県アジア経済戦略構想」の重点戦略の一つである航空関連産業クラスターの旗艦事業です。沖縄の地理的優位性を活かし、国内初のMRO事業を中心とした新たな産業クラスターを創出するとともに、関連する企業の誘致やビジネスの展開等による経済及び雇用効果、航空産業の振興と地方創生に大きく貢献するものと期待されています。



出資事例(リーディング産業支援)

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園(OIST)等を核としたイノベーション・エコシステムの実現 OLtV Opportunity Fund

恩納村



- 事業概要 本ファンドは、ライフタイムベンチャーズ合同会社が令和4年4月に設立したOLtV Seed Fundのペアファンドとしての位置づけにあり、OIST等から生まれる研究成果の事業化を支援し、社会及び環境に大きなインパクトを与えるディープテックソリューションの創出を目指しています。
- 出資内容 OISTが保有する世界水準の科学技術やネットワークを基盤とした沖縄発スタートアップの継続的な創出、育成等を期待して出資を行いました。
- 出資効果 ライフタイムベンチャーズの目利きを活かしたOIST研究シーズの商業化・事業化の実現やハンズオン支援による企業育成のほか、投資先と沖縄県内事業者とのマッチング等による相乗効果により、地場産業の高度化や沖縄の優位性、潜在力を生かした新たな産業の創出が期待されます。



新事業創出促進出資

● 沖縄における新事業の創出を積極的に支援

新事業創出促進出資は、沖縄における新たな事業の創出を促進することを目的に、「沖縄振興特別措置法」(平成14年4月1日施行)において定められている沖縄公庫の特例業務です。

地域資源やノウハウ等を活用した創業、事業化の取組みは、新たなモノやサービス等の供給による地域経済の活性化、雇用の場の創出に向けて重要であり、沖縄公庫は本出資機能の活用により積極的に支援しています。

また、出資後においては、関係機関と連携した創業支援体制を構築しながら、経営課題に関する助言や情報提供を行うなど、沖縄の自立的発展に資する新事業の創出促進に積極的に取り組んでいます。

● ご利用いただける方

沖縄において

○ 新たな事業を行う方

○ 既に別事業を行っており、新たな事業分野の開拓を行う方

● 出資の限度額

新事業に必要な資本の額の50%以内です。

● 出資の手続き



● 出資実績

平成14年度創設の新事業創出促進出資の実績は、累計で87件、39億48百万円(令和8年3月末現在)で、業種は各種製造・販売業からITやバイオ関連の企業など多岐にわたっています。



株式会社シンク・ネイチャー

● 事後のフォロー

出資後のフォローとして、出資先企業の財務面等について専門的な観点から助言・指導を行い、立ち上がり期の経営安定化に向けた支援策を積極的に講じていきます。

出資事例

100%天然由来の超吸水性ポリマーによる持続可能な農業の実現を支援 EF Polymer株式会社

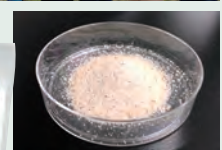
恩納村



- 事業概要 当社は、沖縄科学技術大学院大学が実施するプログラムを通じて、当時21歳のインド人起業家ナラヤン・ラル・ガルジャール氏により令和2年に設立されました。当社は果物の不可食部分の残渣をアップサイクルした環境に優しい100%天然由来の超吸水性ポリマーを開発し、農業資材としてグローバルに展開しています。

- 出資内容 沖縄公庫は、当社の製品が世界中の農家の抱える課題や水不足等の解決に資するものであること等を評価し、出資を行いました。増資資金は、成長拡大のための新規雇用や研究開発費等の運転資金として活用されています。

- 出資効果 当社製品を農地に活用すると、土壌の保水力と保肥力を向上させる効果があり、約40%の節水、約20%の肥料の節約に加え、10~15%の収量増加が見込まれ、農家の収益拡大が期待できます。また、当社製品は食品残渣を原料としているため、利用後も生分解されるなど環境に優しく、持続可能な農業の実現への貢献が期待されます。



産学連携によるベンチャー創業支援

産学連携によるベンチャー創業支援にかかる県内関係機関との協力体制

県内の新事業育成支援機関や研究機関等と連携し、沖縄の優位性を発揮する新事業及び社会的課題の解決に資する新事業の創出促進に努めるため、沖縄公庫においては次のような産学連携の取組みを行っております。

●研究機関及び研究支援機関等との覚書締結

県内の研究機関等と覚書を締結し、ベンチャー企業の発掘や事業化に向けての協力体制を構築しています。

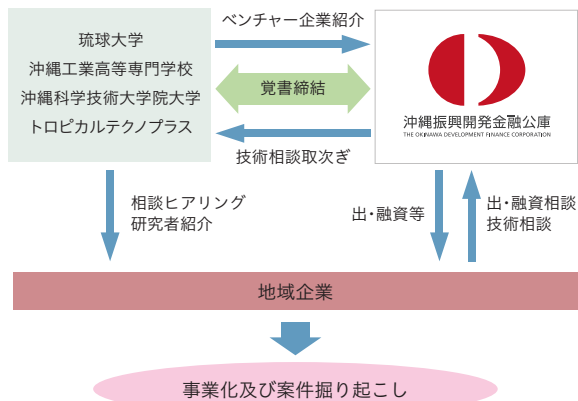
〈覚書による協力体制から期待される効果〉

- ・研究成果や技術情報等のシーズと地域企業の技術ニーズとのマッチング
- ・相互連携による事業化支援及び事業化に際しての沖縄公庫の出・融資制度の活用
- ・沖縄公庫の取引先企業の技術改善・改良、新技術導入等の連携先への取次ぎ

●産学連携連絡会議

県内において新事業の創出や事業化を支援する機関と各々の取組みを共有し、ネットワーク作りを通して円滑な相互連携に繋げていくために適時開催しています。

〈産学連携にかかる覚書による協力スキーム図〉



▼産学連携にかかる覚書締結先一覧

締結年月	機 関 名
平成20年 5月	琉球大学
平成26年11月	沖縄工業高等専門学校
平成29年 3月	沖縄科学技術大学院大学
平成30年 2月	トロピカルテクノプラス

（参考）

○沖縄振興特別措置法（沖縄振興開発金融公庫の行う新事業創出促進業務）

第68条 沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）は、沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）第19条第1項若しくは第3項又は第21条の業務のほか、沖縄における新たな事業の創出を促進するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 沖縄において新たな事業を行う者及び新たな事業分野を開拓する者に対して、その事業に必要な資金の出資を行うこと。
- 二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

出資事例

更年期専門オンライン診療サービス「Vivallé（ビバエル）」で更年期世代の女性を支援 HerLifeLab株式会社

恩納村



●事業概要

当社は、更年期の不調を抱える女性を対象にオンライン診療サービス「Vivallé（ビバエル）」を展開するフェムテック（女性特有の健康課題をテクノロジーで解決する分野）のスタートアップです。令和3年に沖縄科学技術大学院大学のアクセラレータープログラムに採択されたことを契機に事業化しました。

●出資内容

沖縄公庫は、当社の取り組みが、女性が活躍できる社会環境の整備に資するものであること等を評価し、出資を行いました。
増資資金は、人材採用や広告の強化、サービスの更なる向上のためのAI開発等に活用されています。

●出資効果

当社では、看護師資格を持つ専門のカウンセラーが丁寧なヒアリングを行い、正確かつ効率的に医師へ連携することで、不調の真の原因を特定し、治療プラン作成と処方薬の提供を行います。利用者の不調改善に加え、医療人材の活用や、診療時間の短縮により、医療現場の人手不足等の課題解決にも資することが期待されます。



沖縄公庫独自制度

沖縄の地域的諸課題に応えるために

沖縄公庫は、本土における日本公庫などの機関と同様の制度のほか、沖縄の地域的諸課題に応えるため、国や県の沖縄振興策などに則した様々な独自制度(36制度)を活用し、地域に密着した政策金融を推進しています。

(令和8年4月現在)

出・融資の種類	資金の使いみち	資金名	出・融資の限度額
電 気	・発電設備、送電設備、変電設備、配電設備又は通信設備の取得・改良に必要な資金	産 業 開 発 資 金	所要資金の8割
ガ ス	・ガス製造設備又はガス供給設備の取得・改良に必要な資金		
海 運	・1,000G/T未満の沖縄離島航路就航船の建造又は改造に必要な資金 ・1,000G/T以上の旅客船又は貨物船の建造又は改造に必要な資金		所要資金の7割 (沖縄離島又は海外航路に係る就航船は8割)
航 空	・定期航空に寄与する設備の購入に必要な資金		所要資金の7割
	・航空機等の購入に必要な資金		所要資金の8割
沖縄自立型経済発展	・沖縄の民間主導の自立型経済の発展に向けた産業の振興開発に寄与する特定の事業(情報通信関連産業の集積、交通体系の整備事業、県内事業者による海外展開事業)に必要な資金 ・地方公共団体等の事業・資産を譲り受け又は地方公共団体等の資産の貸付け等を受け、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に実施される事業に必要な資金 ・高等教育を実施するために必要な施設等の整備に必要な資金 ・廃棄物を適正に処理する事業に必要な施設の整備に必要な資金 ・再生可能エネルギーを導入する施設を取得するために必要な資金 ・非設備事業資金	産 業 開 発 資 金	所要資金の7割 (一定の要件を満たす場合はこの限りではない)
基 本 資 金	・沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に係る設備の取得、改良若しくは補修に必要な資金		
駐 留 軍 用 地 跡 地 開 発 促 進 貸 付	・駐留軍用地跡地の開発を促進するため、跡地の開発に資する施設の整備に必要な資金(産業開発資金については土地の造成に必要な資金を含む)	産 業 開 発 資 金	所要資金の7割
		中 小 企 業 資 金	7億2,000万円
		生 業 資 金	7,200万円
沖縄観光リゾート産業 振 興 貸 付	・国又は県の観光関連施策に基づく整備地域において、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行うために必要な資金	産 業 開 発 資 金	所要資金の7割
		中 小 企 業 資 金	7億2,000万円
		生 業 資 金	7,200万円
国際物流拠点産業 集 積 地 域 等 特 定 地 域 振 興 資 金 貸 付	・国際物流拠点産業集積地域、産業イノベーション促進地域において事業を行うために必要な資金又は当該事業の用に供する施設、設備の設置又は整備を行うために必要な資金	産 業 開 発 資 金	所要資金の7割
		中 小 企 業 資 金	7億2,000万円
		生 業 資 金	7,200万円
沖縄情報通信産業 支 援 貸 付	・国又は県の情報通信産業振興関連施策に基づく指定地域内において、情報通信関連事業を行うために必要な資金及び情報通信産業の振興に寄与する情報関連人材を養成又は派遣する事業を行うために必要な資金	産 業 開 発 資 金 (情報通信関連事業のみ)	所要資金の7割
		中 小 企 業 資 金	7億2,000万円
		生 業 資 金	7,200万円
沖縄特産品振興貸付	・沖縄の地域資源を活かした製品の開発、製造又は販売を行うために必要な資金 ・沖縄固有の技術・ノウハウを活用した製品の製造又は販売を行うために必要な資金	中 小 企 業 資 金	7億2,000万円
		生 業 資 金	7,200万円
沖縄創業者等 支 援 貸 付	・新規市場の創出が見込まれる事業を新たに行うために必要な資金 ・雇用の創出を伴う事業の新規開業を行うために必要な資金 ・経営多角化を図るために必要な資金	中 小 企 業 資 金	7億2,000万円
		生 業 資 金	7,200万円

出・融資の種類	資金の使いみち	資金名	出・融資の限度額
沖縄離島・北部地域振興貸付	・沖縄県内の離島及び北部地域(名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町)において産業の振興及び経済の活性化に資する事業を行うために必要な資金	中小企業資金	7億2,000万円
		生業資金	7,200万円
沖縄生産性向上促進貸付	・中小企業等経営強化法に基づき、先端設備等導入計画の認定を受けた方が当該計画を行うために必要な資金	中小企業資金	7億2,000万円
		生業資金	7,200万円
沖縄社会課題対応企業等支援貸付	・子どもの貧困問題、非正規雇用労働者等の雇用の質の改善、沿岸・海岸の環境保全といった沖縄の社会的・地域的課題の解決を目的とする事業又はひとり親世帯の親が行う事業のために必要な資金	中小企業資金	7億2,000万円
		生業資金	7,200万円
沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付	・沖縄県が定める沖縄雇用・経営基盤強化事業に基づき、商工会・商工会議所等の実施する経営強化指導を受けているものが、経営強化を行うために必要な資金	生業資金	2,000万円
位置境界明確化資金	・位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化に伴い、土地、借地権、建物等を取得するために必要な資金		所要資金の8割 (最高1,500万円)
沖縄人材育成資金	・高等学校卒業相当の資格を得た後、大学等で教育を受けるために必要な資金	教育資金	1学生・生徒あたり 200万円
おきなわブランド振興資金	・県の認定と主務大臣の指定を受けた拠点産地で生産される農林水産物(戦略品目)について、その競争力を強化する事業に必要な資金	農林漁業資金	所要資金の8割 農林漁業者は 7,200万円
沖縄農林漁業経営改善資金	・農業関係施設、農機具、林産物の処理加工・流通・販売に必要な設備の改良、造成又は取得等に必要な資金 ・漁船(20t未満)の改造、建造又は取得に必要な資金		使途に応じて 1,300万円～3億円 又は所要資金の8割の いずれか低い方
製糖企業等資金	・製糖業、パイナップル缶詰類の製造に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金及び当該製造業者の合併に伴う合理化に必要な資金		所要資金の8割
水産加工施設資金	・水産動植物を原料又は材料として使用する製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金		
沖縄農林漁業台風災害支援資金	・台風により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金		300万円 (農林漁業セーフティネット資金 の貸付限度額を超える部分)
沖縄農林畜水産物等起業化支援資金	・農林畜水産物等を用いた製品の開発又は農林畜水産物の品種改良を行うために必要な資金		4,800万円
出資 (産業基盤整備・リーディング産業支援)	・産業の振興開発に寄与する事業を行う企業等に対する出資	出資	事業に必要な資本の 額の5割以内 融資等併用の場合出 融資等の合計額は所 要資金の7割以内
新事業創出促進出資	・沖縄において新たな事業を行う者及び新たな事業分野の開拓を行う者に対する出資	出資	新事業に必要な 資本額の5割以内

制度名	制度の内容
沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度	・国によるひとり親の雇用にかかる助成を受ける方(受けた方を含む)、沖縄県の「女性の就職総合支援事業」を活用してひとり親を雇用している方、事業所内保育施設等を設置又は増改築する方に対する貸付利率の特例
沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度	・人材育成又は人手不足対応等に係る国又は沖縄県の助成金等を受けた方、人手不足対応を図る者で人材活躍推進に係る事業計画を策定し計画実現に向けた取組みを図る方に対する貸付利率の特例
赤土等流出防止低利(ちゅら海低利)	・当公庫の既存の融資制度が適用される設備投資等のうち「沖縄県赤土等流出防止条例」が適用され、かつ、排出する濁水の浮遊物質量を同条例に定める基準(200mg/l)を下回る100mg/l以下に抑える方に対する貸付利率の特例
沖縄特区等無担保貸付利率特例	・産業開発資金及び中小企業資金を対象として、国又は県の施策に基づく特区・地域制度において対象業種等を営む者が行う、新たな事業所の設置や耐震対策のために必要な資金の貸付に対する貸付利率の特例
産業開発資金資本性劣後ローン特例制度	・沖縄における産業の振興開発に寄与する事業を行う方の財務体質を強化する資本性劣後ローンを供給することをもって、生産性向上及び地域経済の活性化を図る特例制度
カーボンニュートラル推進投資利率特例制度	・再生可能エネルギーの導入等、脱炭素に資する設備投資の貸付に対する貸付利率の特例
(医療資金)離島・過疎地域特例	・離島・過疎地域における病院等の新築及び増改築資金の融資限度額の特例(所要資金の10割)
教育離島特例	・沖縄県内の離島から居住島以外の地域へ進学するための教育資金の貸付利率の特例
(教育資金)所得特例	・所得が一定以下の方に対する教育資金の貸付利率の特例
教育ひとり親特例	・ひとり親家庭の親が修学するための教育資金の貸付利率の特例



組織運営の仕組み

ガバナンス態勢	56
リスク管理体制	57
法令遵守体制／顧客保護等管理方針	58
個人情報の保護	59
金融円滑化管理体制	60
政策金融評価	61
ディスクロージャー	62

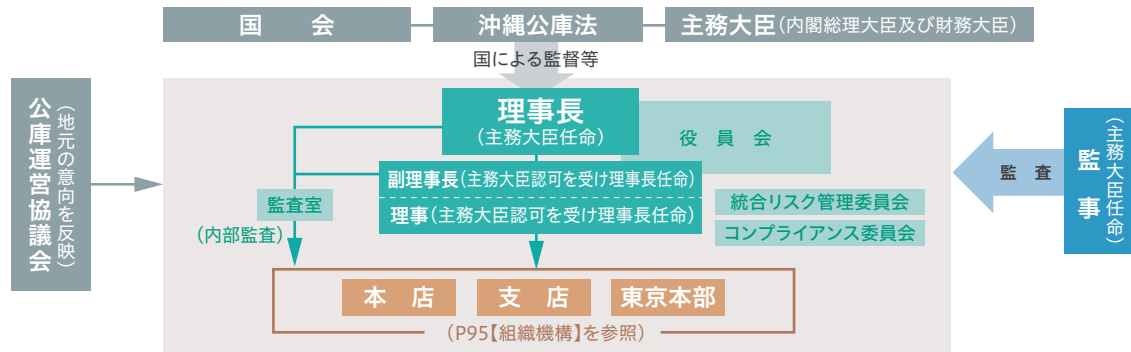
ガバナンス態勢

沖縄公庫は、沖縄振興開発金融公庫法第1条において、以下のとおり、その目的が規定されています。

第一条

沖縄振興開発金融公庫は、沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、（中略）一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もって沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的とする。

上記の目的の達成に向け、業務の健全性及び適切性を確保するとともに、法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理を行うためのガバナンス態勢を構築しています。



● 国による監督等

沖縄公庫は、政府の全額出資により設立された政策金融機関として、沖縄公庫法に基づき、国による監督等を受けています。

主な監督等の内容は以下のとおりです。

- ・主務省等による監督等（会計検査院等の検査を含む）
- ・国による統制（沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律）

● 組織体制

● 役員会

沖縄公庫法第9条において「理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する」と規定されています。役員会は、沖縄公庫の業務運営に係る理事長の諮問機関として設置しています。理事長、副理事長、理事及び監事をもって構成し、原則として毎月1回開催し、公庫運営の基本方針に関する事項などを付議するとともに、事業の進捗状況を定期的に報告しています。

● 監事

監事は、法令により設置が義務付けられた機関であり、理事長、副理事長、理事及び業務遂行部門から独立した立場で監査を行う権限を有しています。理事長・副理事長を含む経営陣を対象に、財務監査および業務監査等の経営監査を実施し、業務運営の適正性を確保します。

● 監査室

監査室は、沖縄公庫の組織規程に基づき設置された内部監査部門であり、理事および業務遂行部門から独立した立場で、経営陣の内部統制状況をモニタリングするための機能を担います。法令遵守やリスク管理を含む業務運営全般を検証し、改善提言を通じて業務の円滑化と目標達成に資することを目的としています。

● リスク管理体制

P57【リスク管理体制】を参照

● コンプライアンス体制

P58【法令遵守体制】を参照

沖縄振興開発金融公庫運営協議会（昭和47年6月16日閣議決定）

沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）の業務運営が、沖縄県における経済の振興及び社会の開発のため有効適切に行われることを期し、公庫の業務運営に地元沖縄県各界及び関係行政機関等の意向を反映せしめるため、下記のとおり沖縄振興開発金融公庫運営協議会を開催することとする。

記

1. 本協議会は、次に掲げる者をもって構成する。なお、関係行政機関の職員、沖縄県各界を代表する者及び学識経験者については、内閣総理大臣が財務大臣と協議のうえ委嘱するものとする。

・関係行政機関の職員 2人 ・沖縄県知事及び沖縄県議会議員 ・沖縄県各界を代表する者 9人以内 ・学識経験者 7人以内

2. 本協議会の庶務は、内閣府において処理する。

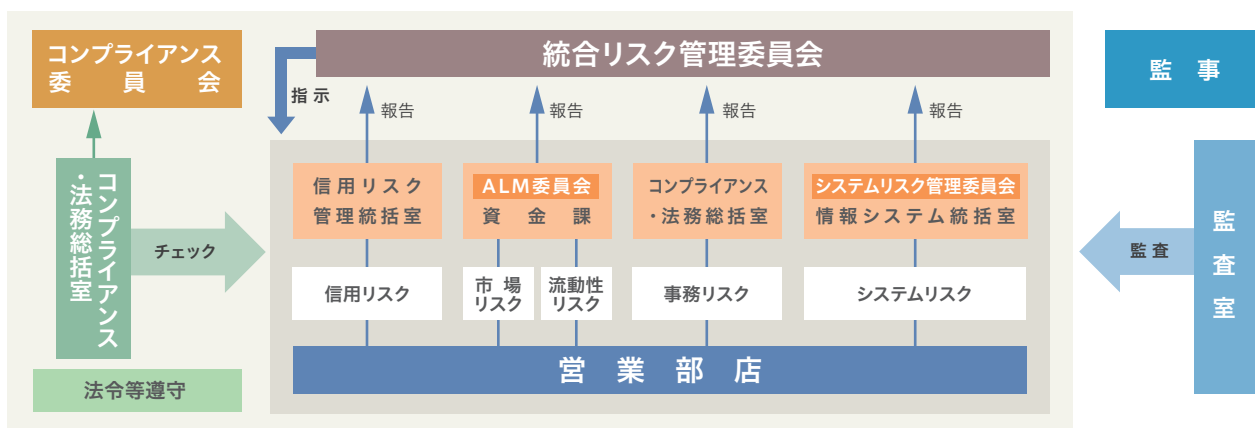
リスク管理体制

沖縄公庫は、総合公庫として県内における各分野の多様な資金需要に適切かつ親身に対応するため、事務処理の電算化推進、職員教育の徹底、不断の事務の見直し・改善等を図り、迅速かつ正確な事務処理体制の整備を進めています。

経営の健全性の維持とさらなる向上を図るため、各種リスクを統合的に管理する体制を整備・強化することにより、沖縄公庫の業務に対する県民の理解と信頼を得られるよう努めています。

● 統合リスク管理

沖縄公庫では、「統合リスク管理規程」を制定し、業務運営上留意すべき重要なリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等）を適切に管理するため、理事長をトップとした統合リスク管理委員会を設置し、適切かつ効果的なリスク管理体制を整備しています。



● 信用リスク

沖縄公庫では、本店の各出融資部門及び事業管理部門が当該業務に係る企画、立案及び各支店等への指導を行っていますが、これらの部署から独立して、自己査定、信用格付等の信用リスク管理を担う「信用リスク管理統括室」を設置し、信用リスク管理態勢の強化を図っています。

また、各出融資部門及び事業管理部門から独立した「審査役」を設置し、個別案件の審査・与信管理にあたり、牽制が働く態勢としています。

なお、政府系金融機関である当公庫は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、「信用リスク管理規程」等を定め、自己査定を実施しています。

● 市場リスク

沖縄公庫は、現状、外貨建ての資産及び負債を保有しておらず、為替リスクは存在しないことから、主に貸付と資金調達との間の期間のミスマッチに起因する金利リスクの把握・分析に努めています。金利リスクの分析にあたっては、デュレーション分析、マチュリティ・ラダー分析等の手法を活用しています。

なお、一時的に発生する余裕金の運用にあたり保有できる債券は、法令により国債、地方債又は政府保証債に限定されています。運用については、価格変動リスクを負わないよう現先取引を基本としています。

● 流動性リスク

沖縄公庫の資金調達は、安定的な財政融資資金からの借入れが大宗を占めており、流動性リスクは限定的なものと考えています。

なお、年度途中における日々の資金繰りの調節及び不測の事態に備えるため、複数の民間金融機関に当座貸越枠を設定し、適宜、短期借入れを行えるようにしています。

● 事務リスク

沖縄公庫は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより公庫が損失を被るリスクを適切に管理するため、「事務リスク管理規程」を定め、各種事務マニュアル等の策定や、研修・内部会議における周知、内部の点検結果等を踏まえた再発防止策の整備により、事務リスクの管理に努めています。

● システムリスク

沖縄公庫は、情報処理技術の進展によるシステムリスク管理の重要性の高まりを踏まえ、「システムリスク管理規程」、「情報セキュリティ対策に関する規程」を定め、システムリスク統括部署を中心に、システムリスクの極小化と情報資産の適切な保護に努めています。

また、管理体制として、担当役員を長に、システム部門及び各現業部門には、それぞれの役割に応じた管理者と担当者配置して、安全対策を組織的に有効に機能させる仕組みとしています。

法令遵守体制

沖縄公庫では、沖縄振興開発金融公庫法に基づき監事が業務を監査しているほか、業務全般について会計検査院の検査が行なわれるとともに、主務省による検査も行われます。毎年度の決算は国会に提出され、その承認を得ています。

また、政策金融機関として高い公共性を有する沖縄公庫は、その使命を達成するため、誠実、公正な職務の執行に努め、顧客をはじめ広く社会の信頼を得ていく責務があると考えます。

このため沖縄公庫においては、適切かつ健全な業務運営を図るために、コンプライアンス体制の構築を業務運営上の重要課題と位置付け、その徹底を図るべく、以下のような組織的取組を進めています。

● コンプライアンス体制

コンプライアンスに関する組織的取組についての基本事項を定めた「法令等の遵守に関する規程」を制定し、役員自ら率先して体制の整備に取り組んでいます。また、同規程に基づいて理事長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置して、コンプライアンスに関する重要な事項を審議しています。

また、コンプライアンスに関わる企画立案・総合調整を担う「コンプライアンス・法務総括室」を設置しているほか、各本店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者をそれぞれ配置するとともに、他のセクションから独立した「監査室」が、コンプライアンスの徹底状況を監査しています。

● コンプライアンスの具体的な取組

1. コンプライアンスマニュアル

コンプライアンスを実践するための手引書として「コンプライアンスマニュアル」を策定し、全役職員に周知徹底しています。

2. コンプライアンスプログラム

体制整備や関連研修等の具体的な実践計画としてコンプライアンスプログラムを毎年度策定し、研修の開催を通じて、周知・徹底しています。

3. 反社会的勢力の排除

反社会的勢力との関係を遮断し、排除することが、国民からの信頼を維持し、業務の適切性及び健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切に対応しています。

顧客保護等管理方針

沖縄公庫は、お客様の保護及び利便性の向上のために以下の事項について、取り組んでまいります。

1. お客様への説明及び情報提供

沖縄公庫は、お客様への説明が必要な取引にあたり、お客様の理解及び経験等に応じ、適切かつ十分な説明及び情報の提供を行います。

2. お客様のサポート

沖縄公庫は、お客様からのご相談・ご意見・苦情等について、適切かつ誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めます。

3. お客様の情報の管理

沖縄公庫は、お客様の情報を、適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き、利用目的以外の目的のための利用及び第三者への提供を行いません。また、お客様の情報を正確に保つよう努力するとともに、情報の漏えい、紛失等のないよう適切な措置を講じます。

4. お客様の情報の外部委託の管理

沖縄公庫が行う業務を外部に委託する場合は、お客様の情報及びお客様への対応が適切に行われるよう管理いたします。

5. その他

その他お客様の保護及び利便の向上のために必要と沖縄公庫が判断した業務について、適切に行うよう努めます。

※本方針においてお客様とは、以下の事項に掲げる法人、その他団体又は個人をいいます。

- ・過去に公庫とお取引を頂いた方
- ・現在、公庫とお取引を頂いている方
- ・公庫とのお取引を検討している方

※公庫におけるお客様の保護の必要性のある業務とは、沖縄振興開発金融公庫法第19条（業務の範囲）及び第21条（業務の受託）並びに公庫が行うものとして法令に規定する業務をいいます。

個人情報保護

沖縄公庫は、保有する個人情報の適切な管理について必要な事項を定めた「個人情報保護宣言」を策定し、公表しています。

沖縄振興開発金融公庫 個人情報保護宣言

1. 取組方針について

沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」といいます。)では、お客さまの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報の重要性を深く認識し、お客さまの個人情報を適正に取り扱い、保護することが公庫のお客さまに対する責務であると考えています。

公庫では、お客さまの個人情報を保護するため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。)、行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針等を遵守した業務運営を行います。

2. 個人情報の取得について

公庫は、適正かつ適法な手段により、お客さまの個人情報を取得いたします。

なお、お客さまの個人情報をお客さまから直接、書面により取得する際は、あらかじめ公庫の業務において必要な範囲での利用目的を明示します。

3. 個人情報の利用について

公庫は、取得するお客さまに関する必要な情報を、次のとおり利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。

- (1) お客さまご本人の確認
- (2) ご融資のお申込の受付、ご融資の判断及びご融資後・お取引終了後の管理
- (3) ご契約の締結や法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- (4) ダイレクトメールの発送等による融資制度等のご案内のため(注)
(注)ご希望されないお客さまは、最寄りの店舗にお申し出いただければ、停止いたします。
- (5) アンケートの実施等による調査・研究及び参考情報の提供
- (6) ご質問・お問合せ、公庫からの照会その他のお取引を適切かつ円滑に履行するための対応
- (7) 以下の資金をお申込みのお客さまの情報の個人情報情報機関への提供(※別紙)
 - ・生業資金(小規模事業者経営改善資金、沖縄雇用・経営基盤強化資金を除く)
 - ・生活衛生資金(生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付を除く)
 - ・農林漁業資金
 - ・教育資金

※別紙については、
沖縄公庫ホームページを
ご覧ください



なお、上記以外の利用目的等については、それぞれ取得する際に明示いたします。

4. 個人情報の第三者提供について

公庫は、お客さまから取得しました個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除いて、第三者に提供しません。

- (1) 法令に基づく場合(個人情報保護法第69条第1項)
- (2) 利用目的の範囲内で提供する場合
- (3) お客さま本人の同意があるとき、又はお客さま本人に提供するとき(同第2項第1号)
- (4) 公庫が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき(同第2号)
- (5) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき(同第3号)
- (6) (3)から(5)までに掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき(同第4号)

5. 業務委託について

公庫の業務を円滑に遂行するために、お客さまの個人情報の取扱いを委託業者に業務委託する場合があります。この場合、十分な個人情報の安全管理対策を講じている信頼できる事業者を選定するとともに、守秘義務契約等を締結したうえで、その取扱い・管理が十分されていることを監督し、個人情報の保護に万全を期すよう努めます。

6. 個人情報の管理について

- (1) 公庫は、お客さまの個人情報を、業務遂行する範囲において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、不当なアクセスや個人情報の漏えい・紛失・滅失・改ざん等に対する予防措置および安全対策を講じます。
- (2) 公庫は、お客さまの個人情報の保護と適正な管理方法について、職員教育を継続して実施し、日常業務における適正な取扱いを徹底いたします。
- (3) 公庫は、個人情報の保護及び管理が適正に行われているかどうかについての監査を実施します。

7. 個人情報の開示、訂正、利用停止等について

お客さまが、公庫が保有するお客さまの個人情報の開示、訂正、利用停止等(以下「開示等」といいます。)を希望される場合は、個人情報保護法の開示等の手続きに基づき取り扱います。

なお、個人情報保護法の開示等の手続きによらず、開示等ができる場合がありますので、最寄りの店舗にご相談ください。

8. 個人情報の取扱いに関するお問い合わせについて

公庫におけるお客さまの個人情報の取扱い等のご相談、苦情等につきましては、最寄りの店舗にご相談ください。

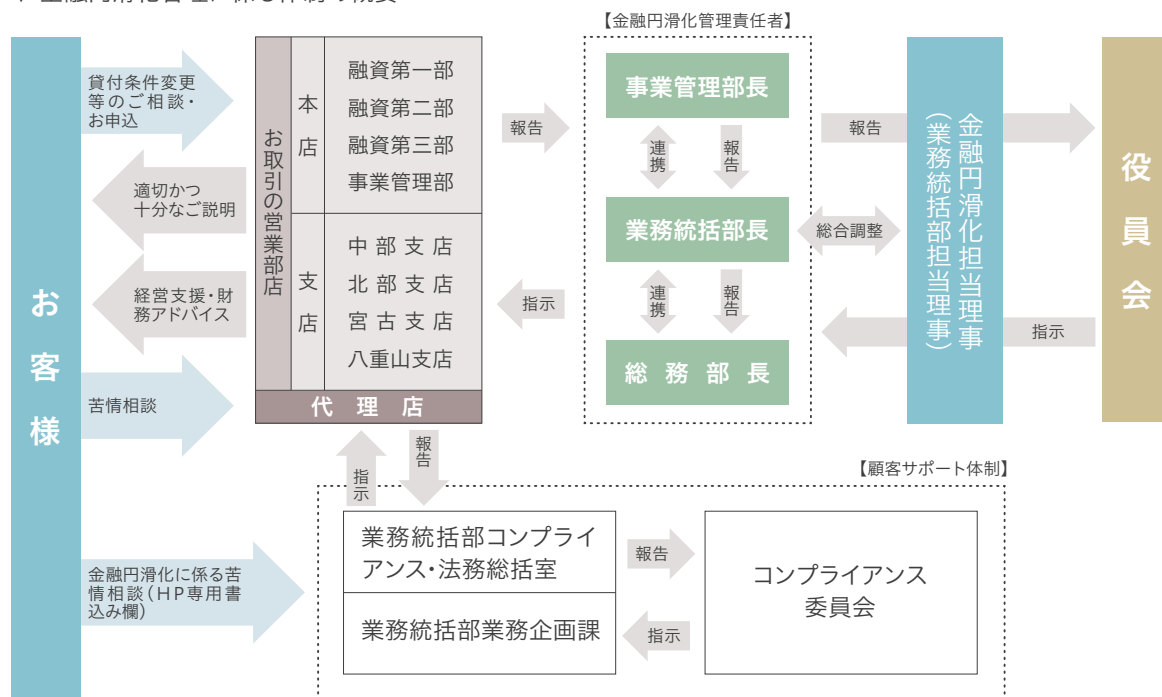
9. 継続的な改善について

公庫は、お客さまの個人情報の取扱いについては、必要に応じて改善を行ってまいります。

金融円滑化管理体制

沖縄公庫は、これまでも政府の経済対策等に対応し、特別相談窓口の開設やセーフティネット貸付の推進、貸付条件変更の対応等により、中小企業者等の資金繰り支援を行ってきたところですが、引き続き業況の厳しい中小企業者等の金融の円滑化を図るため、お客様からのご相談に親身に対応してまいります。

▼ 金融円滑化管理に係る体制の概要



苦情相談につきましては、従来の顧客サポート体制に加え、統括部署を業務統括部コンプライアンス・法務総括室及び業務統括部業務企画課とし、沖縄公庫ホームページの「中小企業者等に対する金融円滑化に関するご意見・お問合せのコーナー」を通じて統括部署でも直接ご相談を受け付けております。

▼ 貸付条件の変更の実績（令和7年4月3日から令和8年3月末）

< 中小企業者等に対する実施状況 >

	件数(件)
貸付けの条件の変更の申込みを受けた貸付債権	2,384
うち、実行に係る貸付債権	2,340
うち、謝絶に係る貸付債権	0
うち、審査中の貸付債権	41
うち、取下げに係る貸付債権	3

< 住宅資金借入者に対する実施状況 >

	件数(件)
貸付けの条件の変更の申込みを受けた貸付債権	12
うち、実行に係る貸付債権	12
うち、謝絶に係る貸付債権	0
うち、審査中の貸付債権	0
うち、取下げに係る貸付債権	0

(注) 謝絶については、お客さまのご都合等により諸手続きに時間を要しているケース等で、申出から3ヶ月以内の実行に至らなかったもの等です。

政策金融評価

沖縄公庫は、業務の適切な運営のための自己改善を推進するため、政策評価の結果を事業に反映させる仕組みの構築について外部有識者の意見等を踏まえながら取り組んできました。

沖縄振興施策の各分野別に融資実績を整理し、融資先事業者へのアンケート及び経済団体等に対するヒアリングをとおして、①売上高や雇用面から見た事業の継続発展への貢献状況、②沖縄振興施策に対する貢献状況、③民業補完の状況といった視点から評価を行い、「令和7年度政策金融評価報告書」として取りまとめ、公表しました。

また、「沖縄21世紀ビジョン基本計画(第5次沖縄振興計画)」の計画期間において沖縄公庫が果たしてきた役割を動画にまとめ、ホームページ上に公開※しております。

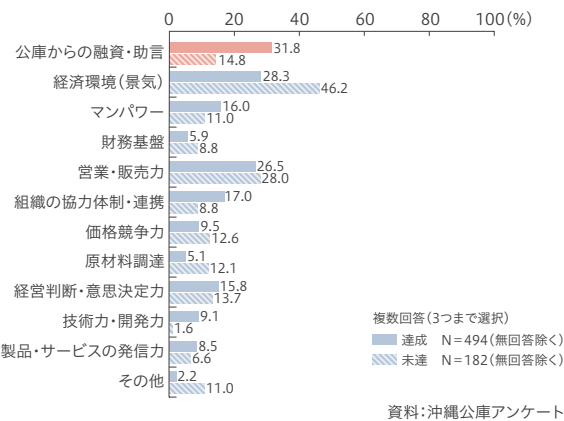
今後とも、政策金融評価等による自己改革を通じて、沖縄振興に貢献していく政策金融機関として、地域に根ざした政策金融を進めていきます。

※詳しくは沖縄公庫ホームページをご覧ください。
<https://www.okinawakouko.go.jp/information/1682301516/>



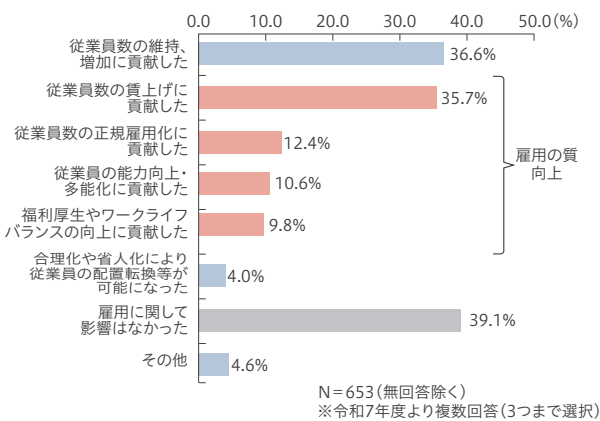
● 主な評価結果／融資効果

▼ 売上目標の達成(未達)に影響を与えた要因



資料:沖縄公庫アンケート

▼ 雇用人数及び雇用の質向上への貢献度



▼ 沖縄公庫が沖縄振興施策に果たしてきた役割(出融資実績の累計／平成28～令和7年度)〈速報値〉

(単位:件、億円)

No.	8 施策ベース	No.	13 施策ベース	件数	金額
1	経済の好循環を創出するリーディング産業の振興	(1)	世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革	660	1,399
		(2)	デジタル社会を支える情報通信関連産業の高度化・高付加価値化	147	69
		(3)	アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積	244	444
		(4)	沖縄の優位性や潜在力を生かした新たな産業の創出	6	8
				1,057	1,920
2	自立型経済の構築に向けた取組・基盤整備	(5)	県民所得の着実な向上につながる企業の「稼ぐ力」の強化	20,166	2,499
		(6)	持続可能な発展と県民生活を支える社会基盤の高度化とネットワークの形成	35	619
		(7)	亜熱帯海洋性気候を生かした持続可能な農林水産業の振興	1,315	284
				21,516	3,402
3	駐留軍用地跡地の有効利用の推進	(8)	駐留軍用地跡地の有効利用の推進	48	269
4	安全・安心・快適に暮らせる生活基盤の充実・強化	(9)	安全・安心・快適に暮らせる生活基盤の充実・強化	2,811	2,732
5	離島・過疎地域の定住条件の整備と産業振興	(10)	離島・過疎地域の定住条件の整備と産業振興	867	321
6	誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進	(11)	誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進	23,353	4,664
7	多様な学びの享受に向けた環境づくり	(12)	多様な学びの享受に向けた環境づくり	20,776	241
8	世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成	(13)	世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成	199	143
合 計				70,627	13,692

注) 1. 金額の単位未満は、四捨五入している。したがって、合計の件数は内訳を集計した件数と一致しない。
2. 「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、遡って組み替えて掲載している。

ディスクロージャー

● 情報公開

沖縄公庫の業務内容、財務状況等について次のとおり開示しています。

資料の種類	開示場所・方法	開示時期(予定)
財務諸表 (損益計算書、貸借対照表及び財産目録)	・官報にて公告 ・各店舗に常備	8月
附属明細書	・各店舗に常備	8月
決算報告書	・各店舗に常備	8月
監事の意見書 (財務諸表及び決算報告書に係るもの)	・各店舗に常備	8月
業務報告書 (業務内容、業務実績、組織概要、財務内容等を掲載)	・国会提出 ・各店舗に常備 ・国会図書館、地方公共団体、経済団体、ご希望の方等に配布	8月
行政コスト計算財務書類 行政コスト計算書 (添付) ・民間企業仮定貸借対照表 ・民間企業仮定損益計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・民間企業仮定株主資本等変動計算書 ・附属明細書	・各店舗に常備	8月
沖縄振興開発金融公庫 Report 2026(本誌)	・各店舗に常備 ・ご希望の方等に配布	8月
ホームページ (業務内容、業務実績、組織概要、財務内容等を掲載)	・インターネット上に開設 沖縄公庫に関するさまざまな情報をご覧ください。 (ホームページアドレス https://www.okinawakouko.go.jp/)	随時内容を更新



資料編

業績	64
財務諸表	70
財務の状況	72
貸付金の状況	76
行政コスト計算財務書類	78
参考情報	84
沖縄振興開発金融公庫法(抜粋)	90
会計等に関する関連法の規定(抜粋)	92
沿革	94
組織機構	95
店舗	96

Appendix

(注)本誌の計数について

1.単位未満の計数

金額の単位未満は四捨五入しています。また比率(%)は表示前桁を四捨五入しています。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しないものがあります。

2.表示方法

単位に満たない数字は「0」、該当数字がない場合は「―」と表示しています。

3.各明細中、「当期」とは令和7年度のことを指します。

4.出融資実績、残高に関する統計について、特に注記がない限り社債の取得を含みます。

沖縄県内の経済概況

令和7年度の県内経済は、堅調な公共事業に加えて、令和7年度の入域観光客数が年間を通じて好調に推移し、過去最多だった平成30年度を超える水準となるなど、主に観光関連産業が牽引し、拡大基調が続きました。令和7年11月以降、中国政府による渡航自粛要請により中国からの渡航客は減少したものの、国内客の増加や中国以外からの外国客の増加により、県内経済の大きな下押し要因とはなりませんでした。

なお、原材料価格・人件費の上昇を背景とした価格転嫁が進み、業況は好調とする事業者がある一方で、中小・小規模零細企業の中には、価格転嫁が難しい事業者があり、原材料価格や人件費の上昇、人手不足への対応が難しい先も一定数みられたほか、令和8年2月以降の中東情勢の悪化による原油高の影響も加わることで、今後、さらなる収支悪化が懸念されます。

個人消費では、百貨店売上高は微減したものの、スーパー、コンビニ、ドラッグストア売上高は値上げによる単価上昇に加え、観光客による免税売上が増加し好調に推移し、回復の動きが強まりました。新車販売台数は、2024年の自動車メーカー不正問題の反動増がみられた一方、車両本体価格の上昇等の影響で販売台数が減少し、増加幅は縮小しました。家電大型専門店販売額は、2024年度の家電需要喚起策の反動減などにより前年度を下回りました。

建設関連は、公共工事請負金額が前年度比で増加するなど回復の動きがありました。民間工事は、新設住宅着工戸数について、貸家、分譲は増加したものの、持家は建設コストの上昇等

の影響で減少となり、弱めの動きが継続しました。建築着工床面積は、居住用、非居住用ともに増加しました。

観光関連は、入域観光客数について1,093万5,800人（前年度比+9.9%）と前年度を上回りました。また、年度では、過去最高だった平成30年度（1,000万4,300人）を上回り、過去最高値を更新しました。国内客についても、過去最高だった令和6年度の水準を上回り、過去最高を更新しました。外国客は、中国政府による渡航自粛要請により中国からの渡航客は減少したものの、中国以外からの外国客の増加により、過去最高の平成30年度の98.0%の水準まで回復しました。県内主要ホテルについては、客室稼働率、売上高ともに前年度を上回りました。

企業倒産関連では、東京商工リサーチ(株)の調査によると負債総額1千万円以上の倒産件数は82件と前年度比28件増（+51.8%）となりました。従業員規模別では、5人未満の倒産件数が60件で全体に占める割合73.1%と前年度比で10.8ポイント上昇しており、小規模企業の倒産が増加しました。

雇用関連は、有効求人倍率（平均）は1.09倍（前年度比▲0.02P）と4年連続で1倍を上回りました。完全失業率は3.1%と前年度より0.1ポイント上昇しました。

企業景況を公庫「県内企業景況調査」の業況判断D.I.（実績）でみると、直近の調査では製造業で原材料高騰の影響や人件費の負担による「悪化」回答があったものの、すべての業種で「好転」超となっており、県内景況は拡大していると判断されました。

令和7年度出・融資実績

（1）前年度対比表

（単位：百万円、%）

	令和7年度（A）	令和6年度（B）	増減（A）－（B）	対前年度実績比 （A）／（B）×100
融 資 実 績	102,681	87,402	15,279	117.5
出 資 実 績	151	202	△ 52	74.3
計	102,831	87,604	15,227	117.4

（2）計画と実績対比表

（単位：百万円、%）

資金名	令和7年度 当初計画（A）	令和7年度 実績（B）	計 画 比 （B）／（A）×100	対前年度 実績比
産 業 開 発 資 金	70,000	42,533	60.8	112.2
中 小 企 業 等 資 金	87,000	50,649	58.2	116.8
（ 中 小 企 業 資 金 ）	（40,000）	（29,311）	（73.3）	（117.8）
（ 生 業 資 金 ）	（47,000）	（21,338）	（45.4）	（115.4）
生 活 衛 生 資 金	4,000	1,316	32.9	112.3
医 療 資 金	5,000	2,802	56.0	28,020.0
農 林 漁 業 資 金	8,000	2,176	27.2	80.2
住 宅 資 金	5,000	3,204	64.1	143.5
貸 付 計	179,000	102,681	57.4	117.5
出 資	3,700	151	4.1	74.3
合 計	182,700	102,831	56.3	117.4

（注）生業資金には教育資金及び恩給担保資金を含みます。

(3) 概況

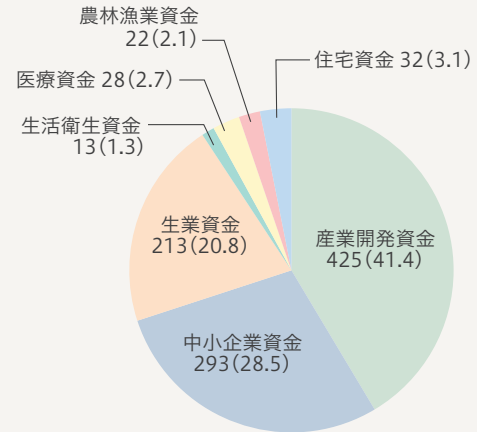
令和7年度の事業計画は、当初計画で貸付1,790億円、出資37億円と決定されました。貸付実績は1,027億円(当初計画比57.4%、前年度比17.5%増)となりました。また、出資の実績は1億51百万円となりました。

資金別にみると、産業開発資金425億33百万円(前年度比12.2%増)、中小企業等資金506億49百万円(同16.8%増)、生活衛生資金13億16百万円(同12.3%増)、医療資金28億2百万円(同27920.0%増)、農林漁業資金21億76百万円(同19.8%減)、住宅資金32億4百万円(同43.5%増)となっています。

この結果、当公庫の令和7年度末の貸付残高は9,641億円、出資残高は78億25百万円となりました。貸付残高については、前年度に比べ186億円、1.9%の減少となっています。

また、県内の金融機関(国内銀行、信用金庫の県内店舗。6行庫ベース)の総貸付残高に占める当公庫の融資比率(シェア)は令和8年3月末現在で16.4%となりました。

令和7年度実績の資金別割合



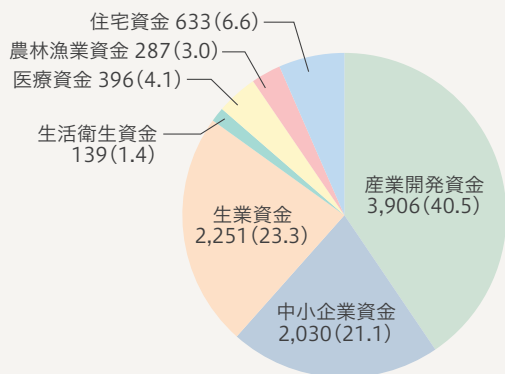
(単位:億円、()内は構成比で%)

令和7年度末融資残高及び融資累計額

(単位:百万円、%)

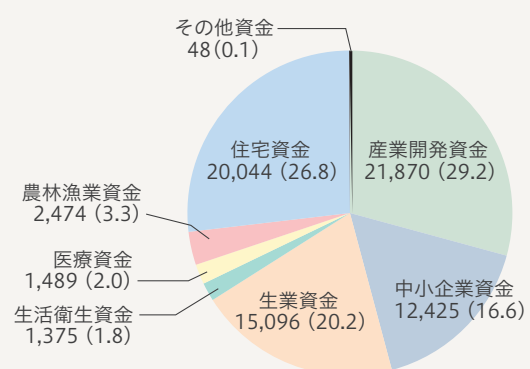
資金名	令和7年度末 融資残高 (A)	構成比	令和6年度末 融資残高 (B)	増減 (A) - (B)	伸び率	融資累計額 (昭和47~令和7年度)	構成比
産業開発資金	390,598	40.5	392,514	△ 1,916	△ 0.5	2,186,958	29.2
中小企業等資金	428,074	44.4	437,890	△ 9,816	△ 2.2	2,752,044	36.8
(中小企業資金)	(202,980)	(21.1)	(201,323)	(1,657)	(0.8)	1,242,489	16.6
(生業資金)	(225,094)	(23.3)	(236,567)	(△ 11,473)	(△ 4.8)	1,509,556	20.2
生活衛生資金	13,916	1.4	14,602	△ 686	△ 4.7	137,492	1.8
医療資金	39,568	4.1	39,060	508	1.3	148,896	2.0
農林漁業資金	28,675	3.0	29,774	△ 1,100	△ 3.7	247,437	3.3
住宅資金	63,254	6.6	68,853	△ 5,599	△ 8.1	2,004,353	26.8
その他資金	-	-	-	-	-	4,781	0.1
合計	964,084	100.0	982,693	△ 18,608	△ 1.9	7,481,961	100.0

令和7年度末残高の資金別割合



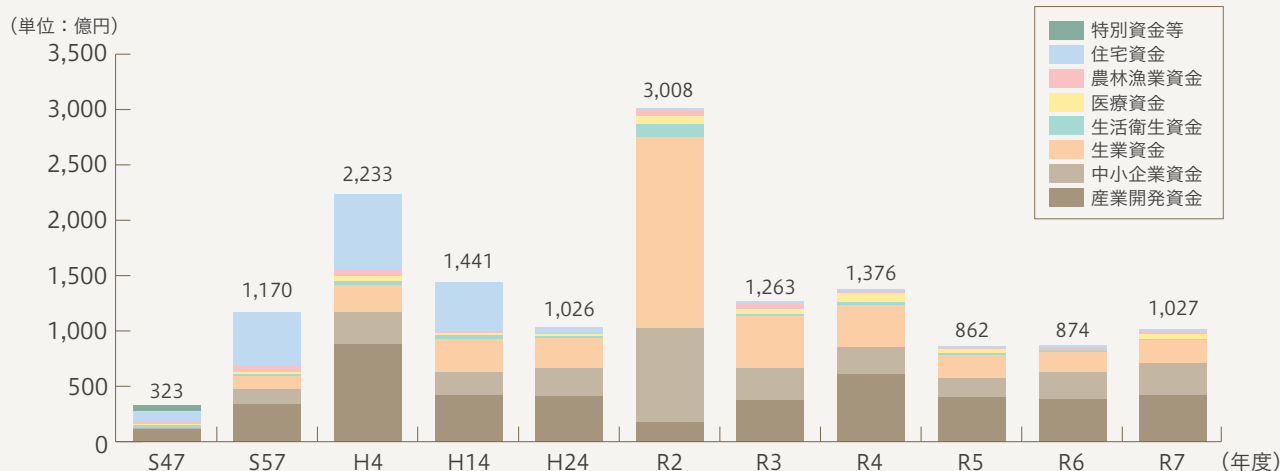
(単位:億円、()内は構成比で%)

融資累計額の資金別割合

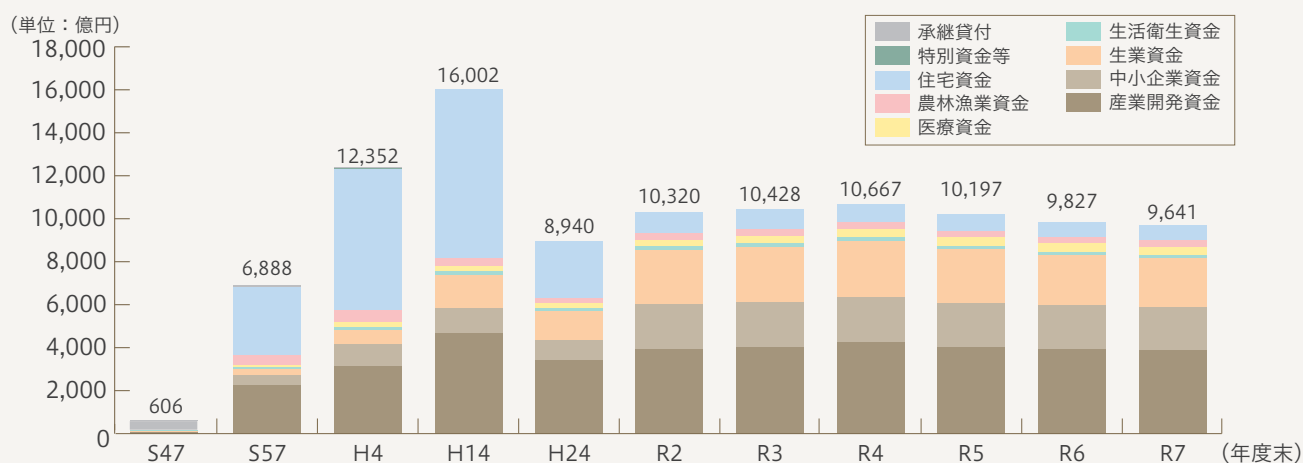


(単位:億円、()内は構成比で%)

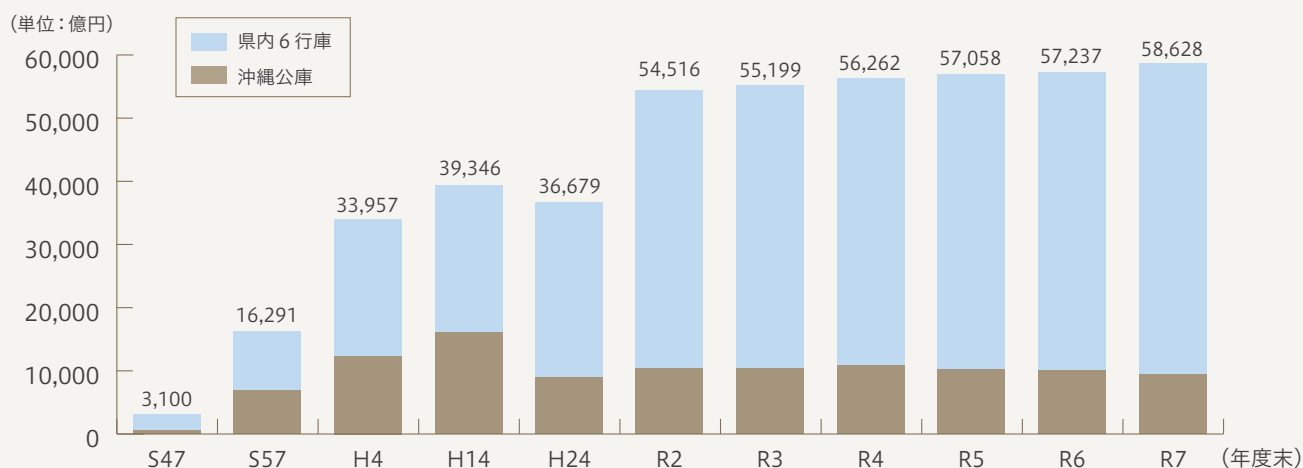
融資実績の推移



融資残高の推移



沖縄県内融資残高の推移



注) 1. 平成14年度及び平成24年度は年末、平残ベース。その他の年度は年度末、末残ベース。

2. 県内6行庫は、国内銀行、信用金庫の県内店舗。

資料：日本銀行那覇支店資料を基に沖縄公庫作成

出・融資実績の推移

(単位：百万円)

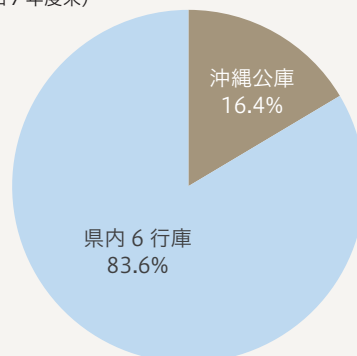
	昭和 47	57	平成 4	14	24	令和 2	3	4	5	6	7 年度
産業開発資金	11,000	33,964	88,555	41,942	41,442	18,344	37,574	60,985	39,990	37,899	42,533
中小企業等資金	4,097	25,403	53,500	50,627	52,041	257,182	75,292	62,363	38,434	43,373	50,649
(中小企業資金)	(1,573)	(13,526)	(29,052)	(21,294)	(25,196)	(84,219)	(28,747)	(24,873)	(18,028)	(24,880)	(29,311)
(生 業 資 金)	(2,524)	(11,877)	(24,449)	(29,333)	(26,845)	(172,963)	(46,545)	(37,490)	(20,406)	(18,493)	(21,338)
生活衛生資金	510	1,296	3,000	3,731	2,134	10,880	2,262	2,235	1,562	1,173	1,316
医 療 資 金	121	1,777	4,200	1,545	1,375	7,352	5,209	8,121	3,400	10	2,802
農林漁業資金	3,308	5,598	6,500	2,435	1,096	6,167	5,085	2,690	2,011	2,714	2,176
住 宅 資 金	8,470	48,995	67,500	43,833	4,547	891	837	1,181	769	2,233	3,204
特 殊 資 金	264	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
特 別 資 金	4,517	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
小 計	32,287	117,032	223,255	144,113	102,634	300,815	126,259	137,575	86,166	87,402	102,681
出 資	－	－	120	90	428	216	61	277	640	202	151
合 計	32,287	117,032	223,375	144,203	103,062	301,031	126,319	137,852	86,806	87,604	102,831

出・融資残高の推移

(単位：百万円)

	昭和 47	57	平成 4	14	24	令和 2	3	4	5	6	7 年度
産業開発資金	7,686	224,479	317,622	467,460	341,160	397,763	401,418	426,405	404,136	392,514	390,598
中小企業等資金	3,328	74,244	162,183	264,370	225,167	456,046	467,803	469,037	452,342	437,890	428,074
(中小企業資金)	(1,049)	(44,178)	(100,100)	(116,071)	(90,943)	(203,861)	(208,999)	(208,875)	(203,568)	(201,323)	(202,980)
(生 業 資 金)	(2,278)	(30,066)	(62,083)	(148,299)	(134,224)	(252,185)	(258,804)	(260,162)	(248,774)	(236,567)	(225,094)
生活衛生資金	408	4,790	11,099	20,788	18,636	16,954	16,514	16,194	15,726	14,602	13,916
医 療 資 金	118	15,275	24,995	25,362	19,611	28,734	32,652	39,334	40,940	39,060	39,568
農林漁業資金	1,169	44,739	55,206	38,753	24,346	31,033	32,245	31,634	30,378	29,774	28,675
住 宅 資 金	1,404	313,328	660,687	783,421	265,082	101,421	92,128	84,097	76,221	68,853	63,254
特 殊 資 金	262	118	－	－	－	－	－	－	－	－	－
特 別 資 金	4,504	85	2	－	－	－	－	－	－	－	－
承 継 貸 付	41,724	11,696	3,412	0	－	－	－	－	－	－	－
小 計	60,603	688,753	1,235,205	1,600,155	894,003	1,031,951	1,042,759	1,066,702	1,019,742	982,693	964,084
出 資	－	400	700	2,260	－	7,609	7,579	7,241	7,365	7,582	7,825
合 計	60,603	689,153	1,235,905	1,602,415	894,003	1,039,560	1,050,338	1,073,943	1,027,107	990,275	971,910

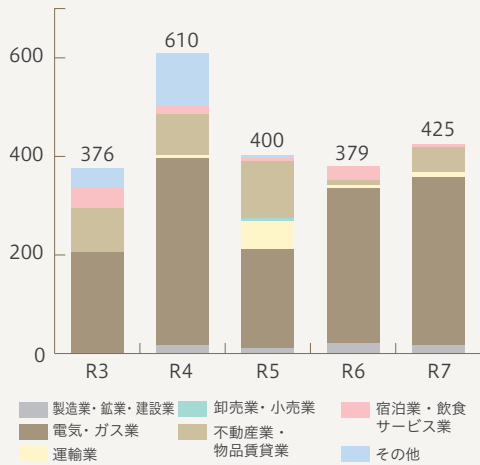
沖縄県内融資残高構成比 (令和 7 年度末)



注)「県内 6 行庫」…国内銀行、信用金庫の県内店舗 資料：日本銀行那覇支店資料を基に沖縄公庫作成

資金別融資実績の推移

産業開発資金（単位：億円）

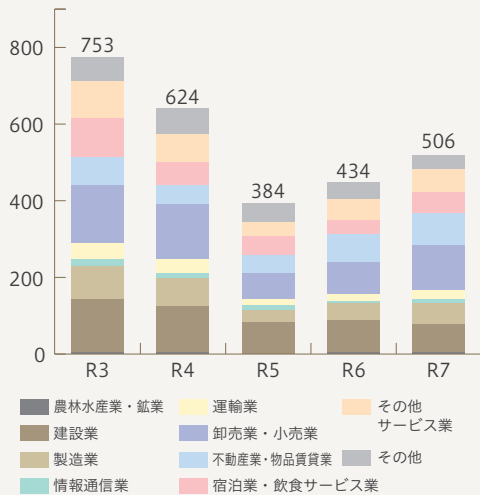


貸付金の業種別貸付状況

(単位：百万円)

	令和3	4	5	6	7年度
製造業・鉱業・建設業	－	1,700	1,050	2,168	1,900
電気・ガス業	20,840	37,999	20,200	31,200	34,200
運輸業	－	496	5,580	881	900
卸売業・小売業	－	－	410	－	－
不動産業・物品賃貸業	8,860	8,250	12,000	1,050	4,813
宿泊業・飲食サービス業	3,750	1,910	550	2,600	720
その他	4,124	10,630	200	－	－
合計	37,574	60,985	39,990	37,899	42,533

中小企業等資金（単位：億円）

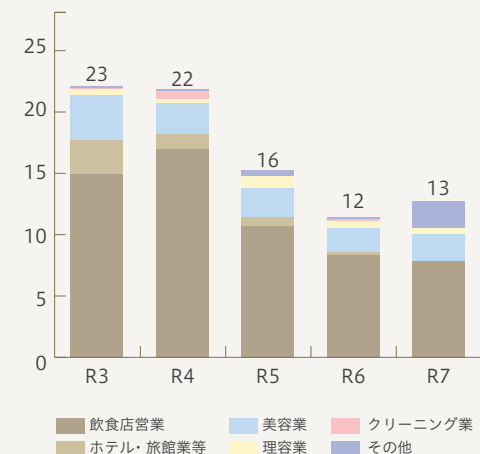


貸付金の業種別貸付状況

(単位：百万円)

	令和3	4	5	6	7年度
農林水産業・鉱業	603	530	168	252	258
建設業	13,357	11,975	7,776	8,446	7,412
製造業	8,495	6,522	3,282	3,931	5,068
情報通信業	1,712	1,191	761	752	1,296
運輸業	4,083	3,689	1,761	1,551	2,243
卸売業・小売業	14,644	14,424	6,760	8,779	11,539
不動産業・物品賃貸業	6,775	4,498	4,707	6,856	7,867
宿泊業・飲食サービス業	10,322	5,792	4,516	3,506	5,616
その他サービス業	9,278	7,093	3,873	5,329	5,698
その他	6,022	6,649	4,830	3,971	3,653
合計	75,292	62,363	38,434	43,373	50,649

生活衛生資金（単位：億円）

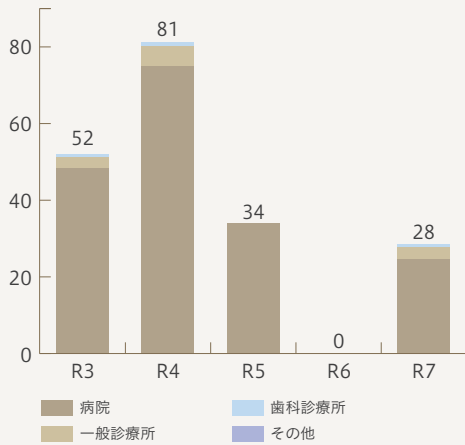


貸付金の業種別貸付状況

(単位：百万円)

	令和3	4	5	6	7年度
飲食店営業	1,540	1,750	1,092	863	814
ホテル・旅館業等	290	119	92	27	0
美容業	376	261	245	192	228
理容業	48	45	92	68	49
クリーニング業	6	60	0	13	0
その他	2	1	42	10	226
合計	2,262	2,235	1,562	1,173	1,316

医療資金（単位：億円）

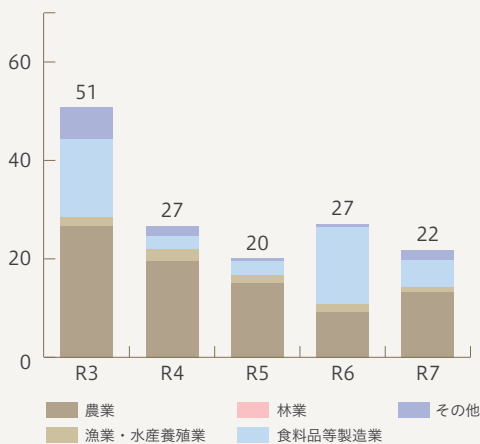


貸付金の施設別貸付状況

（単位：百万円）

	令和 3	4	5	6	7 年度
病 院	4,830	7,510	3,400	－	2,432
一 般 診 療 所	283	517	－	－	350
歯 科 診 療 所	96	94	－	10	12
そ の 他	－	－	－	－	8
合 計	5,209	8,121	3,400	10	2,802

農林漁業資金（単位：億円）

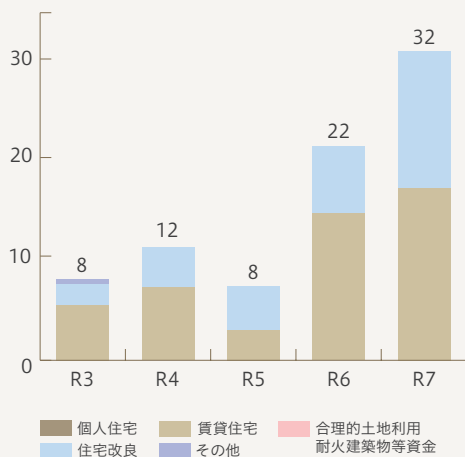


貸付金の業種別貸付状況

（単位：百万円）

	令和 3	4	5	6	7 年度
農 業	2,693	1,956	1,513	955	1,309
漁 業・水 産 養 殖 業	180	268	146	133	120
林 業	11	11	12	12	10
食 料 品 等 製 造 業	1,559	246	310	1,567	553
そ の 他	642	210	30	46	183
合 計	5,085	2,690	2,011	2,714	2,176

住宅資金（単位：億円）



貸付金の種類別貸付状況

（単位：百万円）

	令和 3	4	5	6	7 年度
個 人 住 宅	－	－	－	－	－
賃 貸 住 宅	592	769	330	1,539	1,803
合理的土地利用耐火建築物等資金	－	－	－	－	－
住 宅 改 良	216	412	439	694	1,401
そ の 他	29	－	－	－	－
合 計	837	1,181	769	2,233	3,204

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
貸付金	980,548	961,942
出資金	7,582	7,792
現金預け金	15,796	40,161
有価証券	2,144	2,142
代理店勘定	12	8
未収収益	506	604
雑勘定	18	9
固定資産	6,561	7,308
貸倒引当金	△ 22,129	△23,240
資産合計	991,038	996,727
借入金	658,200	683,723
債券	118,150	108,209
貸付受入金	53,790	47,482
未払費用	1,070	1,491
雑勘定	78	58
賞与引当金	182	186
退職給付引当金	2,196	2,113
負債合計	833,665	843,262
資本金	156,349	156,509
積立金	1,097	1,025
当期末処分利益又は当期末処理損失 (△)	△ 72	△ 4,069
純資産合計	157,373	153,465
負債・純資産合計	991,038	996,727

(注) 貸借対照表の「当期末処分利益又は当期末処理損失」及び損益計算書の「当期利益金又は当期損失金」のうち、一般勘定の利益金については沖縄振興開発金融公庫の国庫納付金に関する政令第1条第1項の規定により、国庫納付することとし、米穀資金・新事業創出促進特別勘定の利益金(又は損失金)については、沖縄振興開発金融公庫法施行令附則第4条第2項(又は第3項)の規定により同勘定の積立金として積み立てる(又は減額して整理する)こととしています。なお、令和7年度に生じた一般勘定の損失金については、繰越損失金として整理することとしています。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
経常収益	34,067	33,043
貸付金利息		
公庫貸付金利息	8,721	9,217
受取配当金	30	38
受託手数料	4	4
一般会計より受入	1,303	1,581
エネルギー対策特別会計より受入	3	3
有価証券益	16	16
雑収入	182	56
貸倒引当金戻入	23,808	22,129
経常費用	34,139	37,112
借入金利息	2,482	3,370
債券利息	583	502
業務委託費	81	81
事務費	5,384	5,430
債券発行諸費	48	49
償却費	3,349	4,330
貸付金償却	3,208	4,182
固定資産減価償却費	141	147
貸倒引当金繰入	22,129	23,240
雑損	84	110
当期利益金又は当期損失金 (△)	△ 72	△4,069

重要な会計方針等 (令和 7 年度決算)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。また、投資事業組合への出資金については組合の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合の損益のうち持分相当額を純額で計上している。

2. 固定資産の減価償却方法

法人税法(昭和40年法律第34号)の基準を採用し、定額法により行っている。

なお、減価償却累計額は次のとおりである。

固定資産 4,128百万円

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、沖縄振興開発金融公庫の国庫納付金に関する政令(昭和26年政令第162号)第1条第3項の規定により一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額の範囲内で計上している。

(2)賞与引当金

賞与引当金は、役員及び職員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上している。

(3)退職給付引当金

退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づ

き計上している。

退職一時金については、当公庫は職員300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、自己都合による期末退職金要支給額を退職給付債務とする方法によっている。

なお、企業年金基金制度については、基金全体の令和7年3月末の年金債務額から令和8年3月末の年金資産額を控除した不足額を標準給与月額の中核振興開発金融公庫の負担割合に応じて退職給付債務を計上している。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

(2)繰延勘定の処理方法

債券発行費

支出時に全額費用として処理している。

(3)延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)は、8,931百万円となっている。

財務の状況

主要経営指標の推移

(単位：百万円、%)

科 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
経常収益	26,482	29,716	33,721	34,067	33,043
当期利益金又は当期損失金 (△)	2,680	△ 33	△ 87	△ 72	△4,069
貸付金残高	1,038,554	1,062,539	1,017,596	980,548	961,942
純資産残高	157,066	157,032	157,245	157,373	153,465
総資産残高	1,081,114	1,082,147	1,023,307	991,038	996,727
自己資本比率	14.53	14.51	15.37	15.88	15.40

(注) 1. 貸付金残高には、社債の取得は含みません。
2. 自己資本比率 = 純資産残高 / 総資産残高 × 100

資金計画の実績推移

(単位：億円)

科 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
(支出)					
貸付金	1,373	1,186	729	738	1,021
出資金	1	3	2	3	4
借入金等償還	898	1,044	1,572	1,120	1,132
事業損金等	467	290	216	245	502
合計 (A)	2,738	2,522	2,520	2,106	2,658
(収入)					
貸付回収金	1,136	1,115	1,317	1,197	1,102
事業益金等	797	539	351	235	268
合計 (B)	1,932	1,654	1,668	1,432	1,370
借入金・債券 (A) - (B)	806	868	852	674	1,288
(借入金・債券の内訳)					
借入金	703	765	747	568	1,184
財政融資資金借入金	700	762	740	558	1,180
独立行政法人勤労者退職金共済機構借入金	3	3	7	10	4
債 券	103	103	105	107	104
沖縄振興開発金融公庫債券	100	100	100	100	100
沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券	3	3	5	7	4

(注) 民間借入金は、公庫法の規定により借入れした事業年度内に償還することが定められており、年度末の残高はゼロであるため本表には表示していません。なお、令和 3 年度から令和 7 年度までの借入実績はありません。

借入金等の明細

(単位：百万円)

借入金等の名称	当期首残高	当期借入額	当期償還額	当期末残高
財政融資資金借入金	655,122	118,000	92,067	681,055
一般会計借入金	0	－	0	－
独立行政法人勤労者退職金共済機構借入金	3,078	352	762	2,668
合 計	658,200	118,352	92,829	683,723

債券の明細

(単位：百万円)

債券の名称	当期首残高	当期発行額	当期償還額	当期末残高
沖縄振興開発金融公庫債券	115,000	10,000	20,000	105,000
沖縄振興開発金融公庫住宅地債券	3,150	447	388	3,209
合 計	118,150	10,447	20,388	108,209

引当金の明細

(単位：百万円)

引当金の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	22,129	23,240	22,129	23,240
賞与引当金	182	186	182	186
退職給付引当金	2,196	130	213	2,113

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、洗替えによる取崩し額です。

出資者及び出資額の明細

(単位：百万円)

国の会計区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
一般会計	121,978	100	－	122,078
承 継	21,556	－	－	21,556
財政投融资特別会計投資勘定	12,815	60	－	12,875
合 計	156,349	160	－	156,509

固定資産の明細

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高 (取得価額)	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末残高 (取得価額)	減価償却累計額		差引当期末 残 高
						当期償却額	
土 地	3,313	－	－	3,313	－	－	3,313
建 物	6,457	15	0	6,472	3,738	135	2,734
構築物	238	－	－	238	217	1	22
機械器具備品	206	34	11	228	173	11	55
敷 金	62	0	－	62	－	－	62
固定資産仮払金	277	847	1	1,123	－	－	1,123
合 計	10,553	896	13	11,436	4,128	147	7,308

保有有価証券の状況

(単位：億円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1. 株式及社債	42	42	21	21	21
2. 運用に係るもの	有価証券期末残高	－	－	－	－
	有価証券平均残高	－	－	－	－

(注) 株式及社債は、資産流動化法に基づき取得した特定社債です。

資本金の推移

(単位：百万円)

年 度	資本金額	年 度	資本金額	年 度	資本金額	年 度	資本金額
昭和47年5月(設立時)	21,556	平成2～3年度	28,526	平成13年度	68,582	平成28年度	77,672
47～52	24,556	4	29,183	14～16	70,182	29	77,837
53	24,656	5	30,550	17～19	70,232	30	78,324
54	24,856	6	31,580	20～21	71,692	令和元年度	83,068
55～56	24,956	7	36,116	22	71,892	2	111,028
57	25,356	8	39,767	23	72,336	3～4	155,849
58	26,956	9	43,618	24	73,489	5	156,149
59～62	27,556	10	52,918	25	74,089	6	156,349
63	27,956	11	58,605	26	75,828	7	156,509
平成元年度	28,026	12	63,192	27	77,293		

事務費の明細

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
役員給	77	83
職員基本給・諸手当	1,784	1,777
賞与引当金繰入	182	186
退職給付費用	288	130
諸支出金	307	304
旅 費	85	90
業務諸費	2,602	2,806
債権保全費	12	10
税 金	47	43
合 計	5,384	5,430

経費率

(単位：億円、%)

	令和6年度	令和7年度
経費(A)	55	56
貸付金平均残高(B)(貸付受入金平均残高を除く)	9,558	9,316
経費率(A) / (B)	0.58	0.60

(注) 経費＝事務費＋業務委託費＋債券発行諸費

利益率

(単位：％)

	令和 6 年度	令和 7 年度
総資産経常利益率	—	—
資本経常利益率	—	—
総資産当期利益率	—	—
資本当期利益率	—	—

(注) 1. 総資産経常(当期)利益率＝経常(当期)利益／総資産(保証債務見返勘定を除く)平均残高×100
 2. 資本経常(当期)利益率＝経常(当期)利益／資本勘定(貸倒引当金勘定を含む)平均残高×100

資金運用収支の内訳等

(単位：億円、％)

	令和 6 年度			令和 7 年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	9,558	87	0.91	9,316	92	0.99
資金調達勘定	8,012	31	0.38	7,745	39	0.50
資金運用収支(利回り差)	—	57	(0.53)	—	53	(0.49)

(注) 1. 資金運用勘定(平均残高)＝貸付金平均残高－貸付受入金平均残高
 2. 資金調達勘定(平均残高)＝借入金等平均残高
 3. 資金運用収支＝貸付金利息－借入金利息－債券利息－寄託金利息

貸付金利息・支払利息の分析

(単位：億円)

	令和 6 年度			令和 7 年度		
	残高による増減	利回りによる増減	純増減	残高による増減	利回りによる増減	純増減
貸付金利息	△ 5	5	△ 0	△ 2	7	5
支払利息	△ 2	△ 3	△ 5	△ 1	9	8

(参考) 各種金利の推移 (月末時点)

(単位：％)

年 月	基準金利		長期プライムレート	財政融資資金貸付金利			
	中小企業資金	産業開発資金		①	②	③	④
令和 7 年 1 月	1.55	1.70	2.00	0.700	1.200	1.400	1.600
2 月	1.65	1.90	2.20	0.900	1.300	1.500	1.700
3 月	1.85	2.05	2.35	1.100	1.500	1.700	1.900
4 月	1.95	1.90	2.05	1.200	1.600	1.900	2.100
5 月	1.75	1.75	↓	0.900	1.400	1.700	2.000
6 月	1.85	1.95	2.25	1.000	1.600	2.000	2.200
7 月	↓	1.90	2.20	↓	1.500	1.800	2.100
8 月	1.95	↓	↓	1.200	1.700	2.000	2.300
9 月	2.05	2.00	2.30	↓	↓	2.100	↓
10 月	2.00	2.10	2.40	1.300	1.800	↓	↓
11 月	↓	2.15	2.45	↓	↓	↓	↓
12 月	2.10	2.30	2.60	↓	1.900	2.200	2.500
8 年 1 月	2.40	2.45	2.75	1.600	2.200	2.400	2.700
2 月	2.50	2.60	2.90	1.700	2.300	2.600	2.900
3 月	2.40	2.50	2.80	1.600	2.200	2.500	2.700

(注) 1. 基準金利欄は、貸付期間 10 年(据置なし)の金利です。
 2. 財政融資資金貸付金利欄は、①期間 7 年据置 1 年、②期間 15 年据置 2 年、③期間 20 年据置 2 年、④期間 25 年据置 2 年の金利です。

貸付金の状況

総貸付金残高

(単位：億円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
期末残高	10,386	10,625	10,176	9,805	9,619
平均残高	10,388	10,559	10,334	9,806	9,592

(注) 社債の取得は含みません。

業種別貸付金残高

(単位：百万円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
農林水産業	22,924	23,169	22,553	21,432	20,848
鉱業・採石業・砂利採取業	2,499	2,311	2,047	1,776	1,471
建設業	63,980	65,350	64,205	63,101	59,860
製造業	65,899	66,544	63,942	63,874	63,633
電気・ガス・熱供給・水道業	131,126	156,997	163,445	180,004	193,814
情報通信業	8,906	9,080	8,761	8,363	8,354
運輸業・郵便業	48,729	45,941	47,585	44,533	41,554
卸売業・小売業	95,652	95,270	90,023	87,266	86,391
金融業・保険業	586	611	627	606	532
不動産業・物品賃貸業	245,972	242,840	213,491	187,343	180,078
学術研究・専門・技術サービス業	12,053	12,448	11,415	12,133	11,810
宿泊業・飲食サービス業	136,116	130,017	125,813	119,794	112,392
生活関連サービス業・娯楽業	43,229	51,829	49,550	46,952	45,351
教育・学習支援業	10,670	10,045	9,399	8,849	8,276
医療・福祉	64,712	71,138	71,564	68,156	67,132
複合サービス事業	636	753	726	706	661
サービス業（他に分類されない）	17,777	17,980	17,204	16,558	16,101
その他	71,294	64,379	57,393	51,248	45,825
合 計	1,042,759	1,066,702	1,019,742	982,693	964,084

(注)「その他」は、教育資金、恩給担保資金及び住宅資金（個人関係）等に係るものです。

使途別貸付金残高

(単位：百万円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
設備資金	689,814	710,910	680,603	660,682	656,473
運転資金	352,946	355,792	339,139	322,010	307,612
合 計	1,042,759	1,066,702	1,019,742	982,693	964,084

業種別・資金使途別貸付金残高

(単位：百万円)

	令和 6 年度			令和 7 年度		
	設備資金	運転資金	合 計	設備資金	運転資金	合 計
農林水産業	8,779	12,653	21,432	8,633	12,215	20,848
鉱業・採石業・砂利採取業	1,531	246	1,776	1,286	184	1,471
建設業	8,916	54,185	63,101	8,750	51,110	59,860
製造業	34,994	28,880	63,874	35,962	27,671	63,633
電気・ガス・熱供給・水道業	179,955	49	180,004	193,771	43	193,814
情報通信業	1,361	7,003	8,363	1,680	6,675	8,354
運輸業・郵便業	32,754	11,779	44,533	30,100	11,454	41,554
卸売業・小売業	25,699	61,566	87,266	28,399	57,992	86,391
金融業・保険業	67	539	606	63	469	532
不動産業・物品賃貸業	171,855	15,488	187,343	162,966	17,113	180,078
学術研究・専門・技術サービス業	2,456	9,677	12,133	2,529	9,281	11,810
宿泊業・飲食サービス業	69,847	49,948	119,794	67,222	45,170	112,392
生活関連サービス業・娯楽業	24,382	22,570	46,952	24,434	20,917	45,351
教育・学習支援業	5,317	3,532	8,849	5,060	3,216	8,276
医療・福祉	48,200	19,955	68,156	45,994	21,139	67,132
複合サービス事業	537	169	706	524	136	661
サービス業(他に分類されない)	8,382	8,176	16,558	8,108	7,993	16,101
その他	35,651	15,597	51,248	30,991	14,834	45,825
合 計	660,682	322,010	982,693	656,473	307,612	964,084

(注)「その他」は、教育資金、恩給担保資金及び住宅資金(個人関係)等に係るものです。

職員 1 人当たり及び 1 店舗当たりの貸付金残高

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
職員 1 人当たり残高	4,427	4,382
1 店舗当たり残高	163,782	160,681

貸付金償却額

(単位：百万円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
貸付金償却額	889	1,644	1,417	3,208	4,182

延滞債権額 (6 ヶ月以上延滞)

(単位：百万円、%)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
延滞債権額 (A)	2,746	4,022	5,946	6,797	8,931
総貸付金残高 (B)	1,038,554	1,062,539	1,017,596	980,548	961,942
比率 (A) / (B) × 100	0.26	0.38	0.58	0.69	0.93

(注) 1. 延滞債権額：弁済期限を 6 ヶ月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高額
 2. 総貸付金残高には、社債の取得は含みません。

行政コスト計算財務書類

沖縄公庫を含む特殊法人等は、国民に対する説明責任を確保し、透明性の一層の向上を図る観点から「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」(平成13年6月財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会公表)に拠り、行政コスト計算財務書類を作成公表しています。

行政コスト計算財務書類とは、特殊法人等が民間企業として活動を行っているとは仮定して企業会計原則に準拠した民間企業仮定財務諸表を作成するとともに、通常コストとして認識されない政府出資金等に係る機会費用についても加算し、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類です。

行政コスト計算書

(単位：百万円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
I 業務費用		
仮定損益計算書上の費用		
資金調達費用	3,065	3,872
役務取引等費用	81	81
その他業務費用	48	49
業務経費	5,434	5,568
その他経常費用	1,224	5,333
特別損失	0	0
(控除) 業務収益		
資金運用収益	△ 8,768	△ 9,268
役務取引等収益	△ 3	△ 3
その他経常収益	△ 175	△ 49
業務費用合計	906	5,583
II 機会費用		
政府出資の機会費用	2,341	3,703
低利借入金に係る機会費用	0	0
公務員からの出向職員に係る退職給付引当金増加額	10	11
機会費用合計	2,351	3,714
III 行政コスト	3,257	9,297

民間企業仮定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
(資産の部)		
現金預け金	15,808	40,169
現金	2	2
預け金	15,806	40,166
有価証券	8,242	8,485
株式	6,139	6,376
社債	2,102	2,109
貸出金	926,759	914,460
証書貸付	980,548	961,942
未貸付額	△ 53,790	△ 47,482
その他資産	562	648
未収収益	482	577
その他の資産	80	71
有形固定資産	7,585	7,588
建物	6,446	6,461
土地	3,295	3,295
建設仮勘定	277	683
その他の有形固定資産	2,759	2,792
減価償却累計額	△ 5,192	△ 5,643
無形固定資産	388	787
ソフトウェア	196	169
ソフトウェア仮勘定	192	618
貸倒引当金	△ 22,179	△ 23,240
資産の部合計	937,164	948,897
(負債の部)		
借入金	658,200	683,723
債券	118,150	108,209
その他負債	2,301	2,360
未払費用	1,070	1,491
その他の負債	1,231	869
賞与引当金	182	186
退職給付引当金	2,196	2,113
負債の部合計	781,029	796,591
(純資産の部)		
資本金	156,349	156,509
利益剰余金	△ 172	△ 4,170
その他利益剰余金	△ 172	△ 4,170
米穀資金・新事業創出促進積立金	1,097	1,025
繰越利益剰余金	△ 1,268	△ 5,195
その他有価証券評価差額金	△ 42	△ 32
純資産の部合計	156,135	152,306
負債及び純資産の部合計	937,164	948,897

民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
経常収益	10,252	10,904
資金運用収益	8,768	9,268
貸出金利息	8,722	9,214
有価証券利息配当金	46	54
その他の受入利息	0	0
役務取引等収益	3	3
国庫補助金収入	3	3
政府補給金収入	1,303	1,581
その他経常収益	175	49
株式等売却益	5	17
その他の経常収益	170	33
経常費用	9,852	14,903
資金調達費用	3,065	3,872
借入金利息	2,482	3,370
債券利息	583	502
役務取引等費用	81	81
その他業務費用	48	49
業務経費	5,434	5,568
その他経常費用	1,224	5,333
貸倒引当金繰入額	539	4,227
貸出金償却	611	1,016
株式等償却	60	—
株式等売却損	—	75
その他の経常費用	14	15
経常利益又は経常損失 (△)	400	△ 3,999
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
当期純利益又は当期純損失 (△)	400	△ 3,999

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益又は当期純損失 (△)	400	△ 3,999
減価償却費	721	754
貸倒引当金の増減額	△ 2,057	1,061
退職給付引当金の増減額	△ 34	△ 83
賞与引当金の増減額	7	4
資金運用収益	△ 8,768	△ 9,268
資金調達費用	3,065	3,872
有価証券関連損	55	58
固定資産処分損益	0	0
貸出金の純増減	49,112	12,299
債券の純増減	△ 9,670	△ 9,941
借入金の純増減	△ 34,935	25,523
資金運用による収入	8,801	9,173
資金調達による支出	△ 2,906	△ 3,451
その他	15	△ 43
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,806	25,960
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 302	△ 351
有価証券の売却による収入	7	48
有形固定資産の取得による支出	△ 196	△ 455
無形固定資産の取得による支出	△ 200	△ 498
その他	—	△ 0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 692	△ 1,256
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資金の受入による収入	200	160
リース債務の返済による支出	△ 458	△ 503
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 258	△ 343
IV 現金及び現金同等物の増加額 (△減少額)	2,856	24,361
V 現金及び現金同等物の期首残高	12,952	15,808
VI 現金及び現金同等物の期末残高	15,808	40,169

民間企業仮定株主資本等変動計算書 (令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産 合 計
	資 本 金	利益剰余金		株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
		その他利益剰余金				
		米穀資金・新事業 創出促進積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	156,149	1,184	△ 1,755	155,577	△ 24	155,554
当期変動額						
出資金の受入	200			200		200
当期純利益			400	400		400
米穀資金・新事業創出促進積立金		△ 87	87	—		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△ 18	△ 18
当期変動額合計	200	△ 87	487	600	△ 18	581
当期末残高	156,349	1,097	△ 1,268	156,177	△ 42	156,135

民間企業仮定株主資本等変動計算書 (令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産 合 計
	資 本 金	利益剰余金		株主資本 合 計		
		その他利益剰余金				
		米穀資金・新事業 創出促進積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	156,349	1,097	△ 1,268	156,177	△ 42	156,135
当期変動額						
出資金の受入	160			160		160
当期純損失			△ 3,999	△ 3,999		△ 3,999
米穀資金・新事業創出促進積立金		△ 72	72	—		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					10	10
当期変動額合計	160	△ 72	△ 3,927	△ 3,839	10	△ 3,829
当期末残高	156,509	1,025	△ 5,195	152,338	△ 32	152,306

(注) 1. 米穀資金・新事業創出促進積立金については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、現行の財務諸表から計算された金額です。
2. 米穀資金・新事業創出促進積立金は、沖縄振興開発金融公庫法施行令附則第 4 条第 2 項に基づく法第 19 条第 4 項の業務に係る積立金です。

財務書類の注記

令和 6 年度

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合への出資金については組合の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。
2. 固定資産の償却方法
(1)有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8～50年
動産 5～15年
(2)無形固定資産
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
自社利用のソフトウェア（公庫内利用分）については、公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
(3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
(1)貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている貸倒引当金算定基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日最終改正）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで引き当てており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めこれに将来見込み等、必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
破綻懸念先の債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価格との差額を貸倒引当金とする方法（DCF法）により計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、業務関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- (2)賞与引当金
賞与引当金は、役員及び職員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
- (3)退職給付引当金
当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。
退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、企業年金基金制度については、基金全体の令和6年3月末の年金債務額から令和7年3月末の年金資産額を控除した積立不足額を標準給付月額当公庫の負担割合に応じた退職給付債務を認識しております。また、退職一時金については、当公庫は職員300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、自己都合による期末退職金要支給額を退職給付債務とする方法によっております。

令和 7 年度

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
同左
2. 固定資産の償却方法
(1)有形固定資産（リース資産を除く）
同左
(2)無形固定資産
同左
(3)リース資産
同左
3. 引当金の計上基準
(1)貸倒引当金
同左
(2)賞与引当金
同左
(3)退職給付引当金
当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。
退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、企業年金基金制度については、基金全体の令和7年3月末の年金債務額から令和8年3月末の年金資産額を控除した積立不足額を標準給付月額当公庫の負担割合に応じた退職給付債務を認識しております。また、退職一時金については、当公庫は職員300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、自己都合による期末退職金要支給額を退職給付債務とする方法によっております。

令和 6 年度

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、業務経費等の費用は税込方式によっております。

5. 債券発行費の会計処理

支出時に全額費用として処理しております。

注記事項－貸借対照表関係

1. リスク管理債権の明細

沖縄振興開発金融公庫は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」の対象ではありませんが、自己査定の結果を踏まえて、銀行法に基づくリスク管理債権について開示しています。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	10,147百万円
危険債権額	15,148百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	63,492百万円
合計額	88,787百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

上記の債権額は、資産査定結果を踏まえ算出したもので、貸倒引当金控除前の金額であります。なお、上記債権額は未貸付額を含んだ金額であります。

2. 未貸付額

貸借対照表にて、貸出金より控除している未貸付額は、貸付資金の未交付額であります。

3. 有価証券関係

(1)子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価評価の対象とはしていません。

(注)市場価格のない株式等の民間企業仮定貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区 分	民間企業仮定貸借対照表計上額
関連会社株式	2,115
合 計	2,115

令和 7 年度

4. 消費税等の会計処理

同左

5. 債券発行費の会計処理

同左

注記事項－貸借対照表関係

1. リスク管理債権の明細

沖縄振興開発金融公庫は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」の対象ではありませんが、自己査定の結果を踏まえて、銀行法に基づくリスク管理債権について開示しています。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	13,052百万円
危険債権額	8,506百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	65,171百万円
合計額	86,730百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

上記の債権額は、資産査定結果を踏まえ算出したもので、貸倒引当金控除前の金額であります。なお、上記債権額は未貸付額を含んだ金額であります。

2. 未貸付額

同左

3. 有価証券関係

(1)子会社株式及び関連会社株式

同左

(注)市場価格のない株式等の民間企業仮定貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区 分	民間企業仮定貸借対照表計上額
関連会社株式	2,115
合 計	2,115

令和 6 年度

(2) その他有価証券

(単位: 百万円)

	種類	民間企業仮定 貸借対照表計上額	取得原価	差額
時価が民間企業仮定貸借対 照表計上額を超えないもの	社債	2,102	2,144	△42
	合計	2,102	2,144	△42

(※) 社債の時価については、当期末において同様の新規引受を行った場合に想定される信用リスクを加味した利率により、将来の元利金の受取額を割り引いた現在価値を時価としています。

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の民間企業仮定貸借対照表計上額

(単位: 百万円)

区分	民間企業仮定貸借対照表計上額
非上場株式	4,024
合計	4,024

注記事項－キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、民間企業仮定貸借対照表上の「現金預け金」であります。

現金及び現金同等物の期末残高と民間企業仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

現金預け金勘定	15,808百万円
現金及び現金同等物	15,808百万円

注記事項－行政コスト計算書関係

1. 機会費用の計上基準

(1) 政府出資

政府出資金に係る機会費用の算定における利率は1.497%を採用しております。

(2) 通常の資金調達よりも有利な条件による資金調達

無利子による政府からの資金調達に係る機会費用は、各年度における通常の資金調達に係る約定利率の加重平均値を実質金利として算定し、これを各無利子借入金の借入残高に乗じて算定しております。

(3) 公務員からの出向職員に係る退職給付引当金の当期増加額

公務員からの出向職員に係る、自己都合による期末退職手当所要額と期首退職手当所要額の差額を計上しております。

その他

持分法損益

持分法を適用した場合の関連会社株式の評価額及び持分法を適用した場合の投資利益は次のとおりであります。

関連会社に対する投資の金額	2,115百万円
持分法を適用した場合の関連会社株式評価額	3,767百万円
貸借対照表価額との差額	1,652百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	189百万円

重要な後発事象

該当事項はありません。

令和 7 年度

(2) その他有価証券

(単位: 百万円)

	種類	民間企業仮定 貸借対照表計上額	取得原価	差額
時価が民間企業仮定貸借対 照表計上額を超えないもの	社債	2,109	2,142	△33
	合計	2,109	2,142	△33

(※) 社債の時価については、当期末において同様の新規引受を行った場合に想定される信用リスクを加味した利率により、将来の元利金の受取額を割り引いた現在価値を時価としています。

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の民間企業仮定貸借対照表計上額

(単位: 百万円)

区分	民間企業仮定貸借対照表計上額
非上場株式	4,261
合計	4,261

注記事項－キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、民間企業仮定貸借対照表上の「現金預け金」であります。

現金及び現金同等物の期末残高と民間企業仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

現金預け金勘定	40,169百万円
現金及び現金同等物	40,169百万円

注記事項－行政コスト計算書関係

1. 機会費用の計上基準

(1) 政府出資

政府出資金に係る機会費用の算定における利率は2.366%を採用しております。

(2) 通常の資金調達よりも有利な条件による資金調達

同左

(3) 公務員からの出向職員に係る退職給付引当金の当期増加額

同左

その他

持分法損益

持分法を適用した場合の関連会社株式の評価額及び持分法を適用した場合の投資利益は次のとおりであります。

関連会社に対する投資の金額	2,115百万円
持分法を適用した場合の関連会社株式評価額	3,895百万円
貸借対照表価額との差額	1,780百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	129百万円

重要な後発事象

同左

参考情報

リスク管理債権等

沖縄公庫は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、自己査定の結果を踏まえて、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権について開示しています。

1. リスク管理債権

銀行法に基づくリスク管理債権は以下のとおりです。

(単位：百万円)		
区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,147	13,052
危険債権	15,148	8,506
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	63,492	65,171
小 計	88,787	86,729
正常債権	894,396	877,937
合 計	983,182	964,667

(注) 計数は、単位未満四捨五入によるため、各計数の和は必ずしも合計と一致しません。以下、各表とも同じ。

各区分の定義は以下のとおりです。

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

(2)危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

(3)三月以上延滞債権

元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金(上記(1)及び(2)を除く)

(4)貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(上記(1)～(3)を除く)

(5)正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)～(4)以外のものに区分される債権

2. 金融再生法に基づく開示債権

金融再生法に基づく開示債権は以下のとおりです。

(単位：百万円)		
区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,147	13,052
危険債権	15,148	8,506
要管理債権	63,492	65,171
小 計	88,787	86,729
正常債権	894,396	877,937
合 計	983,182	964,667

各区分の定義は以下のとおりです。

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

同左

(2)危険債権

同左

(3)要管理債権

三月以上延滞債権(上記(1)及び(2)を除く)及び貸出条件緩和債権(上記(1)及び(2)並びに「三月以上延滞債権」を除く)

(4)正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)～(3)以外のものに区分される債権

自己査定・金融再生法開示債権・リスク管理債権一覧（令和8年3月末時点）

（単位：百万円）

自己査定 債務者区分		自己査定分類区分				引当金 (引当率)	金融再生法 開示債権	リスク管理債権	
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類				
破綻先 実質破綻先		担保・保証による保全部分		非保全部分の全額を個別引当		11,214 (100%)	破産更生債権及び これらに準ずる債権	破産更生債権及び これらに準ずる債権	
13,052		1,838		11,214					
破綻懸念先		担保・保証による保全部分		非保全部分の一部 (劣後ローン等は全額)を個別引当		劣後ローン等 659 (100%) 1,229 (22.6936%)	危険債権	危険債権	
8,506		2,432		6,074			8,506	8,506	
要 注 意 先	要管理先(注2)	貸倒実績率に基づく今後3年間の 予想損失により一般引当		劣後ローンの非 保全部分全額を 一般引当		劣後ローン 953 (100%) 3,921 (5.5524%)	要管理債権	三月以上延滞債権	
	71,620	70,612		953			65,171	—	
	その他要注意先	貸倒実績率に基づく今後1年間の 予想損失により一般引当		劣後ローンの非 保全部分全額を 一般引当		劣後ローン 2,244 (100%) 879 (0.8233%)		貸出条件緩和債権	
	110,563	106,722		2,244				65,171	
正常先		同 上				2,141 (0.2996%)	正常債権	正常債権	
760,416		714,586							
地方公共団体に対する債権									
509									
総 計 (注1)							個別 13,102	総 計	総 計
964,667							一般 10,138		
							合計 23,240		
									964,667

- (注) 1. 自己査定の対象資産は貸付金、未収貸付金利息、貸付資産関連の仮払金、引受社債としての有価証券、引受社債関連の未収有価証券利息及び保証債務見返です。
2. 自己査定上の「要管理先」債権は、当該債務者に対する総与信ベースの金額です。
- ※計数は、単位未満四捨五入によるため、各計数の和は必ずしも合計と一致しません。

沖縄振興開発金融公庫(法人番号7360005000440)の役職員の報酬・給与等について(令和7年度)

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当公庫は、沖縄県を対象地域とし、本土における政策金融機関の業務を一元的に担う総合的な政策金融機関として、沖縄の経済の振興と社会の開発を金融面から支援している。

役員については、沖縄地域の金融・経済事情や国及び沖縄における広範な公共政策の動向などに識見のある者で構成されており、役員報酬については、国会の議決を経て承認された予算に従い、国家公務員の指定職に準じた水準となっている。

② 令和7年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬のうち、特別手当の額については、役員の勤務実績に応じ、増額又は減額することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和7年度における改定内容

役員報酬は、下表のとおり、本俸、特別調整手当、通勤手当、特別手当から構成されている。

令和7年度は、国家公務員に準じて次の改定を実施した。

- ・本俸の引上げ（＋14,000円～31,000円）。
- ・特別手当の引上げ（＋0.05ヵ月）。
- ・特別手当の支給基準は、下表のとおりである。

給与の種類	支給水準
イ 本俸	月額（単位：千円）
	理事長…………… 1,152
	副理事長…………… 990
	理事…………… 856
	監事（非常勤）…………… 512
ロ 特別調整手当	東京都特別区に在勤する役員 本俸月額×0.2
ハ 通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第12条第1項及び第2項の規定に準じて支給
ニ 特別手当	{本俸月額＋(本俸月額×0.45)}× 支給割合(※)×在職期間 (※)令和7年度支給割合：3.50ヵ月

・監事（非常勤）については、特別調整手当、通勤手当、特別手当の支給はない。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和7年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
A理事長	千円 19,670	千円 13,824	千円 5,846	千円 —			※
B副理事長	千円 6,037	千円 2,967	千円 2,476	千円 594 (特別調整手当)		令和7年 6月27日	◇
C副理事長	千円 13,359	千円 9,009	千円 2,548	千円 1,802 (特別調整手当)	令和7年 6月28日		◇
D理事	千円 6,249	千円 3,423	千円 2,141	千円 685 (特別調整手当)		令和7年 7月30日	◇
E理事	千円 10,533	千円 6,876	千円 2,203	千円 1,375 79 (特別調整手当) (通勤手当)	令和7年 7月31日		◇
F理事	千円 14,616	千円 10,272	千円 4,344	千円 —			※

G理事	千円 14,616	千円 10,272	千円 4,344	千円 —				
監事 (非常勤)	千円 6,144	千円 6,144	千円 —	千円 —		令和7年 4月1日		

注1：「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2：本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3：各項目で端数処理を行っているため、各項目の合計が、総額と一致しない場合がある。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

理事長
副理事長
理事
監事(非常勤)

当公庫は、昭和47年の本土復帰以来、沖縄における政策金融を一元的・総合的にを行っている政策金融機関であり、国及び沖縄県の重点施策と一体となって沖縄の振興開発に取り組んでいる。

したがって、当公庫の役員については、経済や金融についての高い専門性はもとより国及び沖縄における広範な公共政策に関する幅広い知見が必要であり、そのような広範かつ高度な見識を持つ人材を登用するためにも、国家公務員の指定職に準じた報酬水準は妥当であると考ええる。

また、役員報酬については、国会の議決を経て承認された予算の範囲内で適正に執行している。

【主務大臣の検証結果】

役員の職務・職責や国家公務員指定職の俸給との比較等を踏まえると、現行の報酬水準は妥当であると考ええる。

4 役員の退職手当の支給状況

(令和7年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
理事長	千円 該当者なし	年 月			
副理事長	千円 該当者なし	年 月			
理事	千円 該当者なし	年 月			

注：本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
理事長	該当者なし
副理事長	該当者なし
理事	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員報酬のうち、特別手当の額については、役員の勤務実績に応じ、増額又は減額することができることとしている。

今後についても、継続していく予定である。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

給与水準については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の給与水準等に準拠して定められている国家公務員の給与水準等を勘案して、自律的・自主的な労使関係の中で決定している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

人事考課に基づき職員の勤務成績を昇給・昇格に反映させるとともに、奨励手当において半期毎の勤務成績を反映させる仕組みとしている。

③ 給与制度の内容

職員の給与については、給与規程第2条において、基本給及び諸手当を定めており、それぞれの区分は以下のとおりである。

基本給：本俸、扶養手当、管理職手当

諸手当：特別都市手当、時間外勤務手当、管理職特別勤務手当、特地勤務手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、宿日直手当、在宅勤務等手当、期末手当、奨励手当

④ 給与制度の令和7年度における主な改定内容

1.国家公務員に準じて次の改定を実施した。

- ①本俸の引上げ（平均2.85％）
- ②賞与の引上げ（+0.05ヵ月）
- ③通勤手当の引上げ
（距離区分に応じ+200円～7,100円）

2.特別都市手当の支給を受けていた職員が転勤により東京都特別区以外の地域に在勤することとなる場合は、当該転勤発令の日から1年を経過するまでの間、特別都市手当を支給（支給割合×50％）。

2 職員給与の支給状況等

① 常勤職員の数

全常勤職員（令和8年4月1日時点）： 212人

注：常勤の在外職員、任期付職員及び再雇用職員を含む全ての常勤職員の総数

うち同一の職種等により通年で給与が支給された職員（対象常勤職員）： 173人

② 職種別支給状況

区 分	人 員	平均年齢	令和7年度の年間給与額（平均）			
			総 額	うち所定内 うち通勤手当等	うち賞与	
常勤職員	173人	42.9歳	千円 8,841	千円 6,134	千円 63	千円 2,707
事務・技術	173人	42.9歳	千円 8,841	千円 6,134	千円 63	千円 2,707
非常勤職員	24人	54.8歳	千円 4,300	千円 3,334	千円 81	千円 966
事務・技術	8人	50.1歳	千円 3,960	千円 2,901	千円 75	千円 1,059
嘱託	16人	57.2歳	千円 4,470	千円 3,551	千円 84	千円 919

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。

注2：常勤職員については、「事務・技術」以外の職種の該当者がいないことから欄を省略した。

注3：在外職員、任期付職員、再雇用職員については、該当者がいないことから欄を省略した。

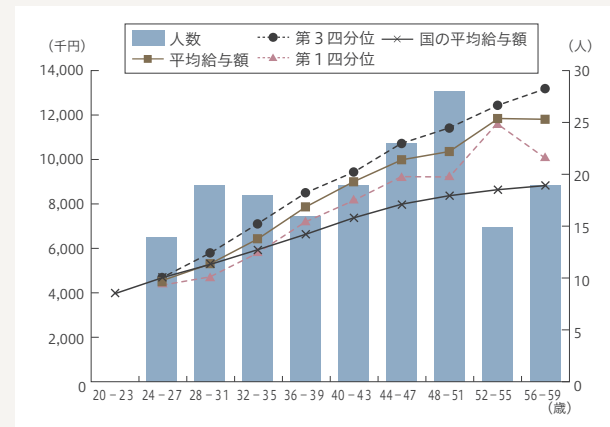
注4：嘱託とは、業務の繁忙等の事由により、専門性の高い業務を委嘱された者をいう。

注5：「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額。

注6：「通勤手当等」は、通勤手当と在宅勤務等手当の合算。

③ 年齢別年間給与の分布状況（事務・技術職員）

（在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。以下、⑤まで同じ。）



注1：②の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2：近年の新規採用は四大卒以上に限られており、入庫後1年未満の職員は本調査の対象から除外されていることから、20～23歳の該当職員がいない。

④ 職位別年間給与の分布状況（事務・技術職員）

（事務・技術職員）

分布状況を示すグループ	人 員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
代表的職位	人	歳	千円	千円
本店・本部課長	20	52.8	12,171	14,431～11,076
本店・本部係員	15	27.9	4,837	5,797～4,528

⑤ 賞与（令和7年度）における査定部分の比率（事務・技術職員）

区 分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	53.1 %	48.5 %	50.8 %
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	46.9 %	51.5 %	49.2 %
	最高～最低	54.8～44.2 %	59.3～42.7 %	57.2～43.5 %
一般職員	一律支給分（期末相当）	54.4 %	54.2 %	54.3 %
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	45.6 %	45.8 %	45.7 %
	最高～最低	46.8～43.6 %	51.3～40.1 %	49.2～41.9 %

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項 目	内 容
対国家公務員 指数の状況	年齢勘案 121.3
	年齢・地域勘案 130.9
	年齢・学歴勘案 118.1
	年齢・地域・学歴勘案 128.8

国に比べて
給与水準が
高くなって
いる理由

1 高い専門性を有する人材の確保
当公庫は、沖縄県のみを対象地域とし、本土における政策金融機関の業務を一元的に担っているほか、沖縄の地域的な政策課題に応えるための独自の業務として、産業基盤整備、地域開発事業への出融資や新事業支援のための出資業務を行っており、総合的な政策金融機関として、沖縄の経済の振興と社会の開発を金融面から支援している。

一般の金融機関が行う金融サービスを補完し、民間投資を促進するため、電力・空港関連施設・ホテル等の地域開発事業や、中小・小規模事業者、農林漁業者の必要とする長期資金を出融資しているほか、住宅・医療・教育等の生活分野における多様な資金ニーズにも応えている。また、蓄積した経済・金融情報やノウハウの提供により、各種の産業施策の立案やプロジェクトの企画形成の支援に加え、事業再生、創業者の支援、新規事業育成のための出資にも積極的に取り組んでいる。

限られた定員のなかでこのような業務を遂行するため、当公庫の職員には、幅広い分野のより高い専門性に対応できる能力が必要であることから、大学卒以上を中心とする職員採用を継続的に実施している。なお、職員の95.9%が融資、出資、管理、企画、調査等の多様な業務を担う総合職職員となっており、国家公務員(行(一))大学卒65.1%)に比べ大学卒の割合が高い。

(学歴別の人員構成)

	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
当 公 庫	95.9%	2.9%	1.2%	—
国家公務員 (行(一))	65.1%	12.6%	22.3%	0.0%

注1：大学卒には、修士課程以上の修了者（6.4%）を含む。
注2：当公庫では、最終学歴が中学卒の職員はいないことから、「—」にて表示。

2 総合政策金融機関としての執行態勢の確保
当公庫においては、限られた人数で、高い専門性が求められる多様な政策金融を一元的、効率的に実施するとともに、金融機関として求められている責任の下、適切に業務を行う執行態勢の確保を図るため、相応の権限と責

任を持った管理職職員を一定数必要としていることから、管理職職員の割合が、国家公務員(行(一))と比べて高くなっている。なお、当公庫の管理職職員は、組織のマネジメントのみならず、事案によっては直接顧客との交渉にあたるなど、部下職員には困難な業務を直接遂行するプレイングマネージャーとしての役割も果たしている。

(管理職層の割合)
当公庫 31.0% (支店課長級以上)
国家公務員(行(一)) 17.8% (俸給の特別調整額受給者)

(級別人員構成の割合)
当公庫 20.5% (2等級以上)
国家公務員(行(一)) 5.6% (7級以上)

3 離島地域の資金ニーズに対する対応
当公庫は、多くの離島を抱える沖縄にあって、離島地域のニーズにきめ細かく対応するため、宮古支店、八重山支店を有している。両支店の職員に対しては、国家公務員に準じて特勤手当を支給しているが、その受給者の割合が国家公務員(行(一))と比べて高くなっている。

(特勤手当受給者の割合)
当公庫 9.9%
国家公務員(行(一)) 0.7%

4 沖縄県に本店を有することによる地域勘案指数への影響

当公庫の本店(沖縄県)には、組織の中核を担う役職層が多数勤務している。沖縄県は、国家公務員における「地域手当の非支給地」に該当するが、同じ「地域手当の非支給地」にある国の機関は、小規模な地方事務所が多く、役職層の割合が少ないことから、当公庫の地域勘案指数は高くなっていると考えられる。

【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 8.0%】
(国からの財政支出額 958百万円、支出予算の総額 11,936百万円：令和7年度予算)

【累積欠損額：なし(令和6年度決算)】

【管理職の割合 31.0%(常勤職員数 171名中53名)】
【大卒以上の高学歴者の割合 95.9%(常勤職員数171名中164名)】

【支出総額に占める給与・報酬等支給総額 24.0%】
(支出総額 8,451百万円、給与・報酬等支給総額 2,031百万円：令和6年度決算)

給与水準の妥当性の検証	【検証結果】 (法人の検証結果) 当公庫はプロパー職員、国及び他政策金融機関からの出向者で構成される小規模な組織であり、ラスパイス指数の算定対象者となる1年超在籍者の職階構成が毎年の人事異動や育児休業の取得者数で変動した影響等により、令和7年度の対国家公務員指数は121.3と前年度(125.7)に比べ4.4ポイント減少した。 給与水準については、上記の「国に比べて給与水準が高くなっている理由欄」にも記載したとおりであり、給与は、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行・管理している。
	(主務大臣の検証結果) 沖縄公庫においては、少ない人数で、日本政策金融公庫並びの融資業務に加え、産業開発資金等の融資や出資といった幅広い業務を行うために、高度な専門性を有する人材の確保を必要としており、令和7年度の対国家公務員指数は121.3となっている。引き続き、管理職職員等の本俸引上げ幅の抑制等を通じ、給与水準の適正化に努めることが必要である。
講ずる措置	【講ずる措置】 令和8年度においても、国における取組みを踏まえつつ、給与制度の不断の見直しについて、自律的・自主的な労使関係の中で取り組むこととしており、管理職職員等の本俸引上げ幅の抑制等、給与水準の適正化に取り組む考えである。 【改善策】 上述のとおり、国における取組みを踏まえつつ、給与制度の見直しについて、自律的・自主的な労使関係の中で、給与水準の適正化に取り組む。

4 モデル給与 (扶養親族がいない場合)

○22歳(大卒初任給)	月額256,600円	年間給与3,854,772円
○35歳(本店調査役)	月額414,100円	年間給与7,087,320円
○50歳(本店課長)	月額624,000円	年間給与11,073,844円
※扶養親族がいる場合には、扶養手当を支給。		
モデル給与の月額及び年間給与は、本俸、管理職手当、特別都市手当、特勤勤務手当を基礎に算出している。		

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当公庫は、公正な処遇、人材育成、人材活用、組織目標の達成を目的とした人事考課制度を導入しており、人事考課制度による職員の勤務成績を昇給・昇格に反映させるとともに、奨励手当において半期毎の勤務成績を反映させる仕組みとしている。 今後も、同制度を活用し、継続して取り組む考えである。

III 総人件費について

区 分	当年度 (令和7年度)	当年度 (令和6年度)	比較増△減	
給与・報酬等支給総額 (A)	千円 2,036,232	千円 2,030,694	千円 5,538	(%) (0.3%)
退職手当支給額 (B)	千円 113,550	千円 222,798	千円 △ 109,248	(%) (△49.0%)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 392,775	千円 374,929	千円 17,846	(%) (4.8%)
福利厚生費 (D)	千円 510,424	千円 518,002	千円 △ 7,578	(%) (△1.5%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,052,981	千円 3,146,423	千円 △ 93,443	(%) (△3.0%)

注：各項目で端数処理を行っているため、各項目（（A）～（D））の合計が、総額（A+B+C+D）と一致しない場合がある。

総人件費について参考となる事項

①令和7年度においては、「退職手当支給額」が前年度比△49.0%となったこと等により、「最広義人件費」は前年度比△3.0%となった。これは、退職者が減少したこと等が主な要因となっている。 ②「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月7日閣議決定)及び「独立行政法人及び特殊法人等における役職員の給与及び退職手当について」(平成29年11月17日事務連絡)に基づき、平成30年1月から以下の措置を講ずることとした。 役員に関する講じた措置：平成30年1月1日以降は、△16.3% 職員に関する講じた措置：平成30年1月1日以降は、△16.3% ③総人件費については、国の動向等を踏まえ、必要な検討を行うほか、公庫独自の給与の見直しを進めることとしており、これらにより総人件費抑制に取り組む考えである。

IV 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

職員の令和8年度の定年年齢は62歳であり、国家公務員と同様に令和5年度から2年に1歳ずつ、令和13年度に65歳となるまで段階的に引き上げる措置をとっている。 定年年齢の引上げに伴い、60歳に達した管理職職員は非管理職に降任する制度を設けているほか、60歳に達した日後最初の4月1日以後の本俸は、7割水準を適用している。

V その他

(特になし)

沖縄振興開発金融公庫法(抜粋)

(目的)

第1条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もつて沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的とする。

(役員)

第8条 公庫に役員として理事長1人、副理事長1人、理事3人以内及び監事1人を置く。

(役員の給与及び退職手当の支給の基準)

第18条 公庫は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(業務の範囲)

第19条 公庫は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金(沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限り。)であつて次に掲げるものの貸付け、当該資金に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。)、当該資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。))の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該保証に係る債務の履行期限(ただし、当該債務の保証の日から起算する。))及び当該取得に係る社債の償還期限(ただし、当該取得の日から起算する。))及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限(ただし、当該譲受けの日から起算する。))は、一年未満のものであつてはならない。

イ 設備の取得(設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。)、改良若しくは補修(以下この号において「取得等」という。))に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。))に必要な資金又は既成市街地若しくは駐留軍用地跡地(沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成七年法律第百二号)第二条第二号に規定する駐留軍用地跡地をいう。))の整備改善に著しく寄与する事業(住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。))に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

ロ イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金(沖縄における産業の振興開発に特に寄与する資金として主務大臣が定めるものに限り。))又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金

ハ イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金(イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。))

一の二 主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金(沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限り。))の出資を行うこと。

一の三 前2号に掲げるもののほか、前2号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務(前2号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限り。))を行うこと。

二 沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むものに対して、小口の事業資金の貸付けを行い、並びに沖縄に住所を有する者に対して、小口の教育資金の貸付け(所得の水準その他の政令で定める要件を満たす者に対するものに限り。))を行い、及び恩給等を担保として小口の資金を貸し付けること。

三 次に掲げる者に対して、住宅の建設、住宅の用に供する土地の取得又は借地権の取得その他の政令で定める使途に充てるため必要な長期資金を貸し付けること及びこれらに関する業務で政令で定めるものを行うこと。

イ 沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする者

ロ 沖縄において親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

ハ 沖縄において次に掲げる者に対し住宅を建設して賃貸する事業を行う者(地方公共団体を除く。))

(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者

(2) 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

ニ その他政令で定める者

四 沖縄において農業(畜産業及び養蚕業を含む。)、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人その他政令で定める者に対して、必要な長期資金で政令で定めるものを貸し付けること。

五 沖縄において事業を行う中小企業者に対して事業の振興に必要な資金(特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて貸付けが行われる長期の資金又は沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められる長期の資金として、主務大臣が定めるものに限り。))の貸付けを行い、及び沖縄において事業を行う中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。))の応募その他の方法による取得(特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて行われるもの又は沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして、主務大臣が定めるものに限り。))を行うこと。

六 沖縄において病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する個人又は医療法人その他政令で定める法人に対して、当該施設(当該施設の運営に関し必要な附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設とする。))の設置、整備又は運営に必要な長期資金の貸付けを行い、及び沖縄において指定訪問看護事業を行う医療法人その他政令で定める者に対して、当該事業に必要な長期資金を貸し付けること。

七 沖縄において営業を営む生活衛生関係営業者その他の政令で定める者に対して、当該営業を営むのに要する資金(当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要なものに限り。))並びに生活衛生関係営業者の共通の利益を増進するための事業その他当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要な事業を行うのに要する資金で、政令で定めるものを貸し付けること。

八 公庫に対して次のイからニまでに掲げる債務を有する当該イからニまでに定める者(イ、ロ又はニに定める者にあつては、中小企業者又は中小規模の事業者として主務省令で定めるものに限り。))の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためにするものを行うこと。

イ 第二号の規定による小口の事業資金の貸付けに係る債務 沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むもの

- ロ 第四号の規定による貸付けに係る債務 同号に規定する者
- ハ 第五号の規定による貸付け又は同号の規定により公庫が取得した社債に係る債務 沖縄において事業を行う中小企業者
- 二 前号の規定による貸付けに係る債務 同号の規定する政令で定める者
- 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 小口の事業資金 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)別表第1第1号の下欄に規定する小口の事業資金をいう。
- 一の二 小口 of 教育資金 株式会社日本政策金融公庫法別表第1第2号の下欄に規定する小口 of 教育資金をいう。
- 二 恩給等 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和29年法律第91号)第2条第1項に規定する恩給等をいう。
- 三 中小企業者 株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号に規定する中小企業者をいう。
- 四(略)
- 五 生活衛生関係営業者 株式会社日本政策金融公庫法第2条第1号に規定する生活衛生関係営業者をいう。
- 3(略)
- 4 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第3条から第9条までの規定は、公庫が同法第2条第1項に規定する恩給等を担保として貸付けをする場合について準用する。

(業務の委託等)

- 第20条 公庫は、主務省令で定める金融機関、地方公共団体その他政令で定める法人に対し、その業務(次条第1項の規定により委託を受けた業務を含む。)のうち政令で定めるものを委託することができる。
- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が前項の規定により当該金融機関に対し委託した業務を受託することができる。
- 3 第1項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は同項に規定する政令で定める法人(以下「受託金融機関等」という。)の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の受託)

- 第21条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、独立行政法人住宅金融支援機構の行う独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)第13条第1項第1号から第3号までに規定する業務若しくはこれらに附帯する業務の一部、株式会社日本政策金融公庫の行う株式会社日本政策金融公庫法第11条第1項第2号の規定による同法別表第2第1号から第5号までに掲げる業務若しくはこれらに附帯する業務又は特別の法律によって設立された法人で政令で定めるものの行う貸付けの業務を受託することができる。
- 2 公庫は、前項の規定により業務の委託を受けたときは、当該委託を受けた業務に係る貸付けによって生ずる債務の保証を行うことができる。

(業務方法書)

- 第22条 公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

(事業計画及び資金計画)

第23条 公庫は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、並びに当該四半期における第26条第2項の規定による短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(参考)

「役員に対する給与及び退職手当の支給の基準」に係る公表について

当公庫の役員の給与及び退職手当の支給の基準は次のとおりです。これは沖縄振興開発金融公庫法第18条の規定に基づき、公表するものです。

役員に対する給与及び退職手当の支給の基準

(令和8年6月17日現在)

- 1 基本的な考え方(社会一般の情勢への適合)
- 沖縄振興開発金融公庫法第18条においては、役員の給与及び退職手当(以下「給与等」という。)の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定めることとされている。その際、基本的な考え方として次の点に配慮するものとする。
- (1) 役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 役員の給与等は、沖縄振興開発金融公庫の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- (3) 役員の給与等は、沖縄振興開発金融公庫の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。
- 2 役員の給与等
- (1) 給与

給与の種類		支給基準等
イ 本 俸	月額により支給	
		本俸月額(単位:千円)
	理事長	1,152
	副理事長	990
	理事	856
	監事	768
ロ 特別調整手当	東京都特別区に在勤する役員 本俸月額×0.20	
ハ 通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第12条第1項及び第2項の規定に準じて支給	
ニ 特別手当	【(本俸月額+特別調整手当月額)+(本俸月額×0.25)+{(本俸月額+特別調整手当月額)×0.2}】×支給割合(※)×在職期間(※) 令和7年度支給割合:3.5ヵ月	

(2) 退職手当

退職の日における本俸月額×10.4625/100×100/98
×業績勘案率(※)×在職期間(月数)

(※) 外部の学識経験者で構成される業績評価委員会が、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する率

役員退職手当の支給状況 (令和7年度中に支給された退職手当)

区分	支給額(総額)	在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要
理事長	千円 該当者なし	年 月			-
副理事長	千円 該当者なし	年 月			-
理事	千円 該当者なし	年 月			-

(注) 業績勘案率は、外部の学識経験者で構成される業績評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する。

会計等に関する関連法の規定(抜粋)

◇沖縄振興開発金融公庫法

(資本金)

- 第4条 公庫の資本金は、附則第4条第2項の規定により政府から出資があつたものとされた金額に相当する金額とする。
- 2 政府は、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。
- 3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(予算及び決算)

- 第24条 公庫の予算及び決算に関しては、沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)の定めるところによる。

(国庫納付金)

- 第25条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならない。
- 2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。
- 3 第1項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計については、政令で定める。

(借入金等)

- 第26条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入れをすることができる。
- 2 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、前項に規定する政府からの資金の借入れの予算で定める限度額及び次条第1項に規定する沖縄振興開発金融公庫債券(以下この項において「公庫債券」という。)の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から、前項の規定により既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している公庫債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第23条の規定により定めた短期借入金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができる。
- 3 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。
- 4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第10条第2項本文の規定による貸付け(以下「財形住宅貸付け」という。)に必要な資金を調達するため、政府以外の者から資金の借入れをすることができる。
- 5 公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、寄託金の受入れをすることができる。
- 6 第1項、第2項、第4項及び前項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れ又は寄託金の受入れをしてはならない。

(債券の発行)

- 第27条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖縄振興開発金融公庫債券(以下「公庫債券」という。)を発行することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、公庫は、公庫債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、公庫債券を発行することができる。
- 3 公庫は、主務大臣の認可を受けて、財形住宅貸付けに必要な資金を調達するため、沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券(以下「財形住宅債券」という。)を発行することができる。
- 4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第19条第1項第3号イに掲げる者で同号の規定による貸付けを希望するものその他政令で定める者が引き受けるべきものとして、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券(以下「住宅宅地債券」という。)を発行することができる。
- 5 公庫債券、財形住宅債券又は住宅宅地債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 6 前項の先取特権の順位は、民法(明治29年法律第89号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 7 公庫は、公庫債券、財形住宅債券又は住宅宅地債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。)を行う者に委託することができる。
- 8 会社法(平成17年法律第86号)第705条第1項及び第2項並びに第709条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。
- 9 前各項に定めるもののほか、公庫債券、財形住宅債券又は住宅宅地債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府保証)

- 第27条の2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和21年法律第24号)第3条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公庫が前条第1項の規定により発行する公庫債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和28年法律第51号)第2条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。次項において同じ。)について保証することができる。
- 2 政府は、前項の規定によるほか、公庫が前条第2項の規定により発行する公庫債券に係る債務について、保証することができる。

(余裕金の運用等)

- 第28条 公庫は、次の方法による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
- 一 国債、地方債又は政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)の保有
 - 二 財政融資資金への預託
 - 三 銀行への預金
 - 四 前3号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

- 2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。
- 3 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

附則

（琉球開発金融公社等からの権利義務の承継等）

- 第4条 公庫の成立の際、現に琉球開発金融公社の有する権利義務で、協定に基づいて政府が引き継ぐこととなるもの、大衆金融公庫の有する権利義務及び琉球政府の産業開発資金融通特別会計、運搬船建造資金融通特別会計、住宅建設資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計又は本土産米穀資金特別会計に属する権利義務は、政令で定めるものを除き、その時において公庫が承継する。
- 2 前項の規定により公庫が権利義務を承継したときは、その承継された権利義務に係る資産の価額の合計額から負債の価額の合計額を差し引いた金額に相当する金額が、政府から公庫に出資されたものとする。
 - 3 前項の資産及び負債の評価の方法については、政令で定める。

◇沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律

（事業年度）

- 第2条 公庫の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（決算の完結）

- 第17条 公庫は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

（財務諸表の作成、提出等）

- 第18条 公庫は、毎事業年度、損益計算書、貸借対照表及び財産目録（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第1項において同じ。）を含む。以下「財務諸表」という。）を作成し、当該財務諸表に関する監事の意見を付して、決算完結後1月以内に主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 公庫は、前項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
 - 3 前項に規定する附属明細書及び業務報告書に記載すべき事項は、財務省令で定める。

（決算報告書の作成、提出等）

- 第19条 公庫は、決算完結後第5条第4項及び第9条第1項に規定する予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下第21条までにおいて同じ。）を作成し、当該決算報告書に

関する監事の意見を付し、かつ、前条第1項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

- 2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の財務諸表を添え、内閣に送付しなければならない。
- 3 公庫は、第1項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 第1項に規定する決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。

（決算報告書等の会計検査院への送付）

- 第20条 内閣は、前条第2項の規定により公庫の決算報告書の送付を受けたときは、同条第1項の財務諸表を添え、翌年度の11月30日までに、会計検査院に送付しなければならない。

（決算報告書等の国会への提出）

- 第21条 内閣は、会計検査院の検査を経た公庫の決算報告書に第19条第1項の財務諸表を添え、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

その他

財務諸表の作成方法等については、「特殊法人等会計処理基準」（昭和62年10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会報告）に準拠している。

◇簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（抄）

（沖縄振興開発金融公庫の在り方）

- 第11条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条の2第1項の沖縄振興基本方針に係る同条第3項に規定する令和4年度を初年度とする10箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。
- 2 沖縄振興開発金融公庫の業務は、新政策金融機関に承継させる。ただし、平成20年度において、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に存続させる必要があるものを除き、日本政策投資銀行の業務に相当する業務は廃止し、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫の業務に相当する業務については第8条第2項ただし書、第9条第2項ただし書及び前条第2項ただし書の規定に準じた措置を講ずるものとする。
 - 3 第1項の統合に当たっては、沖縄県の区域を管轄する新政策金融機関の事務所が、沖縄の振興に関する施策に金融上の寄与をするため、前項本文の業務を自立的かつ主体的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする。

沿革

県内外の主な動き

本土復帰により沖縄県発足（47年5月） 「沖縄振興開発計画政府決定」（47年12月） 復帰記念「若夏国体」開催（48年5月） 石油危機発生（48年10月） ベトナム戦争終結（50年4月） 「海洋博」開催（50年7月～51年1月）	1972（昭和47年） ～ 1975（昭和50年）	沖縄石油基地（CTS）建設許可（51年6月） 交通方法変更実施（53年7月） 第二次石油危機（54年） 県、中城湾港開発基本計画決定（55年7月）	1976（昭和51年） ～ 1980（昭和55年）	沖縄振興開発特別措置法の10年間延長決定（57年5月） 第二次沖縄振興開発計画スタート（57年） 沖縄県中央卸売市場開設（59年4月） 郵政省、沖縄をテレビアamodel地域に指定（60年3月）	1981（昭和56年） ～ 1985（昭和60年）	県、「沖縄県観光振興基本計画」策定（61年9月） 「海邦国体」開催（62年9月） 沖縄自動車道、石川～那覇間開通（62年10月） 国内初の「沖縄自由貿易地域那覇地区」完成（63年5月） 昭和天皇崩御、新元号「平成」と改元（元年1月） 消費税スタート（元年4月） 県庁新庁舎行政棟落成（2年1月） 県「リゾート沖縄マスタープラン」発表（2年3月）	1986（昭和61年） ～ 1990（平成2年）	湾岸戦争勃発（3年1月） 第三次沖縄振興開発計画決定（4年9月） 首里城公園開園正殿復元（4年11月） EC統合市場発足（5年1月） 阪神・淡路大震災（7年1月）	1991（平成3年） ～ 1995（平成7年）	普天間飛行場の全面返還合意（8年4月） 沖縄都市モノレール着工（8年11月） 県、「国際都市形成構想」を決定（8年11月） 香港返還（9年7月） 山一証券経営破綻、自主廃業決定（9年11月） 沖縄法改正により「特別自由貿易地域」、「情報通信産業振興地域」及び「観光振興地域」創設（10年3月） 長銀、日債銀破綻、国有化（10年10月） 「沖縄経済振興21世紀プラン」中間報告（11年6月） 九州・沖縄サミット開催（12年7月） 琉球王国のグスク及び関連遺産群が世界遺産登録（12年11月）	1996（平成8年） ～ 2000（平成12年）	中央省庁再編。沖縄開発庁は内閣府に統合（13年1月） 「特殊法人等改革基本法」成立（13年6月） 米国同時テロ発生（13年9月） 沖縄信用金庫破綻（13年10月） 「沖縄振興特別措置法」施行（14年4月） 「沖縄振興計画」策定（14年7月） イラク戦争勃発（15年3月） 日本郵政公社発足（15年4月） 沖縄都市モノレール開業（15年8月） 国立劇場おきなわ開場（16年1月） 沖縄国際大学に米軍ヘリ墜落炎上（16年8月） 「行政改革の重要方針」閣議決定（17年12月）	2001（平成13年） ～ 2005（平成17年）	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」公布（18年6月） リーマン・ブラザーズ経営破綻（20年9月） 「株式会社日本政策金融公庫法」及び「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」公布（19年5月）施行（20年10月） 株式会社日本政策金融公庫発足（20年10月） 株式会社日本政策投資銀行発足（20年10月）	2006（平成18年） ～ 2010（平成22年）	東日本大震災（23年3月） 「沖縄振興特別措置法」改正（24年3月） 「沖縄21世紀ビジョン基本計画」策定（24年5月） 南ぬ島石垣空港開港（25年3月） 伊良部大橋開通（27年1月） 共通番号（マイナンバー）制度関連法施行（27年10月） アジアインフラ投資銀行（AIIB）発足（27年12月）	2011（平成23年） ～ 2015（平成27年）	日銀がマイナス金利導入決定（28年1月） 沖縄県内の有効求人倍率が復帰後初めて1倍を突破（28年6月） 「沖縄21世紀ビジョン基本計画」改定（29年5月） 年平均の有効求人倍率が本土復帰後初の1倍超（30年1月） 県内入域観光客数1,000万人超過過去最高を更新（31年3月） 新元号「令和」と改元（元年5月） 首里城公園で大規模火災。正殿ほか主要施設全焼（元年10月） 新型コロナウイルス感染症が流行（2年1月） 那覇空港第二滑走路供用開始（2年3月） 沖縄・奄美の世界自然遺産登録決定（3年7月） 東京五輪・パラリンピック（3年7月～9月） 軽石大量漂着（3年10月）	2016（平成28年） ～ 2021（令和3年）	ロシアによるウクライナ軍事侵襲（4年2月） 「沖縄振興特別措置法」改正（4年3月） 沖縄復帰50周年（4年5月） 「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」策定（4年5月） 第7回世界のウチナーンチュ大会開催（4年10月） 首里城正殿竣工（4年11月） 新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症へ移行（5年5月） 原発処理水の放出開始、中国が反発（5年8月） イスラエル・ハマスの軍事衝突（5年10月） 能登半島地震（6年1月） 日銀がマイナス金利解除（6年3月） 円安、34年ぶり1ドル160円台（6年4月） 泡盛が無形文化遺産登録（6年12月） トランプ氏、米大統領に返り咲く（7年1月） オリオンビールが東証プライム市場に上場（7年9月） 米軍がイランに大規模攻撃（8年2月）	2022（令和4年） ～
---	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	---	--------------------------------	---	-------------------------------	---	--------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	---	--------------------------------	--	-----------------

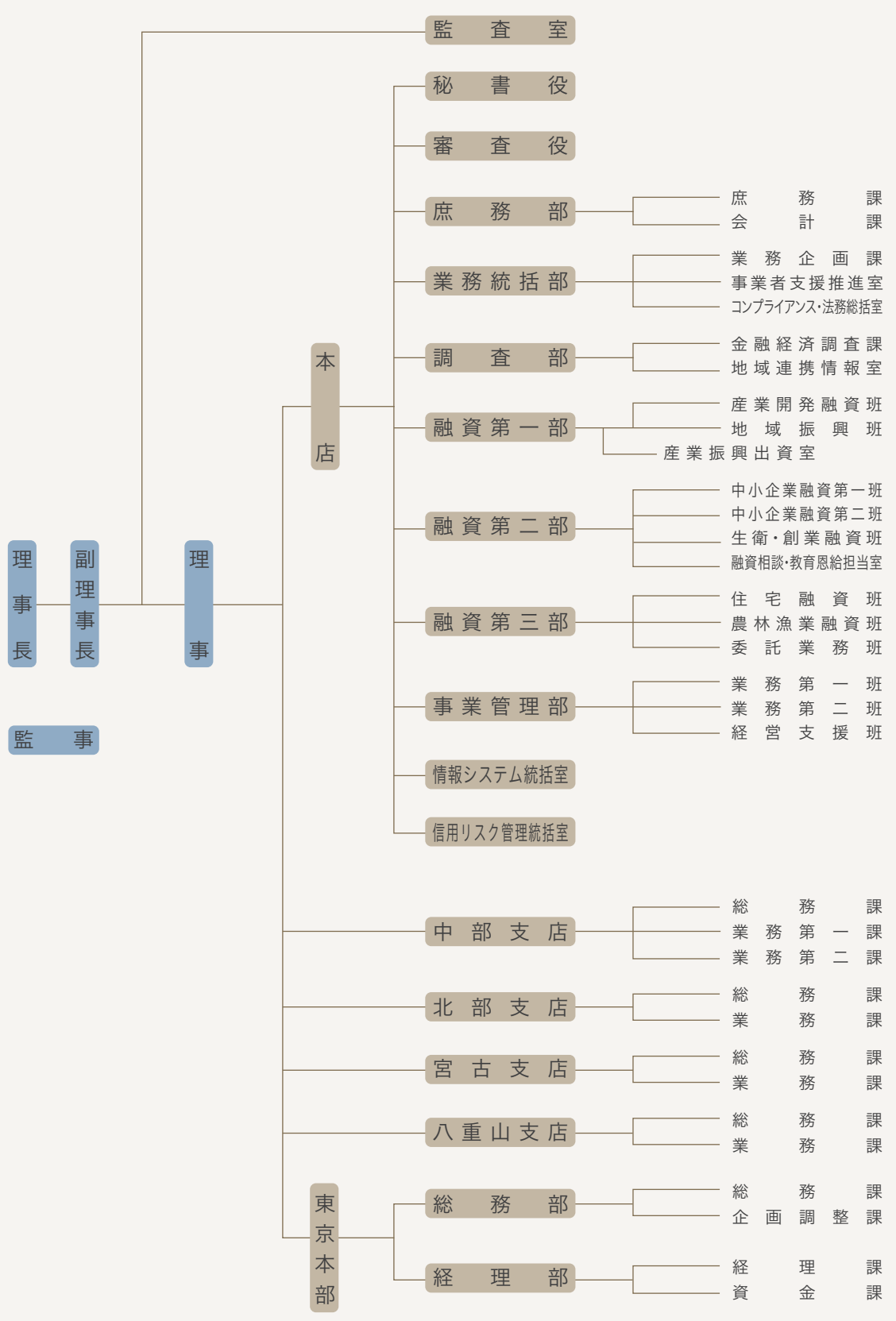
沖縄公庫の沿革

沖縄公庫設立（47年5月） 中小・零細企業特別融資開始（47年6月） 那覇支店を本店に統合等の機構改革実施（49年4月） 本店事務所、那覇市久茂地へ移転（49年12月） 財形住宅資金創設（50年6月） 環境衛生資金に従業員独立開業資金創設（50年7月）	沖縄公庫設立（47年5月） 中小・零細企業特別融資開始（47年6月） 那覇支店を本店に統合等の機構改革実施（49年4月） 本店事務所、那覇市久茂地へ移転（49年12月） 財形住宅資金創設（50年6月） 環境衛生資金に従業員独立開業資金創設（50年7月）
赤瓦住宅融資制度創設（52年6月） 出資及び債務保証業務追加（53年） 進学資金融資制度創設（53年） 交通方法変更に伴う特別融資制度創設（53年）	赤瓦住宅融資制度創設（52年6月） 出資及び債務保証業務追加（53年） 進学資金融資制度創設（53年） 交通方法変更に伴う特別融資制度創設（53年）
住宅資金に段階金利制度創設（57年10月） 研修会館「鐘秀館」竣工（57年11月） 中古住宅購入資金創設（58年） 北部支店新店舗落成（59年5月） システム開発事務局発足（60年4月）	住宅資金に段階金利制度創設（57年10月） 研修会館「鐘秀館」竣工（57年11月） 中古住宅購入資金創設（58年） 北部支店新店舗落成（59年5月） システム開発事務局発足（60年4月）
沖縄観光レクリエーション拠点整備資金創設（61年） 沖縄自由貿易地域振興資金創設（62年） 融資相談室発足（62年） NTT無利子貸付制度創設（62年9月） プロジェクト推進室発足（63年4月） 中部支店新店舗落成（2年3月） 産業開発資金に立ち上がり支援資金等を創設（2年6月）	沖縄観光レクリエーション拠点整備資金創設（61年） 沖縄自由貿易地域振興資金創設（62年） 融資相談室発足（62年） NTT無利子貸付制度創設（62年9月） プロジェクト推進室発足（63年4月） 中部支店新店舗落成（2年3月） 産業開発資金に立ち上がり支援資金等を創設（2年6月）
進学資金を教育資金に改正（3年4月） 宮古支店新店舗落成（6年3月） プロジェクト推進課発足（6年6月） 年金福祉事業団へ年金教育貸付の業務委託を開始（6年11月） 自由貿易地域等特定地域振興資金創設（7年4月）	進学資金を教育資金に改正（3年4月） 宮古支店新店舗落成（6年3月） プロジェクト推進課発足（6年6月） 年金福祉事業団へ年金教育貸付の業務委託を開始（6年11月） 自由貿易地域等特定地域振興資金創設（7年4月）
沖縄特産品振興資金創設（8年6月） 代理店の業務範囲に中小企業等の特定資金、恩給担保資金を追加拡大（9年1月・4月） 産発・中小・生業資金に金融環境変化対応貸付創設（9年） 新規事業支援室発足（9年4月） 沖縄農林畜水産物等起業化支援資金創設（9年4月） 産業開発資金に非設備資金創設（10年12月） 沖縄創業者等支援緊急特別資金創設（10年12月） 沖縄離島地域経済活性化資金創設（11年4月） 本店新店舗落成（12年4月） 住宅宅地債券（マンション修繕コース）制度創設（12年6月）	沖縄特産品振興資金創設（8年6月） 代理店の業務範囲に中小企業等の特定資金、恩給担保資金を追加拡大（9年1月・4月） 産発・中小・生業資金に金融環境変化対応貸付創設（9年） 新規事業支援室発足（9年4月） 沖縄農林畜水産物等起業化支援資金創設（9年4月） 産業開発資金に非設備資金創設（10年12月） 沖縄創業者等支援緊急特別資金創設（10年12月） 沖縄離島地域経済活性化資金創設（11年4月） 本店新店舗落成（12年4月） 住宅宅地債券（マンション修繕コース）制度創設（12年6月）
「わたしたちの行動指針」の制定（13年3月） 沖縄情報通信産業支援資金創設（13年4月） おきなわブランド振興資金創設（13年4月） 沖縄観光関連業者緊急特別資金創設（13年10月） 新事業創出促進出資業務追加（14年4月） 融資第一、二、三部及び債権管理部に班制導入、新事業育成出資及び信用リスク管理統括室発足（14年4月） 第1回沖縄公庫債券100億円発行（14年10月） 赤土等流出防止低利（ちゅうろ海低利）制度創設（15年4月） コンプライアンス総括室発足（16年4月） 沖縄離島振興貸付・沖縄特産品振興貸付「泡盛特例」、沖縄中小企業経営基盤強化貸付を創設（17年4月）	「わたしたちの行動指針」の制定（13年3月） 沖縄情報通信産業支援資金創設（13年4月） おきなわブランド振興資金創設（13年4月） 沖縄観光関連業者緊急特別資金創設（13年10月） 新事業創出促進出資業務追加（14年4月） 融資第一、二、三部及び債権管理部に班制導入、新事業育成出資及び信用リスク管理統括室発足（14年4月） 第1回沖縄公庫債券100億円発行（14年10月） 赤土等流出防止低利（ちゅうろ海低利）制度創設（15年4月） コンプライアンス総括室発足（16年4月） 沖縄離島振興貸付・沖縄特産品振興貸付「泡盛特例」、沖縄中小企業経営基盤強化貸付を創設（17年4月）
審査役、創業支援班及び生業融資・契約班が発足（18年4月） 融資第一部と事業管理部（債権管理部から改称）の再編を実施（19年4月） 八重山支店新店舗落成（19年4月） 東京本部事務所移転（19年9月） 情報システム統括室発足（20年4月） 沖縄自立型社会資本整備貸付創設（20年4月） 沖縄経済自立支援貸付創設（21年4月） 教育離島利率特例制度創設（22年4月）	審査役、創業支援班及び生業融資・契約班が発足（18年4月） 融資第一部と事業管理部（債権管理部から改称）の再編を実施（19年4月） 八重山支店新店舗落成（19年4月） 東京本部事務所移転（19年9月） 情報システム統括室発足（20年4月） 沖縄自立型社会資本整備貸付創設（20年4月） 沖縄経済自立支援貸付創設（21年4月） 教育離島利率特例制度創設（22年4月）
沖縄雇用・経営基盤強化資金創設（24年4月） 沖縄人材育成資金創設（24年4月） 駐留軍用地跡地開発促進貸付制度創設（25年5月） 中小企業等資金を中心とした本店融資部門の再編を実施（25年6月） 産投出資規模拡充（リーディング産業支援）（26年4月） コンプライアンス総括室を総務部から企画調査部に移管（27年4月） 沖縄観光リゾート産業振興貸付制度創設（27年4月）	沖縄雇用・経営基盤強化資金創設（24年4月） 沖縄人材育成資金創設（24年4月） 駐留軍用地跡地開発促進貸付制度創設（25年5月） 中小企業等資金を中心とした本店融資部門の再編を実施（25年6月） 産投出資規模拡充（リーディング産業支援）（26年4月） コンプライアンス総括室を総務部から企画調査部に移管（27年4月） 沖縄観光リゾート産業振興貸付制度創設（27年4月）
沖縄地方創生雇用促進貸付利率特例制度創設（28年2月） 沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度創設（28年4月） 沖縄農林漁業台風災害支援貸付制度創設（28年4月） 融資第二部に「ひとり親支援担当」を配置（29年4月） 中部支店移転（30年5月） 沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度創設（31年4月） 企画調査部を業務統括部と調査部に再編（31年4月） 「くるみんマーク」取得（元年6月） 新型コロナウイルス感染症特別貸付制度創設（2年3月） 沖縄生産性向上促進貸付制度創設（2年4月） 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度創設（2年8月） 産業開発資金資本性劣後ローン特例制度創設（3年4月） 本支店に「事業承継担当者」を配置（3年11月） 第30回沖縄公庫債券（サステナビリティボンド）100億円発行（3年12月）	沖縄地方創生雇用促進貸付利率特例制度創設（28年2月） 沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度創設（28年4月） 沖縄農林漁業台風災害支援貸付制度創設（28年4月） 融資第二部に「ひとり親支援担当」を配置（29年4月） 中部支店移転（30年5月） 沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度創設（31年4月） 企画調査部を業務統括部と調査部に再編（31年4月） 「くるみんマーク」取得（元年6月） 新型コロナウイルス感染症特別貸付制度創設（2年3月） 沖縄生産性向上促進貸付制度創設（2年4月） 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度創設（2年8月） 産業開発資金資本性劣後ローン特例制度創設（3年4月） 本支店に「事業承継担当者」を配置（3年11月） 第30回沖縄公庫債券（サステナビリティボンド）100億円発行（3年12月）
沖縄振興開発金融公庫法改正（4年3月） 出資部門再編により融資第一部産業振興出資室発足（4年4月） 沖縄振興特別措置法の改正に伴い新事業創出促進出資の出資対象を拡充（4年4月） 産業開発資金カーボンニュートラル推進投資利率特例制度創設（4年4月） 業務統括部事業者支援推進室が発足（5年4月） 新事業創出促進出資制度拡充（出資方法に「新株予約権の取得」を追加）（5年4月） WEBサービス「沖縄公庫コネクト」開設、教育資金インターネット申込サービスの提供を開始（5年10月） 事業承継マッチングサービス（事業承継コネクト）を開始（6年2月） 沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度創設（6年4月） 沖縄社会課題対応企業等支援貸付創設（6年4月） ガバナンス強化を図るため監事を常勤化（8年4月） 北部支店新店舗落成（8年5月）	沖縄振興開発金融公庫法改正（4年3月） 出資部門再編により融資第一部産業振興出資室発足（4年4月） 沖縄振興特別措置法の改正に伴い新事業創出促進出資の出資対象を拡充（4年4月） 産業開発資金カーボンニュートラル推進投資利率特例制度創設（4年4月） 業務統括部事業者支援推進室が発足（5年4月） 新事業創出促進出資制度拡充（出資方法に「新株予約権の取得」を追加）（5年4月） WEBサービス「沖縄公庫コネクト」開設、教育資金インターネット申込サービスの提供を開始（5年10月） 事業承継マッチングサービス（事業承継コネクト）を開始（6年2月） 沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度創設（6年4月） 沖縄社会課題対応企業等支援貸付創設（6年4月） ガバナンス強化を図るため監事を常勤化（8年4月） 北部支店新店舗落成（8年5月）

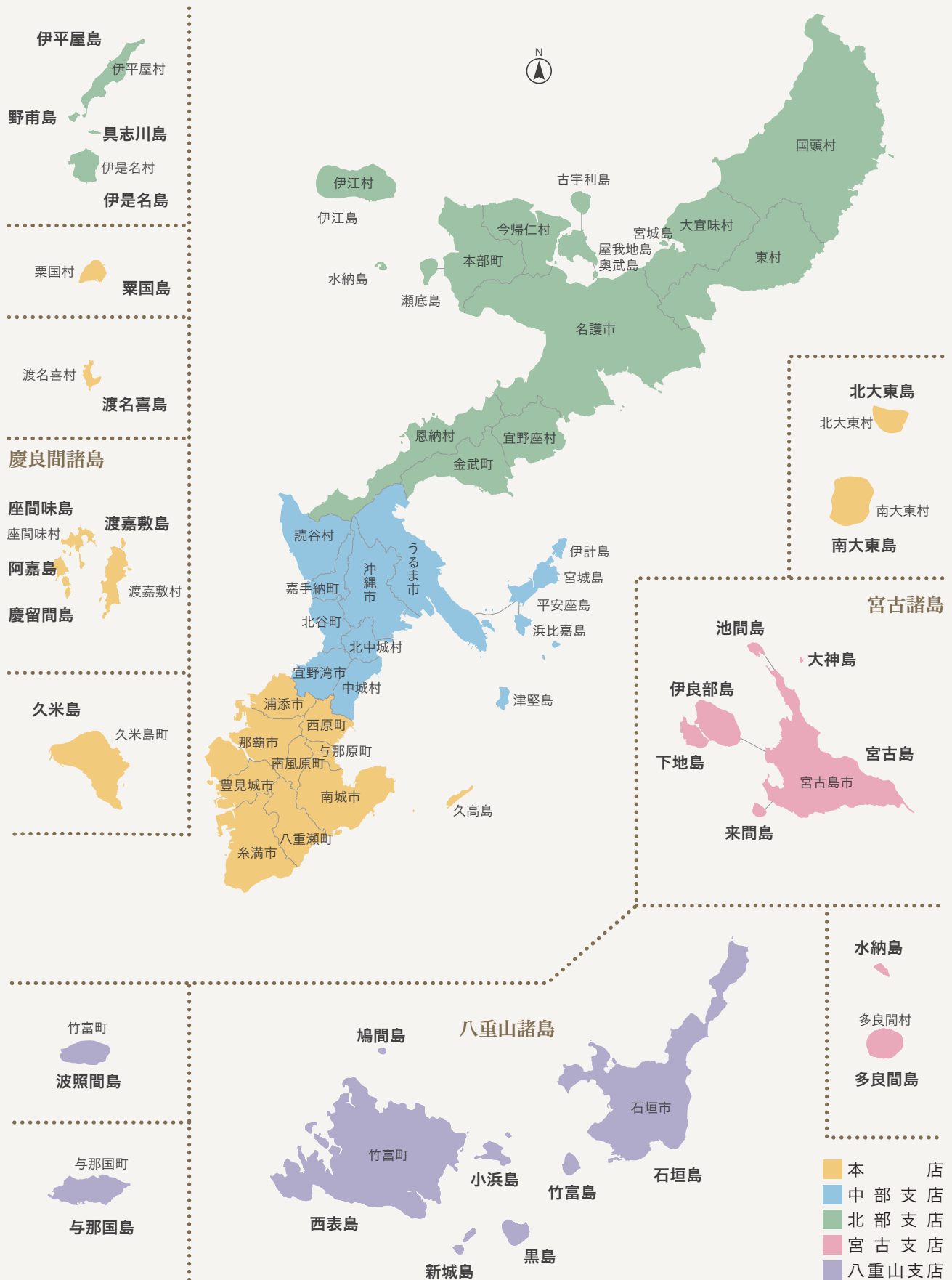
組織機構

(令和8年4月1日現在)

沿革／組織機構



【本店・支店業務区域図】



Report 2026



ホームページ
(www.okinawakouka.go.jp/)



X



沖縄振興開発金融公庫

THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION

発行／令和8年8月

沖縄振興開発金融公庫 業務統括部業務企画課

〒900-8520 沖縄県那覇市おもろまち1丁目2番26号

TEL.098-941-1740 FAX.098-941-1925



この印刷物は個人情報保護マネジメントシステム(プライバシーマーク)を認証された事業者が印刷しています。